

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等における要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ
子どもやその保護者への支援の実態に関する調査研究

報告書

令和8（2026）年3月

株式会社 NTT データ経営研究所



株式会社NTTデータ経営研究所

第 1 章 事業要旨	1
1. アンケート調査の実施	1
1) 保育所等を対象としたアンケート調査.....	1
2) 市区町村を対象としたアンケート調査.....	1
2. ヒアリング調査の実施.....	1
1) 保育所等を対象としたヒアリング調査.....	1
2) 市区町村を対象としたヒアリング調査.....	1
3. 調査結果のとりまとめ.....	2
4. 検討委員会の開催	2
第 2 章 事業目的	4
第 3 章 事業の実施内容	5
1. アンケート調査の実施方法	5
1) 保育所等を対象としたアンケート調査.....	5
2) 市区町村を対象としたアンケート調査.....	8
2. ヒアリング調査の実施方法	12
1) 保育所等を対象としたヒアリング調査.....	12
2) 市区町村を対象としたヒアリング調査.....	13
第 4 章 調査等の結果	16
1. 保育所等を対象とした調査	16
1) アンケート調査の結果.....	16
2) ヒアリング調査の結果.....	44
3) 保育所等を対象とした調査のまとめ.....	53
2. 市区町村を対象とした調査	56
1) アンケート調査の結果.....	56
2) ヒアリング調査の結果.....	77
3) 市区町村を対象とした調査のまとめ.....	89
第 5 章 分析・考察	91
1. 調査の背景と政策上の位置づけ.....	91
2. 保育所等における要支援家庭・外国にルーツのある家庭の現状と課題.....	92
1) 要支援家庭に関する現状と課題.....	92
2) 外国にルーツのある家庭に関する現状と課題	95
3. 調査結果を踏まえた対応方策	97
1) 保育所等の利用が望ましい要支援家庭・外国にルーツのある家庭の早期把握と入所支援	97
2) 要支援家庭に対する支援体制の整備.....	98
3) 外国にルーツのある家庭に対する支援体制の整備	98
第 6 章 成果の公表方法	100

第1章 事業要旨

1. アンケート調査の実施

1) 保育所等を対象としたアンケート調査

保育所等における要支援家庭及び外国にルーツのある家庭の在籍状況と対応実態を把握し、現場における課題や効果的な支援の取組を明らかにすることを目的として、アンケート調査を行った。全国の保育所等2,500施設を無作為に抽出し、令和7年11月から12月にかけてウェブアンケート形式で実施した。主な調査内容は、要支援家庭及び外国にルーツのある家庭の在籍状況、職員配置や外部の専門職による巡回支援の活用状況、関係機関との連携状況、保育者の資質向上に関する取組、並びに具体的な支援事例及び対応上の工夫・課題である。

2) 市区町村を対象としたアンケート調査

管内の保育所等に在籍する要支援家庭及び外国にルーツのある家庭の状況と、市区町村における支援の実態を把握することを目的として、アンケート調査を行った。全国1,741市区町村を対象とする悉皆調査とし、令和7年11月から令和8年1月にかけてウェブアンケート形式で実施した。主な調査内容は、要支援家庭及び外国にルーツのある家庭の把握状況、保育所等における受入れ・相談対応の状況、支援体制・職員配置制度の整備状況、未就園児向け地域支援の取組状況、並びに具体的な支援事例及び対応上の課題である。

2. ヒアリング調査の実施

1) 保育所等を対象としたヒアリング調査

要支援家庭及び外国にルーツのある家庭に関する具体的な事例を詳細に把握し、実際に行われている対応の内容や工夫・課題を明らかにすることを目的として、ヒアリング調査を実施した。アンケート調査においてヒアリング協力が可能と回答し、かつ具体的な事例を有する施設の中から取組内容や対応状況の多様性が確保されるよう考慮して選定した全国10施設を対象に、令和8年1月にオンライン会議システムを用いて実施した。主な調査内容は、近年の受入れ動向、具体的な支援事例の詳細、施設内外の支援体制や関係機関・専門職との連携状況、人材育成の取組、並びに対応上の課題と今後の展望である。

2) 市区町村を対象としたヒアリング調査

管内の保育所等における要支援家庭及び外国にルーツのある家庭の受入れ状況と、市区町村が実施している保育所等への支援施策の実態や対応上の工夫・課題を把握することを目的として、ヒアリング調査を実施した。アンケート調査においてヒアリング協力が可能と回答し、かつ具体的な事例を有する市区町村の中から支援内容や独自施策の多様性が確保されるよう考慮して選定した全国10市区町村を対象に、令和8年1月から2月にかけてオンライン会議システムを使用して実施した。主な調査内容は、近年の受入れ動向、把握から入所支援に至るまでの取組、保育所等への支援施策（職員配置・巡回支援・研修・関係機関との連携等）、並びに対応上の課題と今後の展望である。

3. 調査結果のとりまとめ

要支援家庭¹が在籍していると回答した保育所等は全体の 55.7%を占め、外国にルーツのある家庭についても 52.1%と、いずれも保育所等の過半数で在籍が確認された。これらの家庭への対応は一部の施設・市区町村に限らず全国共通の課題であり、こどもの総数が減少する中でも支援ニーズは増加又は高止まりの傾向にあるとの意見が寄せられた。

要支援家庭が抱える課題は複数の困難が重複するケースが 64.6%を占め、課題の複合度が高い家庭ほど保育所等の対応は多面的になる傾向が確認された²。保育所等では送迎時の声かけや面談、関係機関との連携等を通じて対応しているものの、配置基準を上回る職員を配置している施設は 9.3%、巡回支援を活用している施設は 18.8%にとどまる。対応上の困難として最も多く挙げられたのは「家庭の背景・事情が見えづらく方針立案が困難」（36.3%）であり、知識・技術不足や職員不足が続いた。こうした実態を踏まえると、保育所等には施設内での情報集約と外部連携を一体的に担う中核的人材の常勤配置が求められるとともに、困難事例を抱える以前から学ぶ機会を確保することが重要である。市区町村においては、こども家庭センターを中核として巡回支援・ケース会議・事例検討型研修を充実させ、保育所等の後方支援体制を強化することが必要である。保育所等の利用が望ましい要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村は 52.0%にとどまっており、支援とつながりにくい家庭へのアウトリーチの手法として令和 8 年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」や地域子育て相談機関を積極的に活用することが有効と考えられる。

外国にルーツのある家庭については、生活ルールの説明や入所手続き、こども・保護者とのコミュニケーション、食事習慣・子育て観の違いへの配慮など、受入れ時から日常の保育場面まで幅広い対応が求められる。保育所等での対応の多くは施設内での工夫（やさしい日本語・翻訳ツール・視覚的資料の活用等）にとどまっており、通訳ボランティアや国際交流協会等の専門的支援資源との連携は限定的であった。一方、外国にルーツがあること自体が直ちに対応上の課題を生じさせるわけではなく、対応が必要な場面において言語・文化の違いに起因する固有の困難が生じている実態が示された。国籍・言語の多様化が進む中、保育所等では異文化理解に関する研修や事例検討を継続的に実施することが求められる。市区町村においては、通訳・支援員の確保や翻訳機器の整備、専門的支援資源との連携窓口の設置など、施設単独では対応が困難な場面へのバックアップ機能の強化が必要であり、在籍状況にかかわらず広く参加できる研修機会の確保も重要な課題である。

4. 検討委員会の開催

アンケート調査・ヒアリング調査の企画、調査結果のとりまとめにあたっては、学識経験者と実務者から構成される検討委員会に諮り、委員から意見を募った。検討委員会の委員は 6 名で構成し、全 4 回、会場とオンラインのハイブリット形式で開催した。検討委員会の委員一覧を図表 1-1、こども家庭庁 成育局 保育政策課のオブザーバー一覧を図表 1-2、事務局一覧を図表 1-3、検討委員会の開催概要を図表 1-4 にそれぞれ

¹ 本調査における「要支援家庭」とは、保護者又はこどもの心身の障害・疾病、経済的困窮、ひとり親世帯等の事情により、関係機関と連携した助言・見守り等の対応が行われている家庭、及びそのような対応は行われていないものの、こどもの発達・養育に著しく支障が生じるおそれのある家庭を指す。

² 課題の複合度が高い事例と低い事例を比較すると、「関係機関と連携し対応方針を相談・議論している」の実施割合はそれぞれ 82.9%、62.7%であった（詳細は第 4 章参照）。

示す。

図表 1-1 検討委員会 委員（五十音順、敬称略）

氏名	所属
内田 千春	東洋大学 福祉社会デザイン学部 子ども支援学科 教授
王寺 直子	特定非営利活動法人全国認定こども園協会 代表理事
栗原 栄	川口市 子ども部 保育運営課長
杉村 秀子	大阪市 子ども青少年局 幼保施策部 保育内容充実担当課長
中谷 奈津子	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授
丸山 純	全国私立保育連盟 常務理事

図表 1-2 子ども家庭庁 成育局 保育政策課 オブザーバー（敬称略）

氏名	所属
出口 貴史	成育局 保育政策課 課長補佐
寺嶋 仁子	成育局 保育政策課 課長補佐
鎮目 健太	成育局 保育政策課 保育指導専門官
西口 浩史	成育局 保育政策課 地域保育係長
鶴澤 智美	成育局 保育政策課 保育医療対策係長

図表 1-3 事務局

氏名	所属
米澤 麻子	ライフ・バリュー・クリエイションユニット マネージングディレクター
佐藤 瞳	ライフ・バリュー・クリエイションユニット シニアコンサルタント
山岡 由佳	ライフ・バリュー・クリエイションユニット シニアコンサルタント
高澤 壽子	ライフ・バリュー・クリエイションユニット シニアコンサルタント
高治 時生	ライフ・バリュー・クリエイションユニット コンサルタント

図表 1-4 検討委員会の開催概要

会議	日時	場所	主な検討内容
第1回	令和7年9月29日 13:00-15:00	NTT データ経営 研究所会議室・オ ンライン同時開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等における要支援・異文化家庭の現状と課題 ● 保育所等向け調査の方針（方法、内容等） ● 市区町村向け調査の方針（方法、内容等）
第2回	令和7年12月24日 13:00-15:00	同上	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査（速報版）の結果報告 ● ヒアリング調査の方針（対象、内容）
第3回	令和8年2月12日 10:00-12:00	同上	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査（確定版）の結果報告 ● ヒアリング調査の結果報告
第4回	令和8年3月9日 15:30-16:30	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業のとりまとめ方針 ● 報告書（案）

第2章 事業目的

こども基本法及びこども大綱が示すとおり、こどもの健やかな育ちを保障するためには、家庭の状況や背景にかかわらず社会全体で支えることが求められている。こうした理念のもと、「保育政策の新たな方向性（令和 6 年 12 月公表）」では、「保育の量の拡大」から「質の確保・向上」及び「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」へと政策の重点が移されることが示された。

保育所等は、こどもの発達を保障する場であるとともに、保護者への支援を担う重要な役割を有している。「保育所保育指針（平成 30 年 4 月 1 日改定）」においても保護者への支援は保育所の重要な役割として位置づけられており、特に支援を必要とする家庭については、関係機関と連携しながら対応するよう努めることが求められている。要支援家庭への対応強化や、言語・文化の違いに起因する困難を抱える外国にルーツのある家庭への支援は、こうした保育の充実に向けた取組の中に位置づけられる重要な課題である。

本事業は、保育所等における要支援家庭及び外国にルーツのある家庭への支援の取組実態を保育所等・市区町村の双方から把握し、現場における課題の実態を明らかにすることを目的とする。得られた知見は、保育所等及び市区町村・関係機関それぞれの支援体制の整備に向けた対応方針の検討に資するものとする。

第3章 事業の実施内容

1. アンケート調査の実施方法

1) 保育所等を対象としたアンケート調査

(1) 目的

保育所等における、要支援家庭・外国にルーツのある家庭の在籍状況及び対応実態を調査することを目的にアンケート調査を実施した。

(2) 調査方法

令和7年11月19日に調査依頼状を調査対象の施設へ郵送した。調査対象施設の担当者は、12月12日までの期間にウェブ上でアンケート調査に回答した。調査対象の抽出方法は以下のとおりである。

(3) 調査対象

全国の保育所等 2,500 施設を無作為に抽出した。調査対象の抽出方法は以下の通りである。

1. 都道府県別に全国の保育所等の施設数を集計し、各都道府県の施設数が全国に占める割合を算出した。その割合に応じて、調査対象件数 2,500 件を都道府県別に比例配分した。
2. 1 で決定した都道府県別の調査対象件数を、都道府県内の施設類型別の構成比を反映するよう、施設類型別に再配分した。この際、すべての施設類型について最低 1 件を確保し、端数処理等により割当総数が過剰となる場合には、当該都道府県内で最も施設数の多い施設類型から件数を減じて調整した。
3. 1、2 で決定した都道府県・施設類型別の割当件数に基づき、施設情報データベース「ここ de サーチ」の施設リストから無作為抽出を行った。
4. なお、住所の詳細が不明で調査依頼状を送付できなかった家庭的保育所（栃木県 1 件、東京都 5 件、神奈川県 1 件）及び送付した調査依頼状が宛先不明により返送された認可保育所（新潟県 2 件、福岡県 1 件、福井県 1 件）は、必要件数を確保するため、無作為抽出を再度行った。

(4) 調査事項

調査項目の一覧を図表 3-1 に示す。なお、ヒアリング調査への協力可否についても確認した。

図表 3-1 アンケート調査項目一覧

カテゴリ	#	設問	回答対象
施設の基本情報	1	施設が所在する都道府県名	全施設
	2	施設が所在する市区町村名	全施設
	3	施設の事業種別	全施設
	4	施設の運営母体	全施設
	5	施設の入所定員及び在籍児童数	全施設
要支援家庭・外国にルーツのある	6	保護者又はこどもの心身の障害・疾病や経済的貧困等の事情により、関係機関と連携した助言・見守り等の対応を行っている家庭の有無	全施設

カテゴリ	#	設問	回答対象
家庭への対応状況	7	保護者又はこどもの心身の障害・疾病や経済的貧困等の事情により、関係機関と連携した助言・見守り等の対応を行っている家庭の件数	#6で「有」と回答した場合
	8	関係機関と連携した助言・見守り等の対応を行っていないものの、保護者又はこどもの心身の障害・疾病や経済的貧困等の事情により、こどもの発達・養育に著しく支障が生じるおそれのある家庭の在籍有無	全施設
	9	関係機関と連携した助言・見守り等の対応を行っていないものの、保護者又はこどもの心身の障害・疾病や経済的貧困等の事情により、こどもの発達・養育に著しく支障が生じるおそれのある家庭の件数	#8で「有」と回答した場合
	10	外国にルーツのある家庭の在籍有無	全施設
	11	外国にルーツのある家庭の件数	#10で「有」と回答した場合
	12	令和7（2025）年11月1日時点の職員数 ● 総職員（保育に従事していない職員を含む） ● 総職員のうち、設備運営基準に基づく配置職員（保育従事者） ● 総職員のうち、設備運営基準を超える加配職員（保育に従事していない職員を含む）	全施設
	13	要支援家庭又は外国にルーツのある家庭への対応を主な目的として配置した職員の有無	全施設
	14	配置した職員が主に対応している家庭	#13で「有」と回答した場合
	15	要支援家庭への対応を主な目的として配置した職員数	#14で「要支援家庭」と回答した場合
	16	外国にルーツのある家庭への対応を主な目的として配置した職員数	#14で「外国にルーツのある家庭」と回答した場合
	17	要支援家庭又は外国にルーツのある家庭への対応を目的とした、外部の専門職による巡回支援の活用有無	全施設
	18	巡回支援の専門職が主に対応している家庭	#18で「有」と回答した場合
19	巡回支援の専門職の職種	#18で「有」と回答した場合	

カテゴリ	#	設問	回答対象
	20	未就園児を対象とした取組有無（令和7年度）	全施設
	21	未就園児を対象とした取組内容	#21で「有」と回答した場合
	22	未就園児を対象とした地域支援に関する取組での、要支援家庭のこどもの受入れ有無	#21で「有」と回答した場合
	23	未就園児を対象とした地域支援に関する取組での、外国にルーツのある家庭のこどもの受入れ有無	#21で「有」と回答した場合
	24	保育者の資質向上に関する取組有無	全施設
	25	保育者の資質向上に関する取組内容	#25で「あてはまるものはない」と回答しなかった場合
要支援家庭の事例 ※1事例につき #26-32を回答いただき、最大3事例まで回答可能とした。	26	当該家庭にあてはまる状況	#6又は#8で「有」と回答した場合
	27	具体的な家庭状況	#6又は#8で「有」と回答した場合
	28	当該家庭に行っている対応内容	#6又は#8で「有」と回答した場合
	29	情報共有を行っている関係機関	#28で「関係機関と連携し、対応方針について相談・議論している」と回答した場合
	30	要支援家庭への対応を主な目的とした職員配置や外部の専門職の巡回支援の活用を行っている場合の、専門職の種類と対応内容	#6又は#8で「有」と回答し、#14又は#18で「要支援家庭」と回答した場合
	31	当該家庭に行っている対応における工夫及び効果	#6又は#8で「有」と回答した場合

カテゴリ	#	設問	回答対象
	32	当該家庭への対応における課題	#6 又は#8 で「有」と回答した場合
外国にルーツのある家庭の事例 ※1 事例につき #33-40 を回答いただき、最大 3 事例まで回答可能とした。	33	具体的な家庭状況	#10 で「有」と回答した場合
	34	当該家庭を受け入れる際に、注意が必要だと感じる点	#10 で「有」と回答した場合
	35	当該家庭への対応にあたり連携している関係機関	#10 で「有」と回答した場合
	36	外国にルーツのある家庭への対応を主な目的とした職員配置や外部の専門職の巡回支援の活用を行っている場合の、専門職の種類と対応内容	#10 で「有」と回答し、#14 又は#18 で「外国にルーツのある家庭」と回答した場合
	37	当該家庭の子どもに対して、配慮が必要な場面	#10 で「有」と回答した場合
	38	当該家庭の保護者に対して、配慮が必要な場面	#10 で「有」と回答した場合
	39	配慮が必要な状況と貴施設で行っている対応・対応における工夫及び効果	#37 と#38 のどちらも「配慮が必要な場面はない」を選択しなかった場合
	40	当該家庭への対応における課題	#10 で「有」と回答した場合
ヒアリング調査	41	ヒアリング調査の協力の可否	全施設

2) 市区町村を対象としたアンケート調査

(1) 目的

管内の保育所等に在籍する要支援家庭・外国にルーツのある家庭の状況や、対応実態を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

(2) 調査方法

令和 7 年 11 月 19 日から令和 8 年 1 月 7 日にかけてオンラインで調査を実施した。実施方法はウェブアンケートの URL (QRコード) を添付した調査依頼状を、子ども家庭庁から全国の市区町村へメールで送付し、市区町村の担当者はウェブ上のアンケートより回答した。

(3) 調査対象

全国の市区町村 1,741 市区町村を対象とした（悉皆調査）。

(4) 調査事項

調査項目は図表 3-2 のとおりである。調査のヒアリング調査への協力可否についても確認した。

図表 3-2 アンケート調査項目一覧

カテゴリ	#	設問	回答対象
I.市区町村の概要	1	市区町村が所在する都道府県名	全市区町村
	2	市区町村名	全市区町村
	3	管内の保育所等の入所定員と在籍児童数	全市区町村
	4	要保護児童対策地域協議会 ³ の設置の有無	全市区町村
	5	管内の要保護児童対策地域協議会に登録されている未就学のこどもの数、及び、そのうち保育所等に在籍しているこどもの数	全市区町村
	6	保育所等が要支援家庭や外国にルーツのある家庭への対応を主な目的として職員を配置できる制度や仕組みの有無	全市区町村
	7	保育所等が要支援家庭や外国にルーツのある家庭への対応を主な目的として職員を配置できる制度の具体的な記載	#6で「有」と回答した場合
	8	要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等に対する支援体制（保育所等への相談対応、巡回・助言等）の有無	全市区町村
	9	要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等に対する支援体制（保育所等への相談対応、巡回・助言等）の具体的な記載	#8で「有」と回答した場合
	10	令和7年度に未就園児を対象とした地域支援に関する取組（園庭開放・育児相談など）の保育所等で実施の有無	全市区町村
II.要支援家庭への対応	11	令和7（2025）年4月1日から11月1日までの間に、未就園児を対象とした地域支援に関する取組の一環として、要支援家庭のこどもを受け入れた保育所等の有無	#10で「有」と回答した場合
	12	保育所等の利用が望ましい要支援家庭を把握するための取組の有無	全市区町村
	13	保育所等の利用が望ましい要支援家庭を把握するための取組内容	#12で「有」と回答した場合
	14	令和7（2025）年4月1日から11月1日までの間における、要支援家庭からの入所相談の有無	全市区町村
	15	保育所等への入所に向けて行っている支援内容（複数選択）。	#14で「有」と回答した場合

³ 本調査では、要保護児童対策地域協議会を以降、「要対協」ということとする。

カテゴリ	#	設問	回答対象
	16	情報共有を行っている具体的な庁外の関係機関	# 15 で「庁外の関係機関との情報共有」と回答した場合
	17	保育所等への入所に向けて行っている支援について、特に効果的と思われる工夫とその効果	# 15 で何らかの支援を行っていると回答した場合
	18	要支援家庭からの入所相談に関する対応における課題	# 14 で「有」と回答した場合
	19	令和 7（2025）年 4 月 1 日から 11 月 1 日までの間に、要支援家庭の子どもを受け入れた保育所等の有無	# 10 で「有」と回答した場合
Ⅲ.要支援家庭の事例 ※最大 3 事例まで回答可能。 ※1 事例ごとに #20-28 の回答を得た	20	当該家庭にあてはまる状況	# 19 で「有」と回答した場合
	21	具体的な家庭状況	# 19 で「有」と回答した場合
	22	当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援内容	# 19 で「有」と回答した場合
	23	保育所等に案内している具体的な制度	# 22 で「制度について案内・手続きを行っている」と回答した場合
	24	当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対して、特に効果的と思われる工夫とその効果	# 22 で「支援を行っている」と回答した場合
	25	当該家庭の子どもにおける来年度に小学校への入学を予定の有無	# 19 で「有」と回答した場合
	26	当該家庭の小学校への入学に向けて、関係機関と連携の有無	# 25 で「有」と回答した場合
	27	当該家庭の小学校への入学に向けて、連携している関係機関と連携の内容	# 26 で「有」と回答した場合
	28	当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等への支援に関する課題	# 19 で「有」と回答した場合
Ⅳ.外国にルーツのある家庭への対応	29	令和 7（2025）年 4 月 1 日から 11 月 1 日までの間に、未就園児を対象とした地域支援に関する取組の一環として、外国にルーツのある家庭の子どもを受け入れた保育所等の有無	# 10 で「有」と回答した場合

カテゴリ	#	設問	回答対象
	30	保育所等の利用が望ましい外国にルーツのある家庭を把握するための取組の有無	全市区町村
	31	保育所等の利用が望ましい外国にルーツのある家庭を把握するための取組内容	# 30 で「有」と回答した場合
	32	令和 7（2025）年 4 月 1 日から 11 月 1 日までの間における、外国にルーツのある家庭からの入所相談の有無	全市区町村
	33	保育所等への入所に向けて行っている支援内容	# 32 で「有」と回答した場合
	34	連携している具体的な庁内の関係課	# 33 で「庁内の関係課との連携」と回答した場合
	35	連携している具体的な庁外の関係機関	# 33 で「庁外の関係機関との連携」と回答した場合
	36	保育所等への入所に向けて行っている支援について、特に効果的と思われる工夫とその効果	# 33 で何らかの支援を行っていると回答した場合
	37	外国にルーツのある家庭からの入所相談に関する対応における課題	# 32 で「有」と回答した場合
	38	令和 7（2025）年 4 月 1 日から 11 月 1 日までの間に、外国にルーツのある家庭のこどもを受け入れた保育所等の有無	# 10 で「有」と回答した場合
V.外国にルーツのある家庭の事例 ※最大 3 事例まで回答可能。 ※1 事例ごとに #39-56 の回答を得た	39	具体的な家庭状況	# 38 で「有」と回答した場合
	40	当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援内容	# 38 で「有」と回答した場合
	41	保育所等に案内している具体的な制度	# 40 で「制度について案内・手続きを行っている」と回答した場合
	42	当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対して、特に効果的と思われる工夫とその効果	# 40 で何らかの支援を行っていると回答した場合

カテゴリ	#	設問	回答対象
	43	当該家庭のこどもにおける来年度に小学校への入学を予定の有無	# 38 で「有」と回答した場合
	44	当該家庭の小学校への入学に向けて、関係機関と連携の有無	# 43 で「有」と回答した場合
	45	当該家庭の小学校への入学に向けて、連携している関係機関と連携の内容	# 44 で「有」と回答した場合
	46	当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等への支援に関する課題	# 38 で「有」と回答した場合
ヒアリングへの協力の可否	47	外国にルーツのある家庭からの入所相談があった場合、貴市区町村では、保育所等への入所に向けてどのような支援を行っていますか（あてはまるものをすべて選択）。	全市区町村

2. ヒアリング調査の実施方法

1) 保育所等を対象としたヒアリング調査

(1) 目的

要支援家庭・外国にルーツのある家庭の事例を詳細に把握し、実施している対応や、その工夫・課題を調査することを目的にヒアリング調査を実施した。

(2) 調査方法

令和8年1月にオンライン会議システムを使用してヒアリング調査を実施した。

(3) 調査対象

計 10 施設を対象にヒアリング調査を実施した。調査対象の選定は、アンケート調査で「協力可」と回答し、かつ、在籍中の要支援家庭又は外国にルーツのある家庭に関する具体的な事例を回答した施設を対象とした。そのうえで、施設内における取組内容や対応状況を踏まえ、事例の多様性が確保されるよう考慮しながら選定した。調査協力先を図表 3-3 に示す。

図表 3-3 調査協力先一覧（地域順）

#	名称	所在地	事業種別	運営母体	規模
1	A	宮城県	家庭的保育事業所	個人	小
2	B	埼玉県	小規模保育事業所	営利法人	小
3	C	東京都	小規模保育事業所	営利法人	小
4	D	神奈川県	認可保育所	市区町村	中
5	E	石川県	認可保育所	市区町村	大
6	F	島根県	認可保育所	社会福祉法人	中
7	G	広島県	認可保育所	営利法人	大
8	H	山口県	認定こども園	学校法人	大
9	I	鹿児島県	認定こども園	学校法人	中

#	名称	所在地	事業種別	運営母体	規模
10	J	鹿児島県	認定こども園	社会福祉法人	中

規模：在籍児童数に応じて、次のように分類した。小…20名未満、中…20名以上100名未満、大…100名以上

(4) 調査事項

調査事項は図表 3-4 のとおりである。

図表 3-4 主なヒアリング調査項目

#	カテゴリー	主な項目
1	近年の要支援家庭・外国にルーツのある家庭の受入れ動向	<ul style="list-style-type: none"> ● 件数の推移 ● 家庭の特徴やニーズの変化 ● 受入れが増加・変化している要因 ● 主な課題 等
2	アンケート調査で回答された事例の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な内容 ● 対応の経緯 ● 工夫・効果 ● 対応上の難しさや継続的な課題 ● 加配・巡回支援職員の業務内容 等
3	要支援家庭・外国にルーツのある家庭への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・専門職との連携状況 ● 外部支援の活用状況 ● 連携・支援の活用のきっかけ・留意点 ● 施設内外の役割分担 ● 職員間での共有方法 ● 具体的な取組内容 ● 保護者に対する支援の有無 等
4	人材育成の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人・施設としての人材育成の方針 ● 研修の内容・頻度・効果 ● スーパーバイズの実施の有無 ● 不足している研修の内容 ● 事例検討型の研修を行っている場合の実施方法 等
5	要支援家庭・外国にルーツのある家庭の対応に関する課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ● 対応にあたっての施設としての課題 ● 今後行いたい取組 ● 国・市区町村に期待する支援内容 等

2) 市区町村を対象としたヒアリング調査

(1) 目的

要支援家庭・外国にルーツのある家庭の保育所等での受入れ状況を把握し、市区町村で実施している保育所等に対する支援や対応における工夫・課題を調査することを目的に実施した。

(2) 調査方法

令和8年1月から2月にかけて、オンライン会議システムを使用して実施した。

(3) 調査対象

計10市区町村を対象にヒアリング調査を実施した。調査対象の選定は、アンケート調査で「協力可」と回答し、かつ、管内の保育所等に在籍中の要支援家庭又は外国にルーツのある家庭に関する具体的な事例を回答した833市区町村を対象とした。そのうえで、保育所等に対する支援内容や市区町村の独自施策を踏まえ、事例の多様性が確保されるよう考慮しながら選定した。調査協力先の10市区町村は図表3-5のとおりである。

図表 3-5 調査協力先一覧

#	市区町村	市区町村規模	協力者の役職
1	K	大	主事 ほか
2	L	大	係長 ほか
3	M	大	主幹 ほか
4	N	大	係長 ほか
5	O	中	副班長
6	P	中	係長 ほか
7	Q	中	主査 ほか
8	R	中	主査 ほか
9	S	中	主査 ほか
10	T	小	担当 ほか

規模：市区町村の人口に応じて、次のように分類した。小…1万人未満、中…1万人以上10万人未満、大…10万人以上

(4) 調査事項

調査事項は図表3-5のとおりである。

図表 3-6 主なヒアリング調査項目

#	カテゴリー	主な項目
1	近年の要支援家庭・外国にルーツのある家庭の受入れ動向	<ul style="list-style-type: none">・件数の推移・家庭の特徴やニーズの変化・受入れ数が変化している要因・主な課題
2	アンケート調査で回答された事例の詳細	<ul style="list-style-type: none">・具体的な内容・対応の経緯・工夫・効果・対応上の難しさや継続的な課題・加配職員・巡回支援職員の業務内容・関係機関との連携状況

#	カテゴリー	主な項目
3	保育所等への支援施策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の加配・巡回支援制度の実施の有無 ・利用要件 ・未就園児を対象とした制度（誰でも通園制度等）の活用の有無 ・保育所職員向け研修の実施の有無 ・（研修を行っている場合）目的・運営主体 ・事例検討の機会の有無
4	要支援家庭・外国にルーツのある家庭の対応に関する課題と展望	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村としての課題 ・今後行いたい取組 ・国・市区町村に期待する支援内容

第4章 調査等の結果

1. 保育所等を対象とした調査

1) アンケート調査の結果

(1) 調査結果の概要

① 調査の方法と回答結果の概要

2,500 件配布し、463 件の回答を得たため、回答率は 18.5%であった。

図表 4-1 回答結果の概要

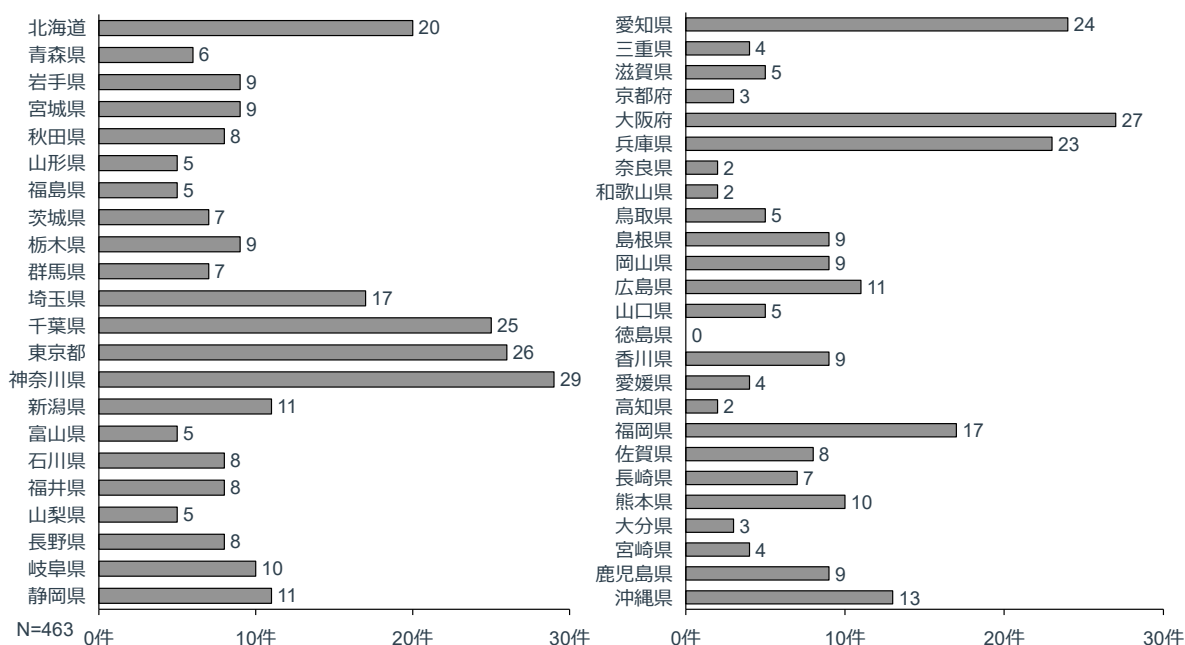
項目	内容
配布数	2,500 件
回答数	463 件
回答率	18.5%

② 都道府県別の回答結果

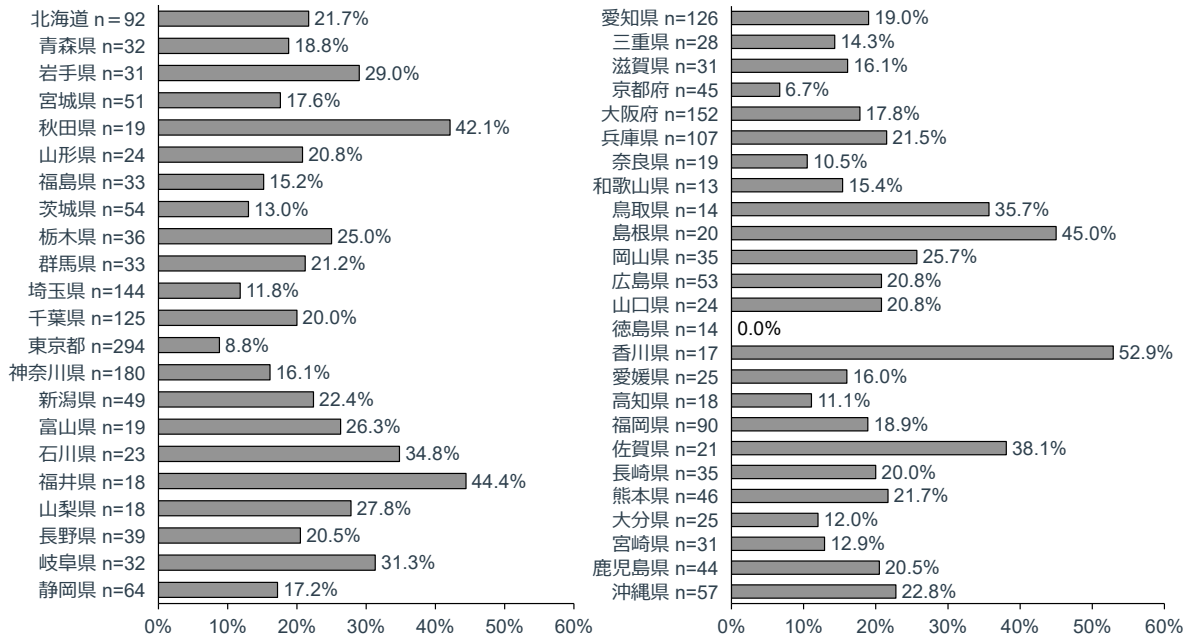
回答数 463 件の都道府県別の内訳は下図の通りである。都道府県ごとに配布件数を割り当てたため、回答件数に差があるものの、おおむね全国から広く回答を得ることができた。

都道府県別の回答件数を配布件数で除して算出した回答率は下図の通りである。都道府県別の回答率には 0 から 5 割強までばらつきがあり、平均値は 21.7%である。

図表 4-2 都道府県別の回答件数



図表 4-3 都道府県別の回答率



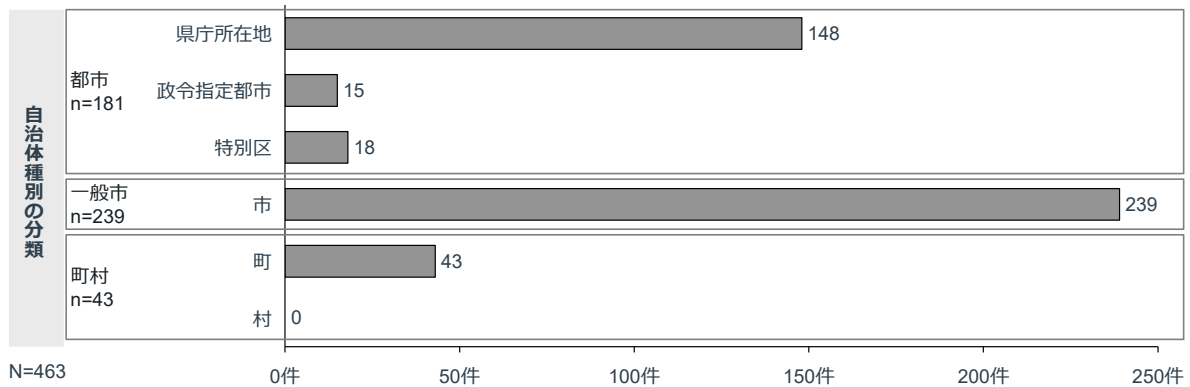
(2) 合成変数の説明

クロス集計による分析を行うため、回答結果をふまえて6つの変数を新たに作成した。本項では、調査項目に基づく結果を提示したうえで、本調査における分類と分類に基づく量的な集計結果を説明する。

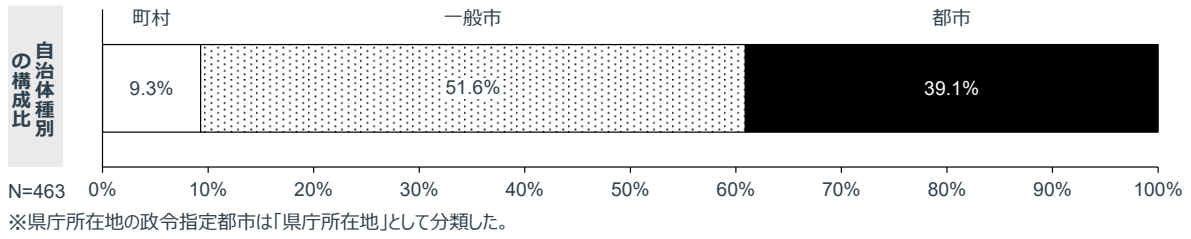
① 自治体種別

回答数 463 件の自治体種別の内訳は下図の通りである。都道府県ごとの事業種別の施設数に応じて配布件数を割り当てたため、事業所数の多い都市部からの回答が多くなったと推察される。

図表 4-4 自治体種別の分類



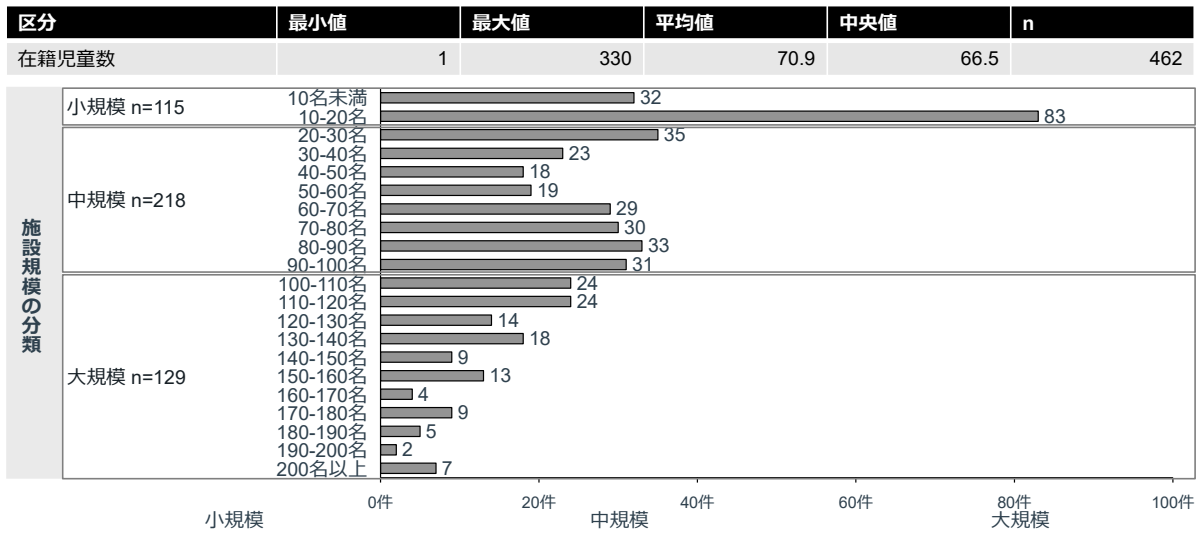
図表 4-5 自治体種別の構成比



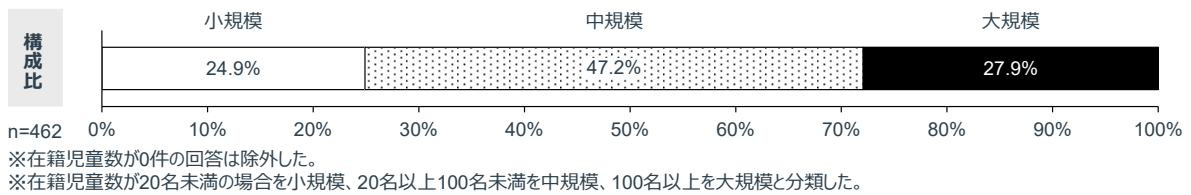
② 在籍児童数

回答施設の在籍児童数は 1 名から 330 名であり、平均値は約 71 名であった。20 名以上 100 名未満の中規模の施設が最も多く、約半数を占めた。

図表 4-6 在籍児童数 施設規模の分類



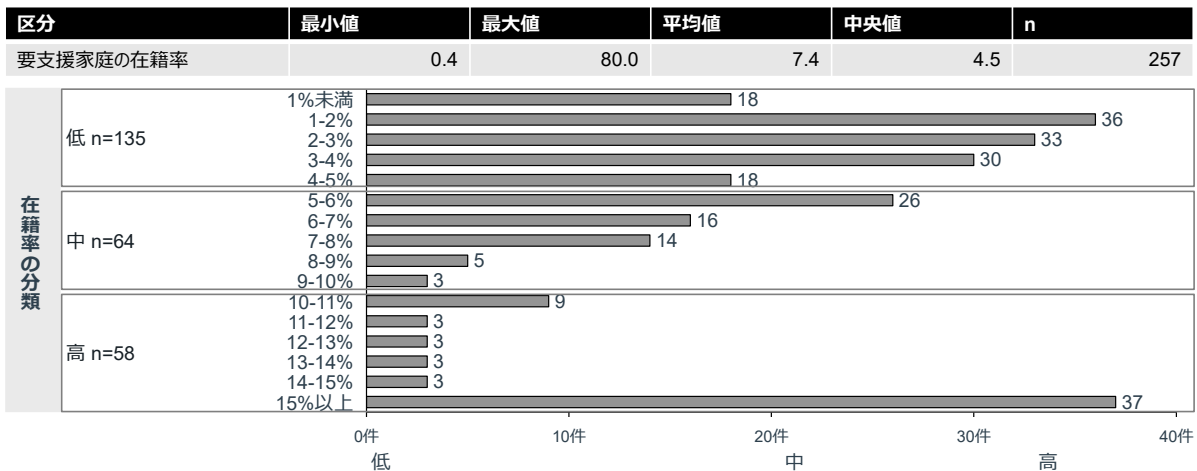
図表 4-7 在籍児童数 構成比



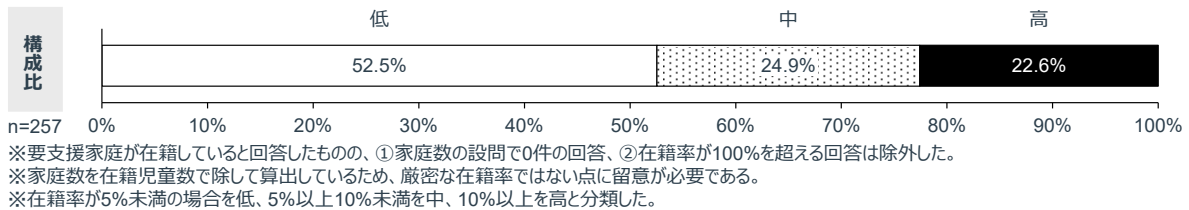
③ 要支援家庭の在籍率

回答施設の要支援家庭の在籍率は 1%未満から 80%であり、平均値は 7.4%であった。5%未満が最も多く、半数を占めた一方、10%以上も 2 割以上を占めた。

図表 4-8 要支援家庭の在籍率の分類



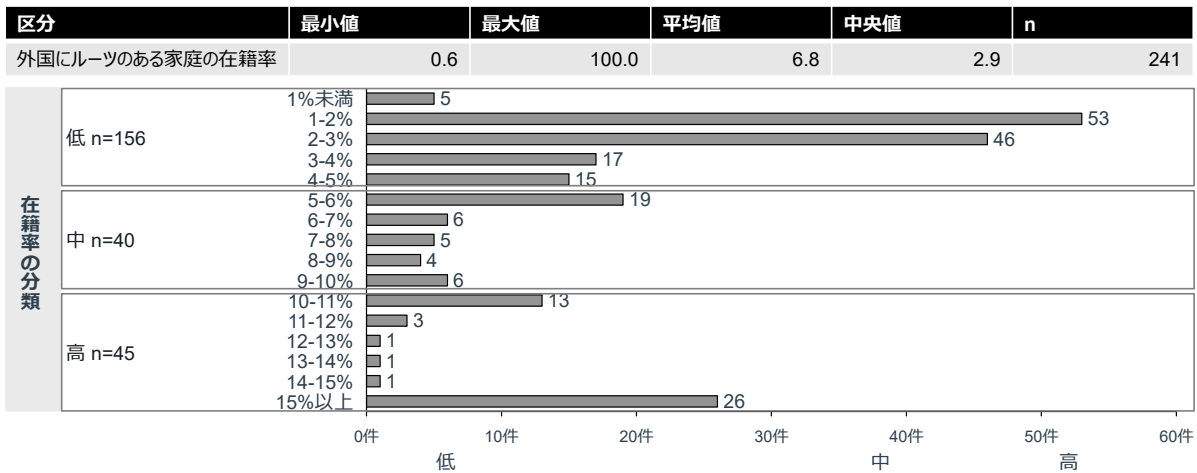
図表 4-9 要支援家庭の在籍率 構成比



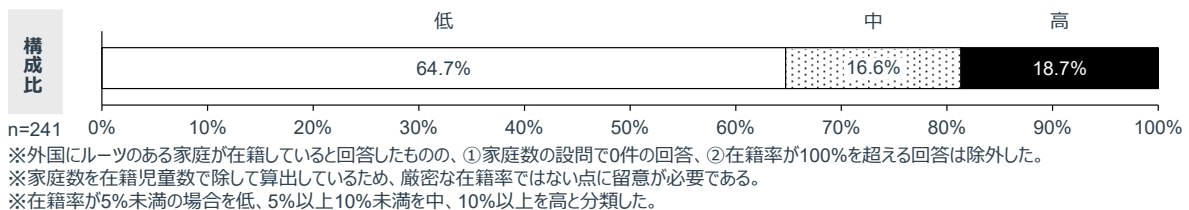
④ 外国にルーツのある家庭の在籍率

回答施設の外国にルーツのある家庭の在籍率は1%未満から100%であり、平均値は6.8%であった。5%未満が最も多く、6割以上を占めた一方、10%以上も2割弱を占めた。

図表 4-10 外国にルーツのある家庭の在籍率の分類



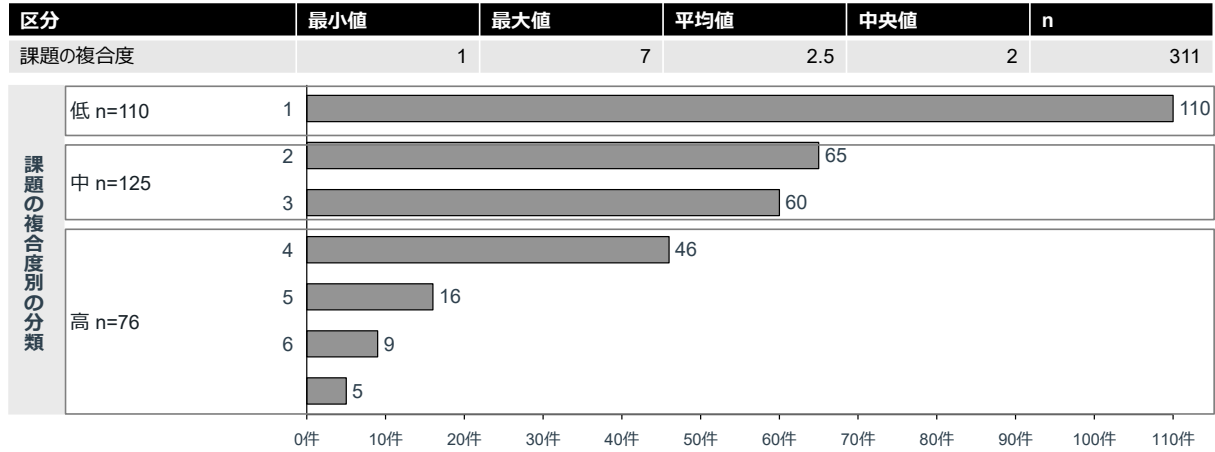
図表 4-11 外国にルーツのある家庭の在籍率 構成比



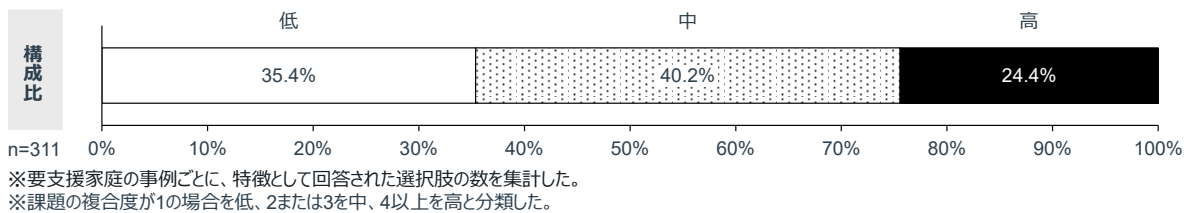
⑤ 要支援家庭の課題の複合度

事例ごとの要支援家庭の課題は1から7までであり、平均値は2.5であった。家庭の特徴として回答された課題は1が最も多い一方、4以上の課題が重複する事例も4分の1を占めた。

図表 4-12 要支援家庭の課題の複合度別の分類



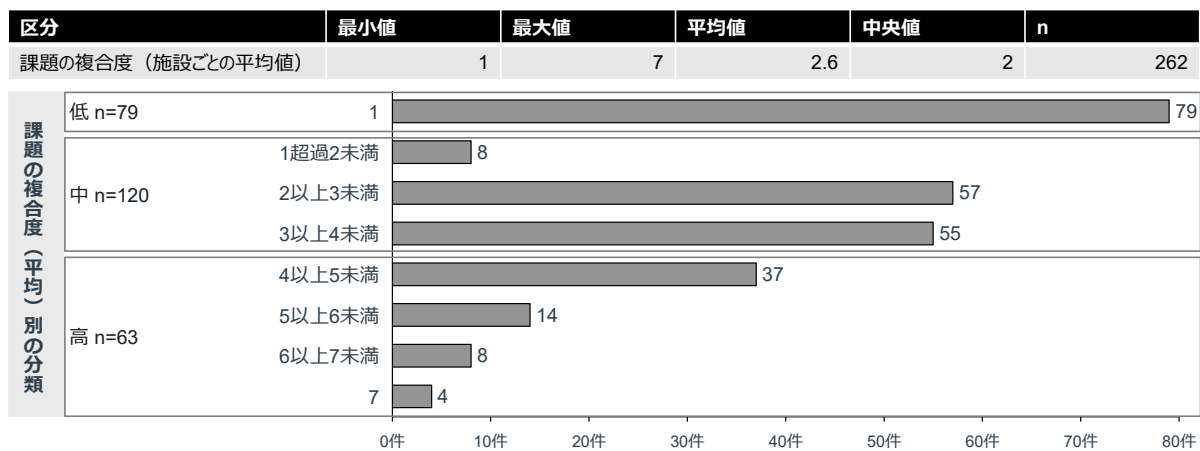
図表 4-13 要支援家庭の課題の複合度 構成比



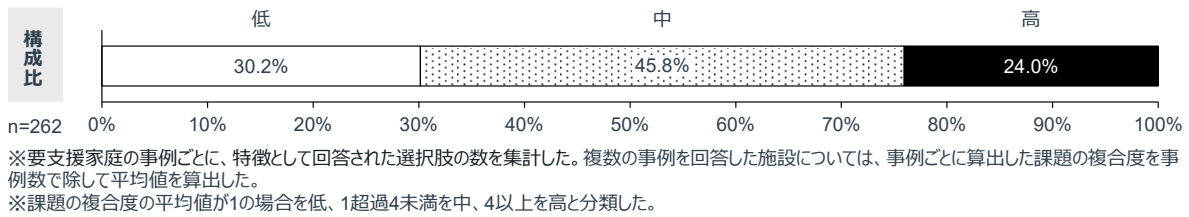
⑥ 要支援家庭の課題の複合度（施設ごとの平均値）

事例ごとに算出した課題の複合度を施設ごとに平均した。以降、事例への対応は課題の複合度（前頁）で、施設としての対応・状況は平均値でクロス集計を行う。

図表 4-14 要支援家庭の課題の複合度（施設ごとの平均値）別の分類



図表 4-15 要支援家庭の課題の複合度（施設ごとの平均値） 構成比



(3) 回答施設に関する結果の概要

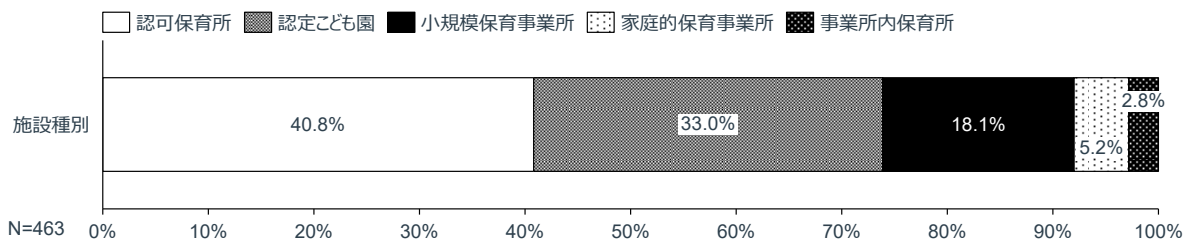
① 施設種別/運営母体別の回答状況

施設種別にみると、認可保育所が最も多く、次いで、認定こども園、小規模保育事業所が続いた。相対的に施設数が少ない家庭的保育事業所、事業所内保育所は配布件数が少なく、回答全体に占める割合も小さい点に留意が必要である。

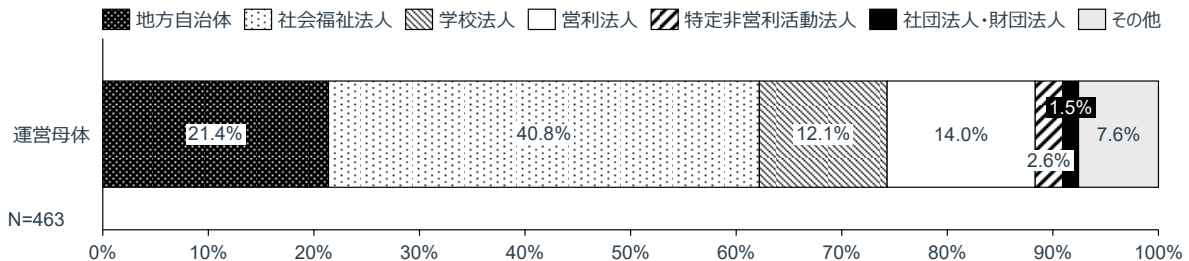
運営母体が地方自治体の公立施設からの回答は 2 割程度であり、私立施設からの回答が約 8 割を占めた。

課題の複合度別にみると、課題の複合度が高い家庭は社会福祉法人や地方自治体、外国にルーツのある家庭が多く在籍する施設は営利法人が運営する割合が高かった。

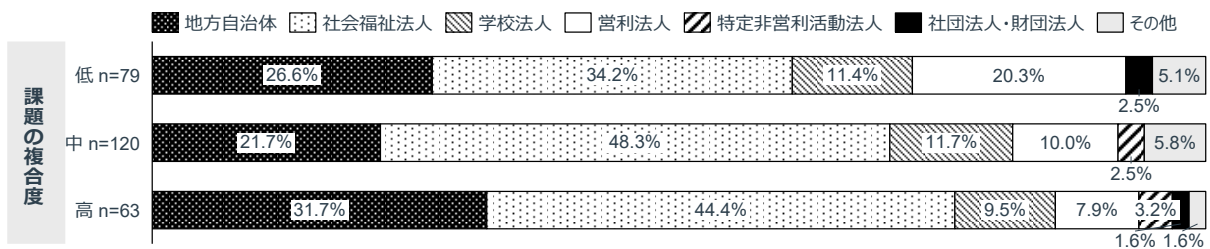
図表 4-16 施設種別の回答状況



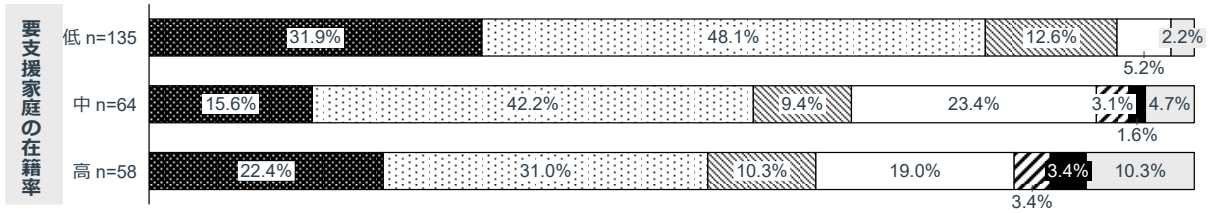
図表 4-17 運営母体別の回答状況



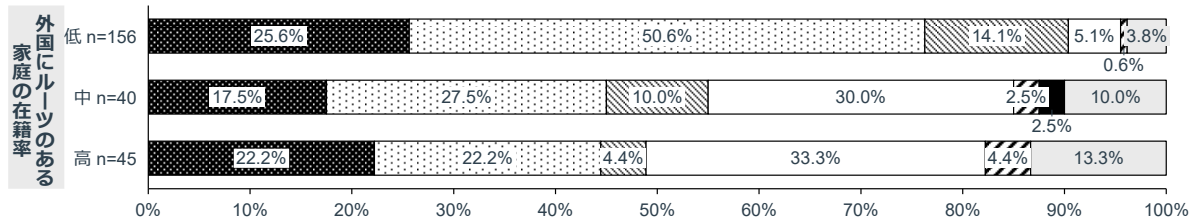
図表 4-18 課題の複合度



図表 4-19 要支援家庭の在籍率



図表 4-20 外国にルーツのある家庭の在籍率



② 要支援家庭/外国にルーツのある家庭の在籍状況

要支援家庭又は外国にルーツのある家庭が在籍している施設は全体の 7 割以上を占めた。家庭種別に見ると、要支援家庭、外国にルーツのある家庭ともに在籍していると回答した施設が過半数を占めた。

事業種別に見ると、要支援家庭、外国にルーツのある家庭ともに、認可保育所と認定こども園は全体よりも在籍していると回答した施設の割合が高かった。

運営母体別に見ると、要支援家庭、外国にルーツのある家庭ともに、地方自治体は全体よりも在籍していると回答した施設の割合が高かった。また、要支援家庭については社会福祉法人で全体よりも在籍している割合が高かった。

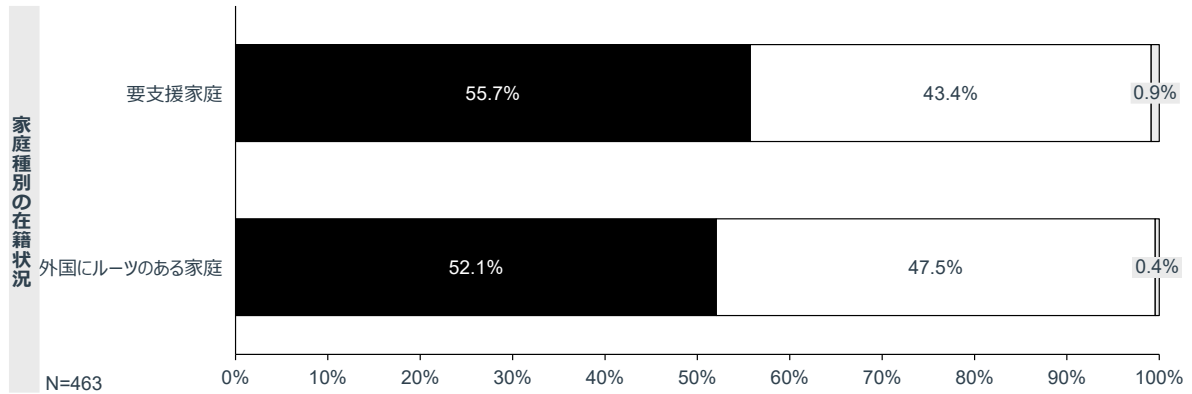
施設規模別に見ると、要支援家庭、外国にルーツのある家庭ともに、地方自治体は全体よりも在籍していると回答した施設の割合が高かった。また、要支援家庭については社会福祉法人で全体よりも在籍している割合が高かった。

自治体種別に見ると、要支援家庭は自治体種別による在籍率の差が小さい一方、外国にルーツのある家庭は町村よりも都市で在籍していると回答した施設の割合が高かった。

図表 4-21 要支援家庭又は外国にルーツのある家庭



図表 4-22 家庭種別の在籍状況

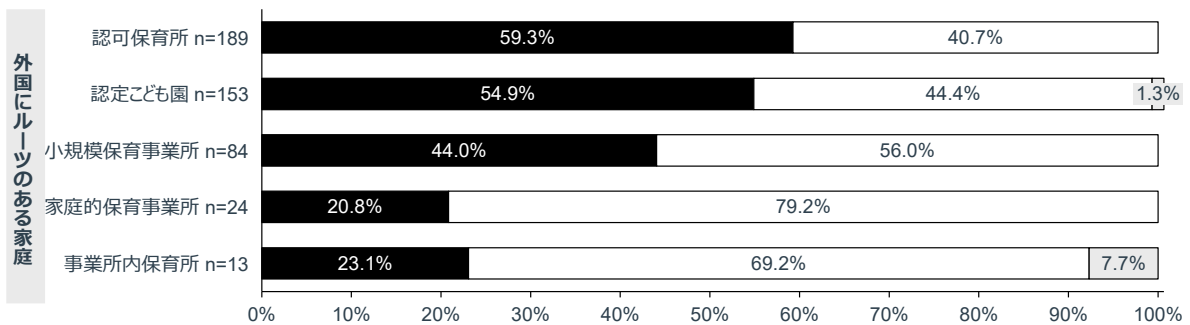


※要支援家庭・外国にルーツのある家庭が在籍していると回答したものの、家庭数の設問で0件の回答は「不明」と分類した。

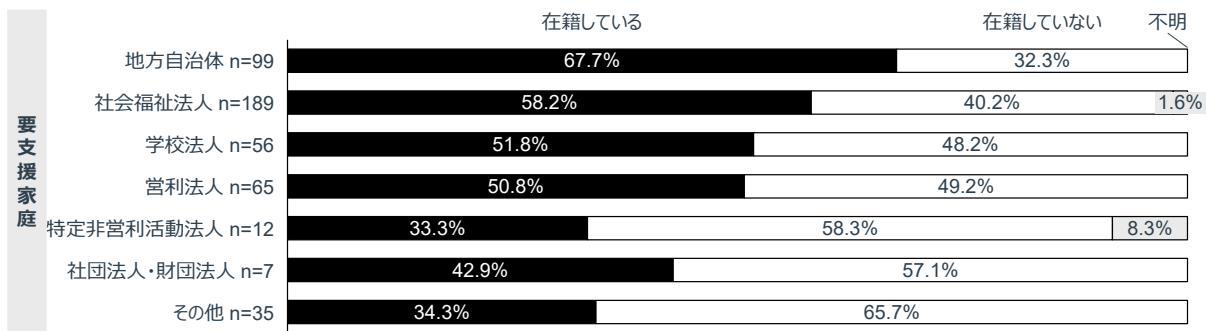
図表 4-23 事業種別・要支援家庭の在籍状況



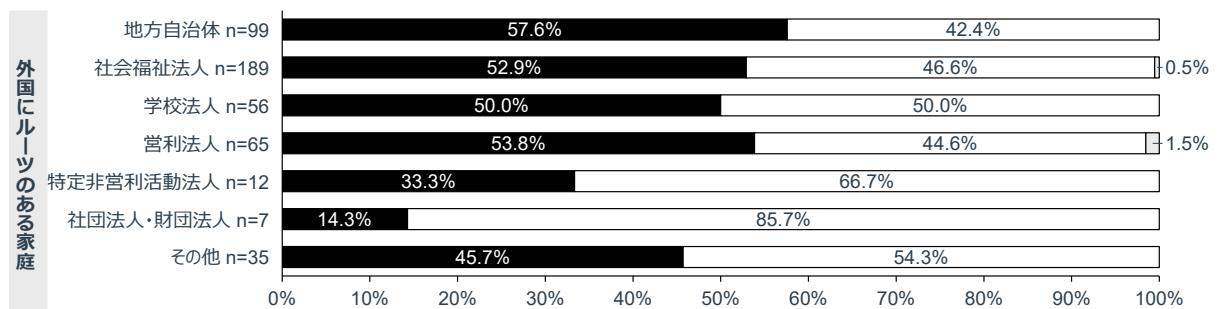
図表 4-24 事業種別・外国にルーツのある家庭の在籍状況



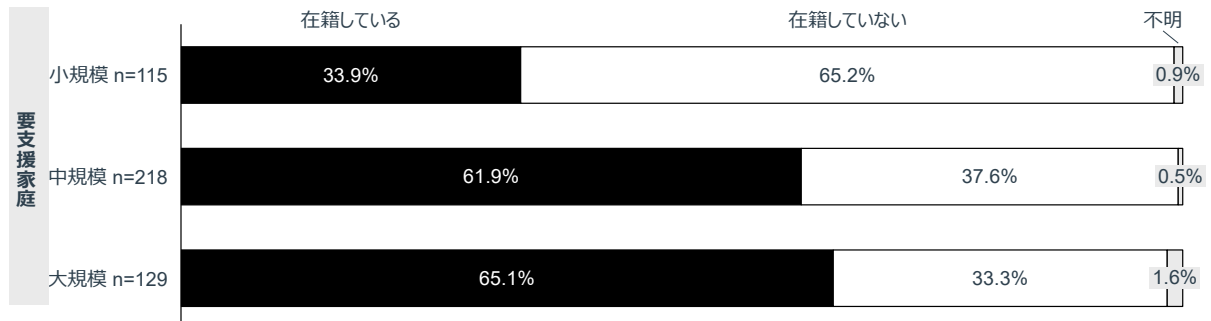
図表 4-25 運営母体別・要支援家庭の在籍状況



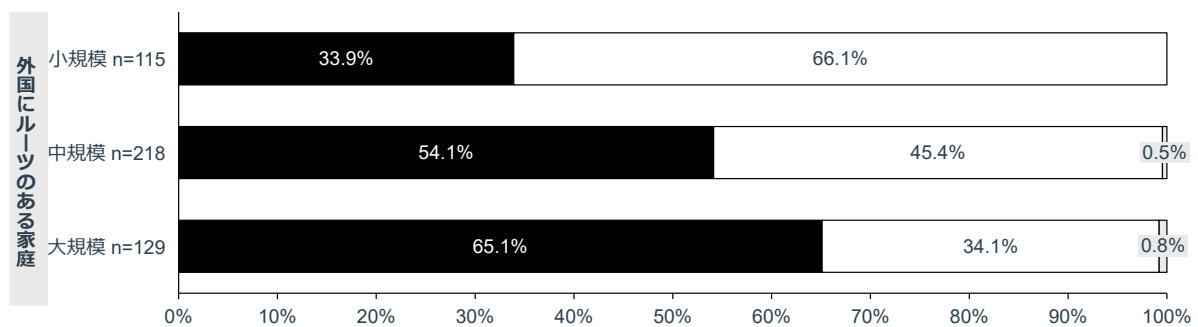
図表 4-26 運営母体別・外国にルーツのある家庭の在籍状況



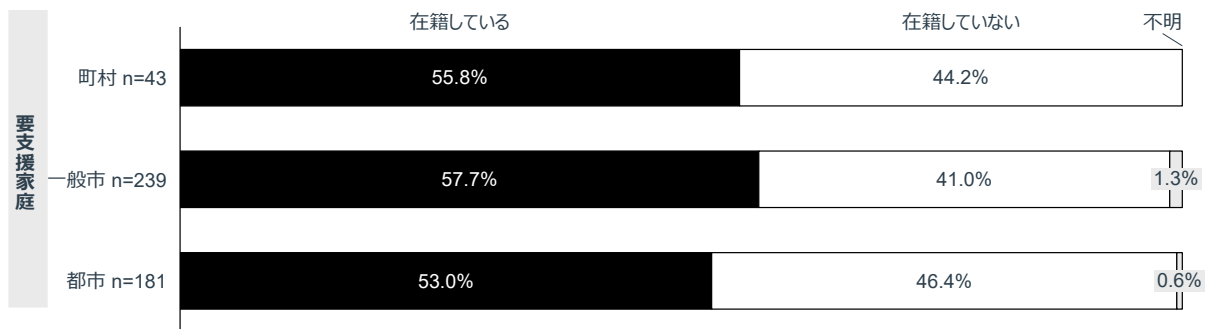
図表 4-27 施設規模別・要支援家庭の在籍状況



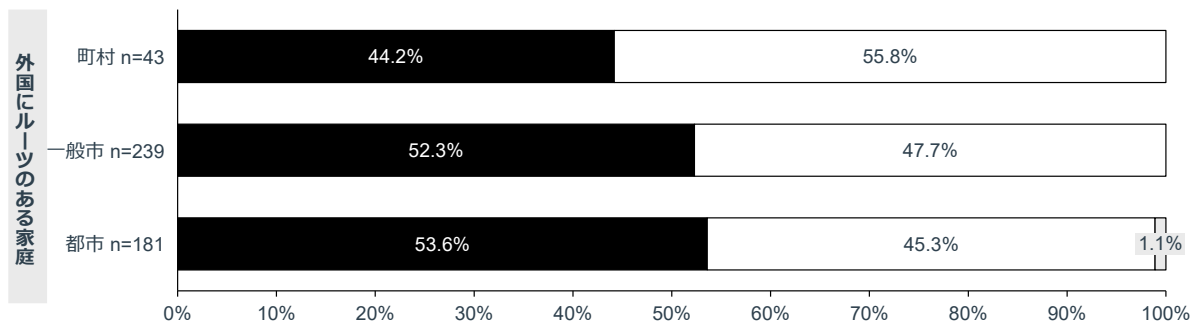
図表 4-28 施設規模別・外国にルーツのある家庭の在籍状況



図表 4-29 自治体種別・要支援家庭の在籍状況



図表 4-30 自治体種別・外国にルーツのある家庭の在籍状況



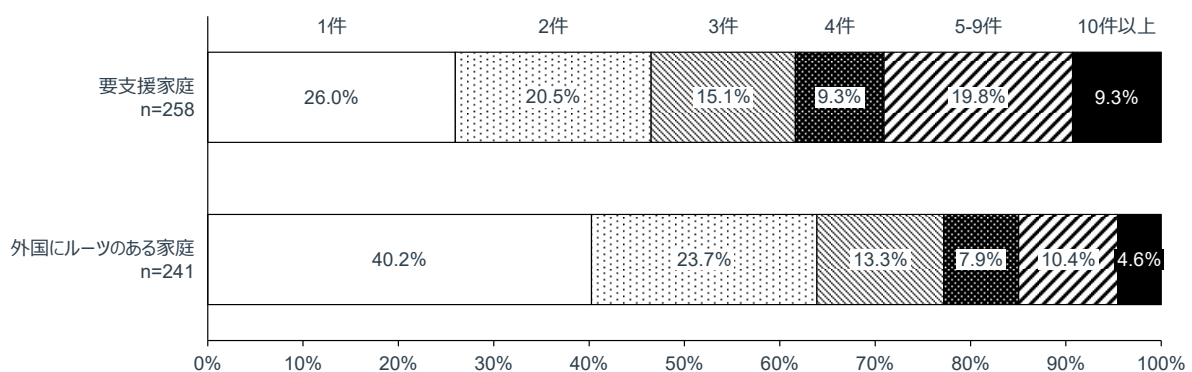
③ 要支援家庭/外国にルーツのある家庭の件数

家庭数は1件から40件以上までばらつきがあった。平均値は、要支援家庭が約4件、外国にルーツのある家庭が約3件であった。

いずれも1件が最も多く、要支援家庭は約4分の1、外国にルーツのある家庭は4割を占めた。一方で、5件以上についても要支援家庭は3割弱、外国にルーツのある家庭は15%ほどを占めた。

図表 4-31 要支援家庭/外国にルーツのある家庭の件数

区分	最小値	最大値	平均値	中央値	n
要支援家庭	1	43	4.3	3	258
外国にルーツのある家庭	1	50	3.2	2	241



※要支援家庭・外国にルーツのある家庭が在籍していると回答したものの、家庭数の設問で0件の回答は除外した。

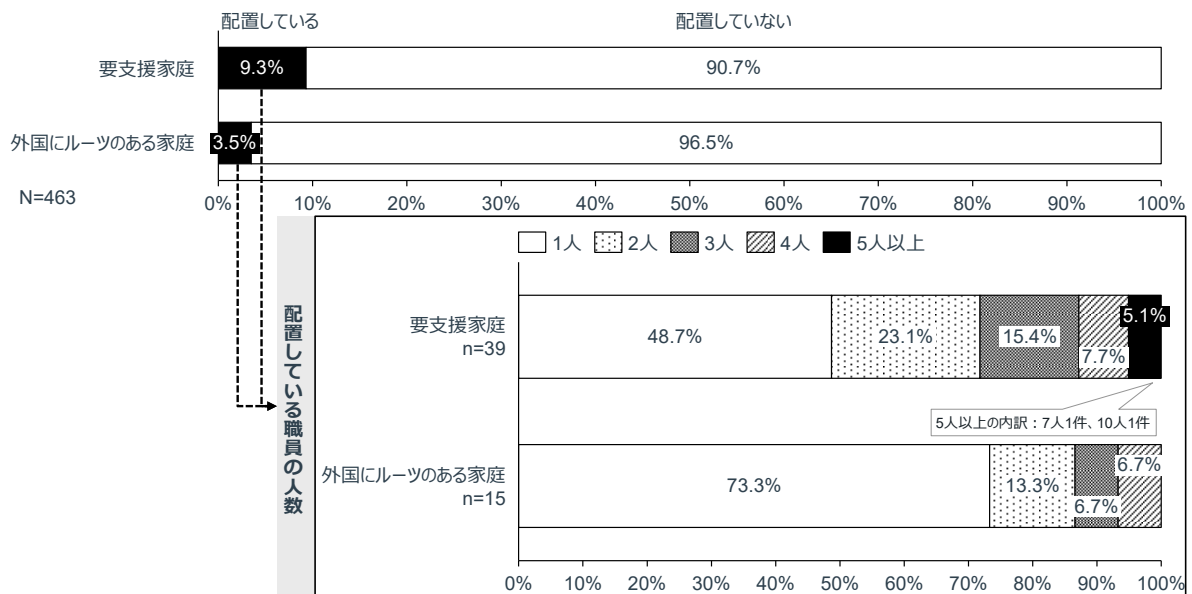
④ 職員配置の状況

要支援家庭の対応を主な目的に職員を配置している施設は 1 割弱、外国にルーツのある家庭は 3.5%を占めた。職員数は 1 人が最も多く、それぞれ半数弱と 7 割以上を占めた。一方で、3 人以上を配置する施設も要支援家庭は 3 割弱、外国にルーツのある家庭は 1 割強を占めた。

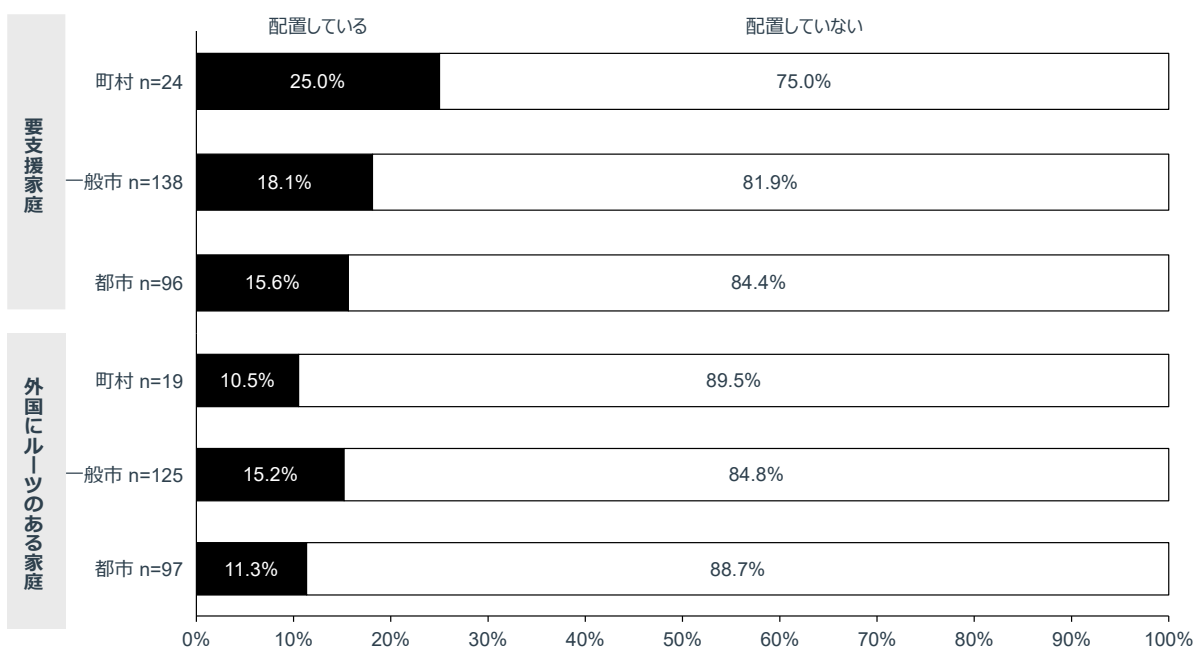
自治体種別にみると、要支援家庭の対応を目的とした職員の配置は、都市と比較して町村に立地する施設の割合が高かった。外国にルーツのある家庭については自治体種別の大きな差はみられなかった。

課題の複合度別/在籍率別にみると、課題の複合度による差はみられない一方、在籍率の高い施設の方が職員を配置している割合が高かった。

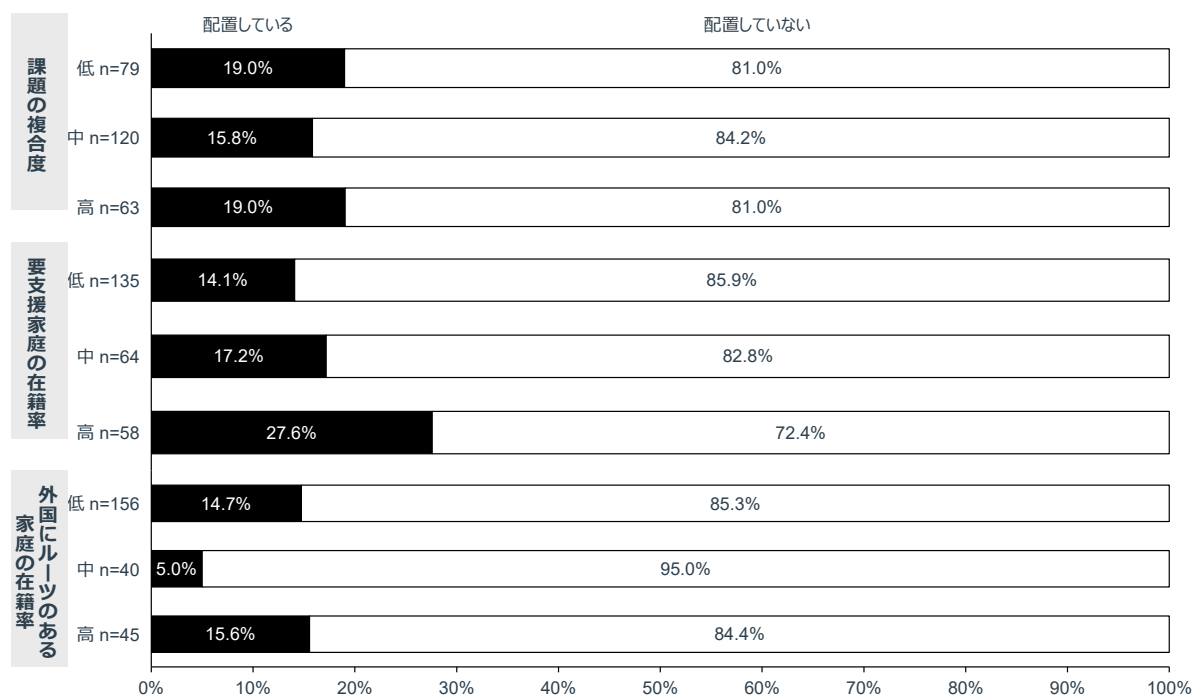
図表 4-32 職員配置の状況



図表 4-33 自治体種別・職員配置の状況



図表 4-34 課題の複合度別/在籍率別・職員配置の状況



⑤ 課題の複合度別/在籍率別・配置している職員の人数

要支援家庭、外国にルーツのある家庭ともに、在籍率が高い施設では、要支援家庭への対応を目的とした職員配置数の平均値が高かった。

図表 4-35 課題の複合度別/在籍率別・配置している職員の人数

区分		最小値	最大値	平均値	中央値	n
課題の複合度 (施設ごとの平均値)	低	1	4	2.2	2	13
	中	1	10	2.5	1.5	16
	高	1	5.8	2.1	1	10
要支援家庭の在籍率	低	1	2	1.4	1	14
	中	1	10	2.9	2	9
	高	1	7	2.7	2.8	16
外国にルーツのある家庭の 在籍率	低	1	2	1.1	1	12
	中	2	2	2.0	2	1
	高	3	4	3.5	3.5	2

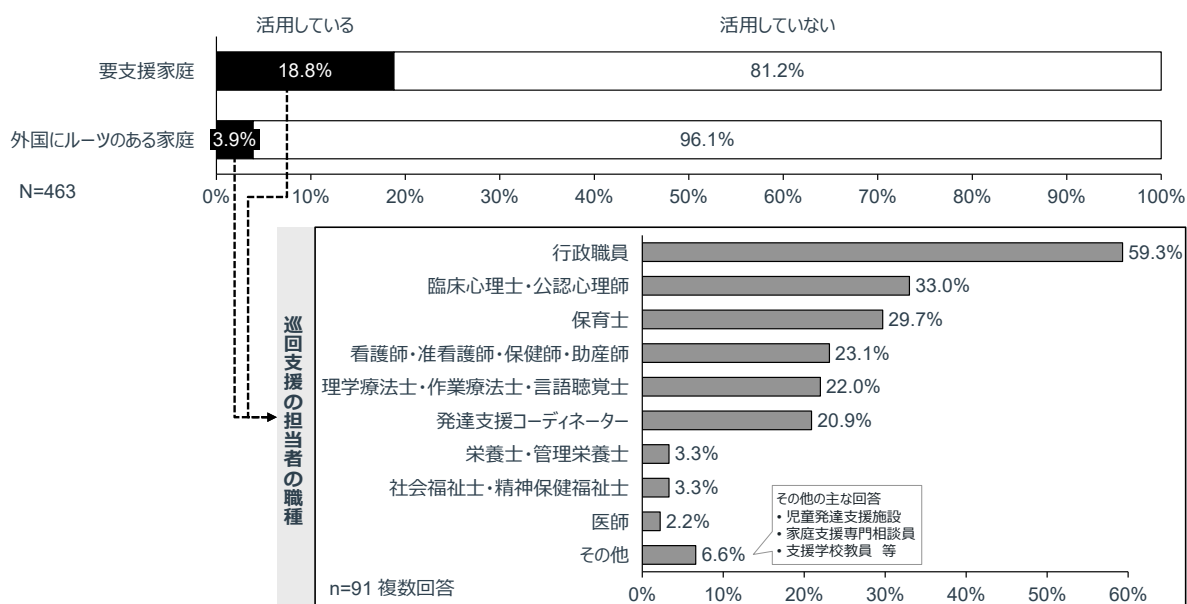
⑥ 巡回支援の活用状況

要支援家庭の対応のために巡回支援を活用している施設は 2 割弱、外国にルーツのある家庭は 3.9%を占めた。職種は行政職員が最も多く、6 割弱を占めた。次いで、心理職、保育士、看護職、リハ職、発達支援コーディネーターが 2~3 割を占めた。

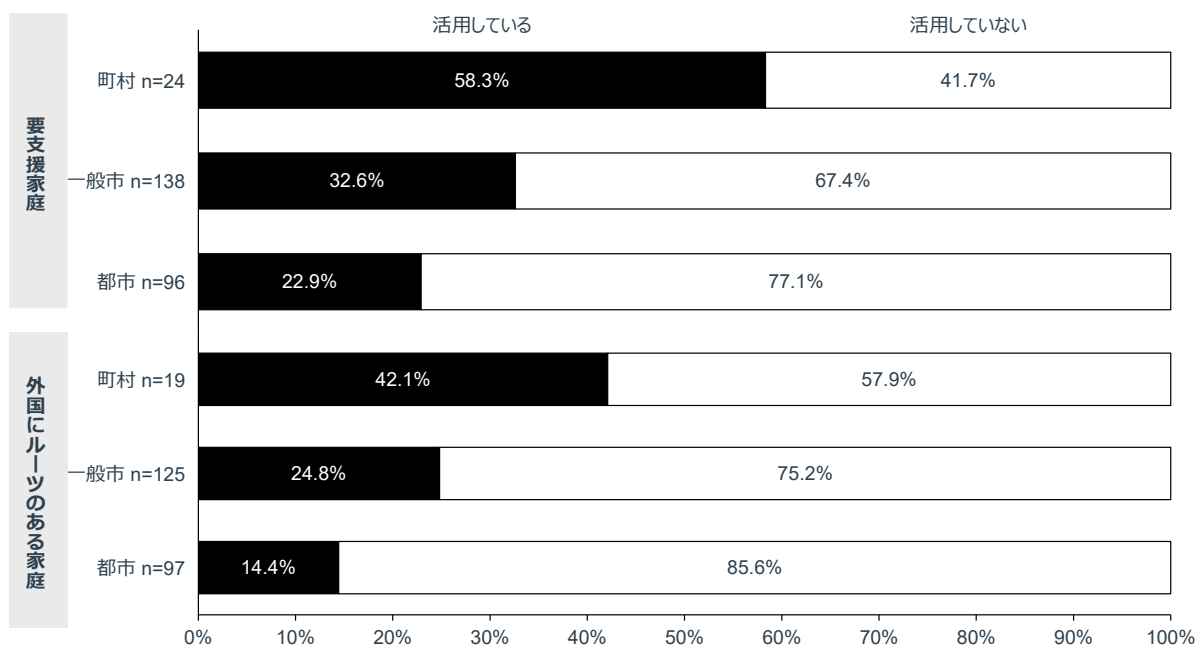
自治体種別にみると、要支援家庭、外国にルーツのある家庭ともに、町村や一般市に所在する施設の方が都市に所在する施設よりも巡回支援を活用している割合が高かった。

課題の複合度別/在籍率別にみると、課題の複合度・要支援家庭の在籍率ともに、高い施設の方が職員を配置している割合が高かった。

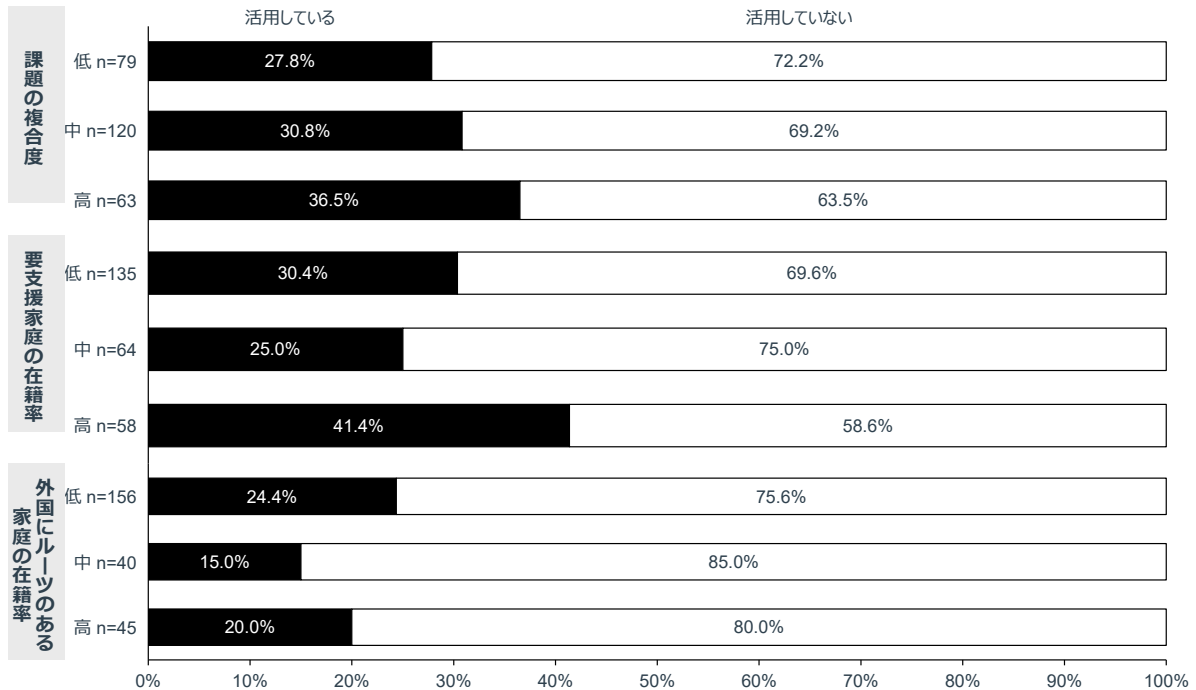
図表 4-36 巡回支援の活用状況



図表 4-37 自治体種別・巡回支援の活用状況



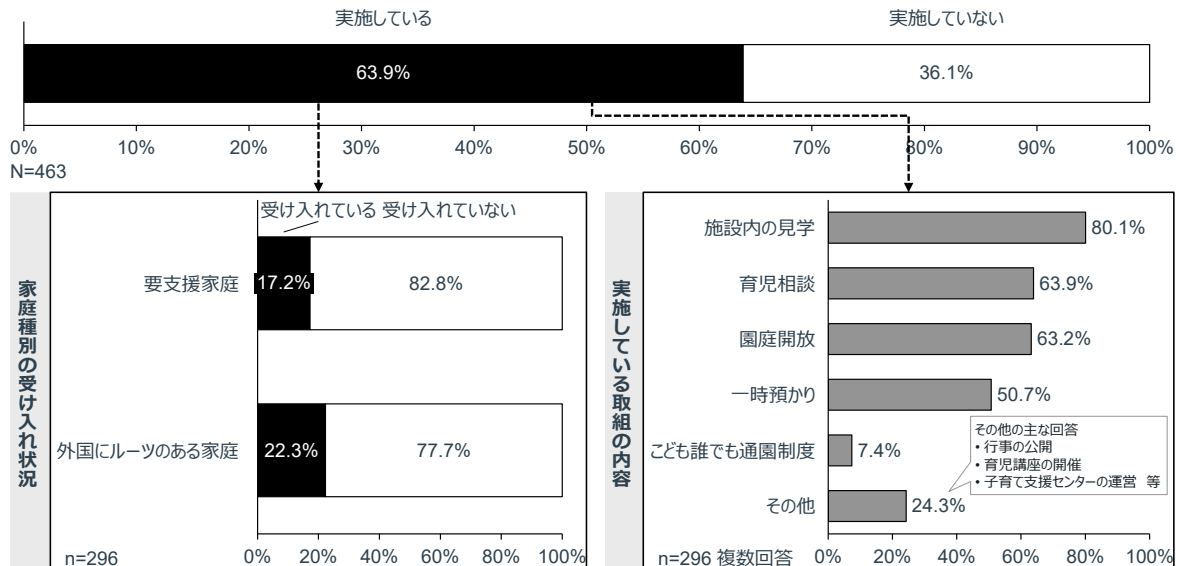
図表 4-38 課題の複合度別/在籍率別・巡回支援の活用状況



⑦ 未就園児を対象とした取組

未就園児を対象とした取組を実施する施設は6割以上を占めた。そのうち、要支援家庭、外国にルーツのある家庭を受け入れている施設は2割前後を占めた。実施している取組は施設内の見学が最も多く、8割を占めた。次いで、育児相談、園庭開放、一時預かりが5～6割を占めた。

図表 4-39 未就園児を対象とした取組



⑧ 保育者の資質向上に関する取組

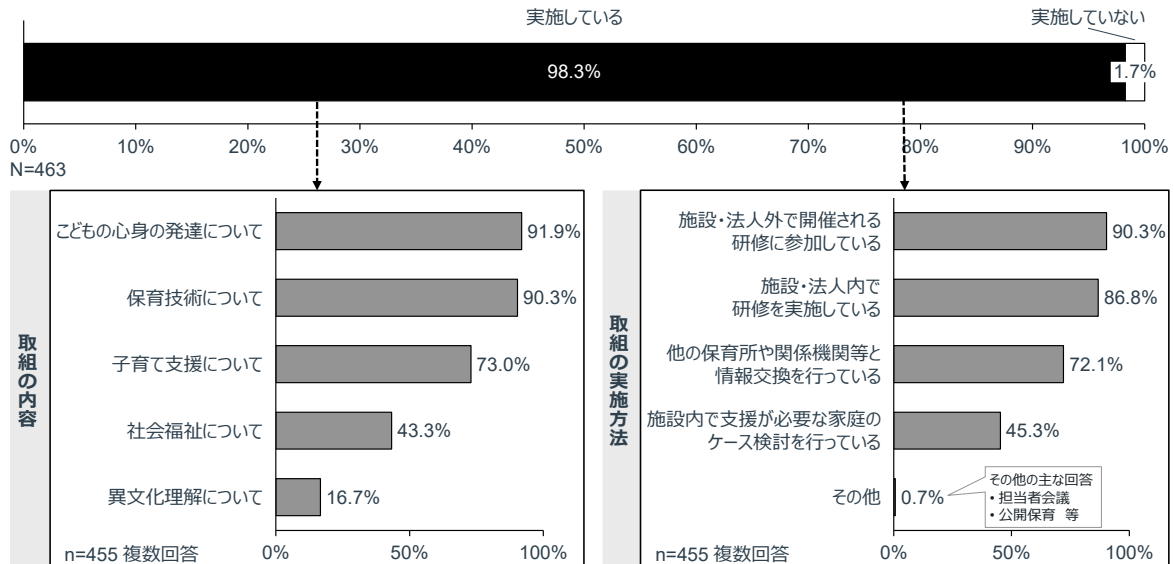
保育者の資質向上に関する取組を行っている施設は98%以上を占めた。取組の内容は、社会福祉が4割以上、異文化理解が16.7%の施設が行っていると回答した。

実施方法は施設内外の研修が9割前後を占めたほか、関係機関との情報交換は7割以上、ケース検討

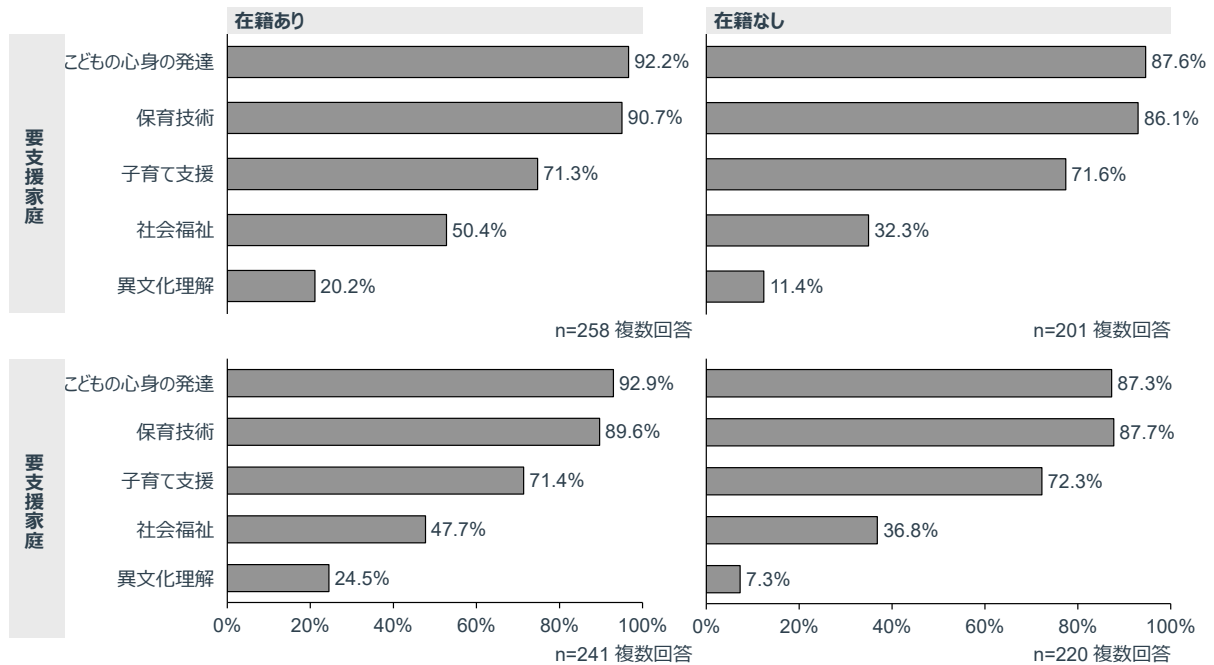
は4割以上を占めた。

在籍状況別にみると、要支援家庭、外国にルーツのある家庭ともに、在籍している施設の方が社会福祉や異文化理解に関する取組を行っている割合が高かった。

図表 4-40 保育者の資質向上に関する取組



図表 4-41 在籍状況別・保育者の資質向上に関する取組の内容



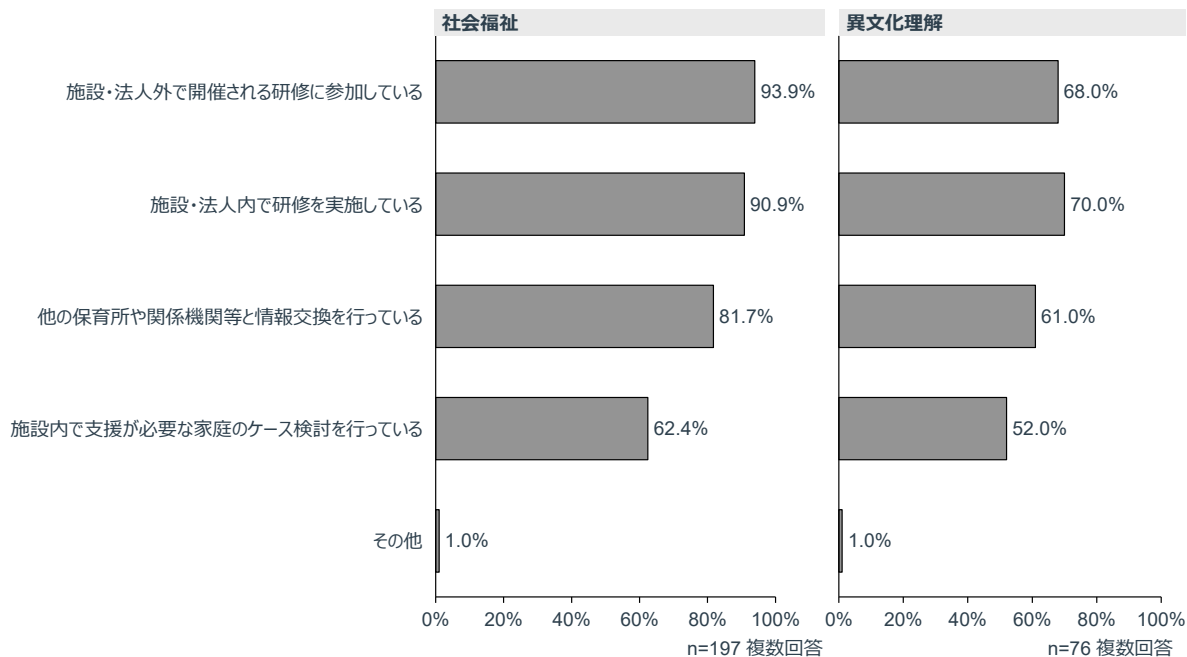
⑨ 社会福祉/異文化理解に関する資質向上の取組を実施する場合の実施方法

各テーマに関する取組を行っている施設の実施方法は、社会福祉に関する取組は施設外の研修、異文化理解は施設内の研修が占める割合が最も高かった。

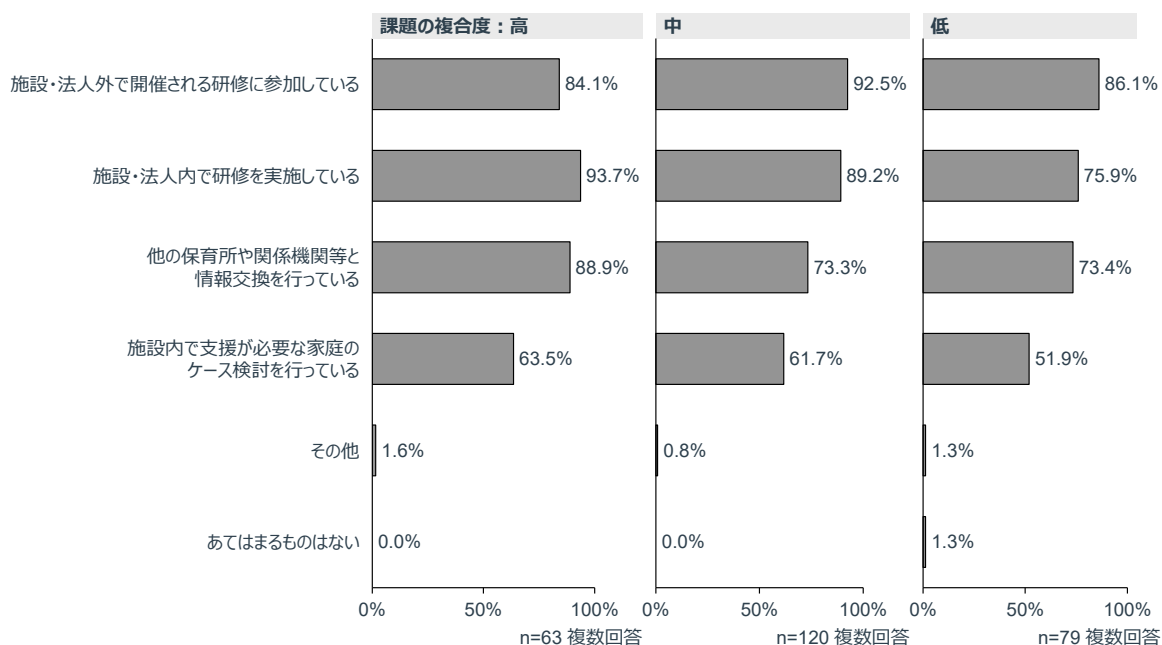
課題の複合度別にみると、課題の複合度が高い事例を受け入れている施設の方が法人内の研修、多機関

連携、ケース検討を行っている割合が高かった。

図表 4-42 社会福祉/異文化理解に関する資質向上の取組を実施する場合の実施方法



図表 4-43 課題の複合度別・保育者の資質向上に関する取組の実施方法

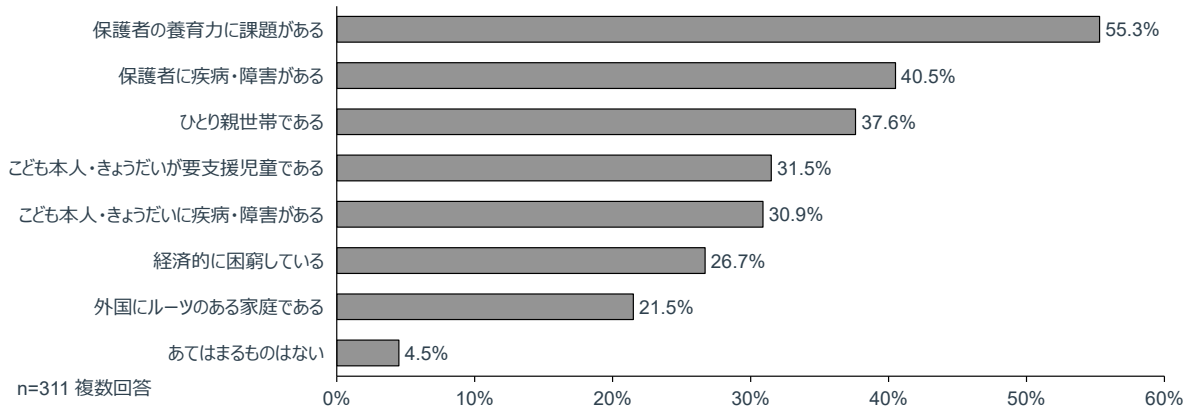


(4) 要支援家庭の事例に関する結果

① 要支援家庭の特徴

要支援家庭の事例の特徴は、「保護者の養育力に課題がある」が最も多く、半数以上を占めた。次いで、「保護者に疾病・障害がある」、「ひとり親世帯である」がそれぞれ4割程度を占めた。

図表 4-44 要支援家庭の特徴



② 要支援家庭への対応

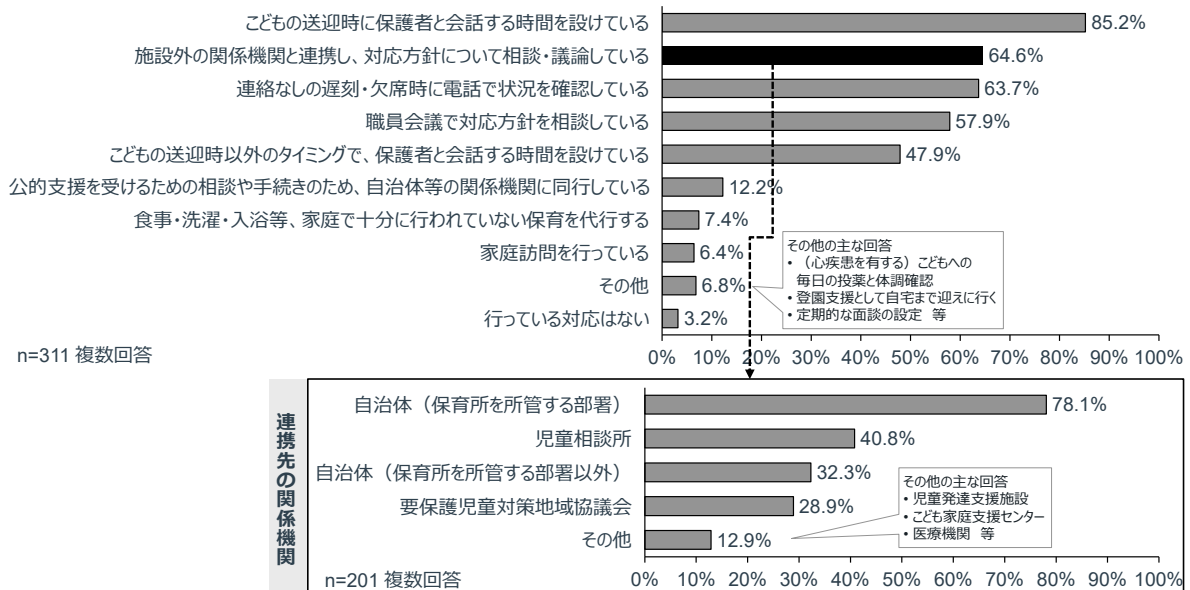
要支援家庭への対応は、送迎時の保護者との会話が最も多く、8割以上を占めた。次いで、関係機関との連携、遅刻・欠席時の電話、職員会議での協議がそれぞれ6割前後を占めた。連携先として保育所の所管部署を挙げる施設が最も多く、8割弱を占めた。次いで、児童相談所、自治体、要対協が続いた。

職員配置の状況別にみると、要支援家庭の対応を目的として職員を配置していない施設と比較して、職員を配置している施設の方がほぼすべての事項で対応していると回答した割合が高かった。

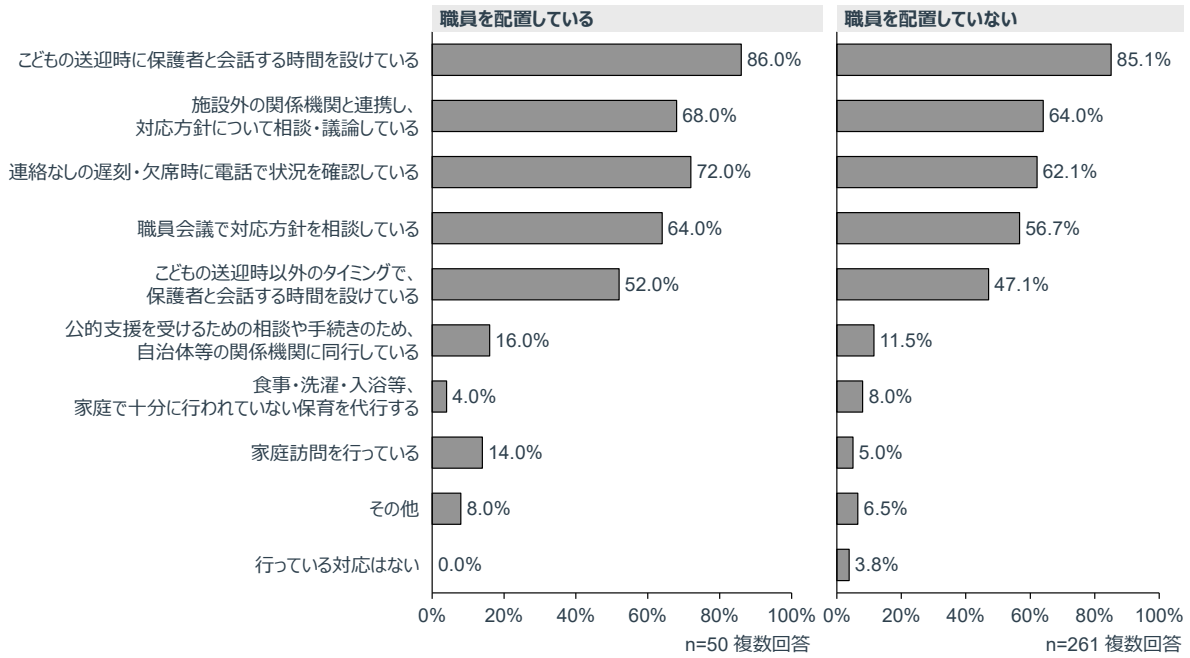
課題の複合度別にみると、課題の複合度が高い事例を受け入れている施設ほど、ほぼすべての事項で対応していると回答した割合が高かった。

在籍率別にみると、要支援家庭の在籍率が低い施設と比較して、在籍率が高い施設では、職員会議での協議については対応していると回答した割合が高かった一方、多機関連携や同行支援等は割合が低かった。

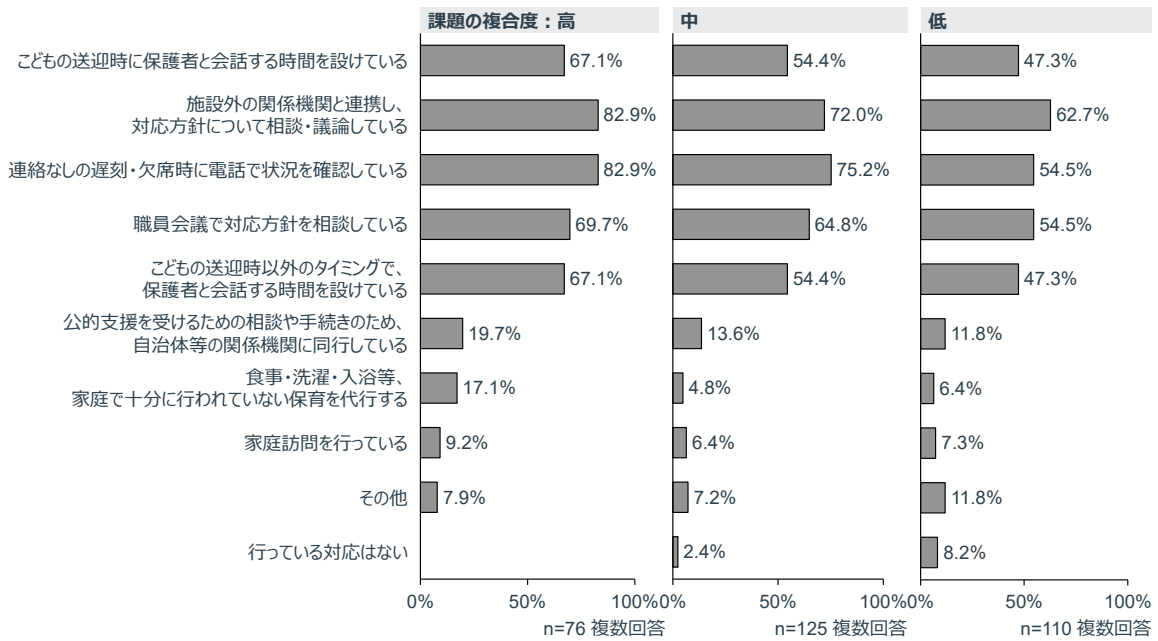
図表 4-45 要支援家庭への対応



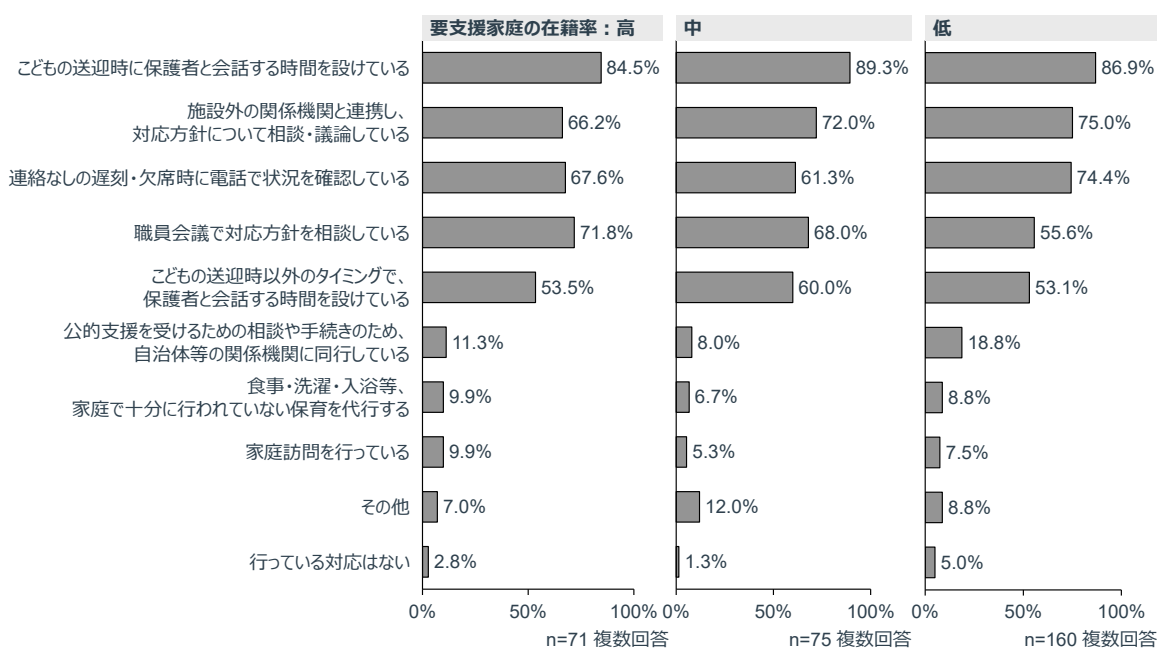
図表 4-46 職員配置の状況別・要支援家庭への対応



図表 4-47 課題の複合度別・要支援家庭への対応



図表 4-48 在籍率別・要支援家庭への対応

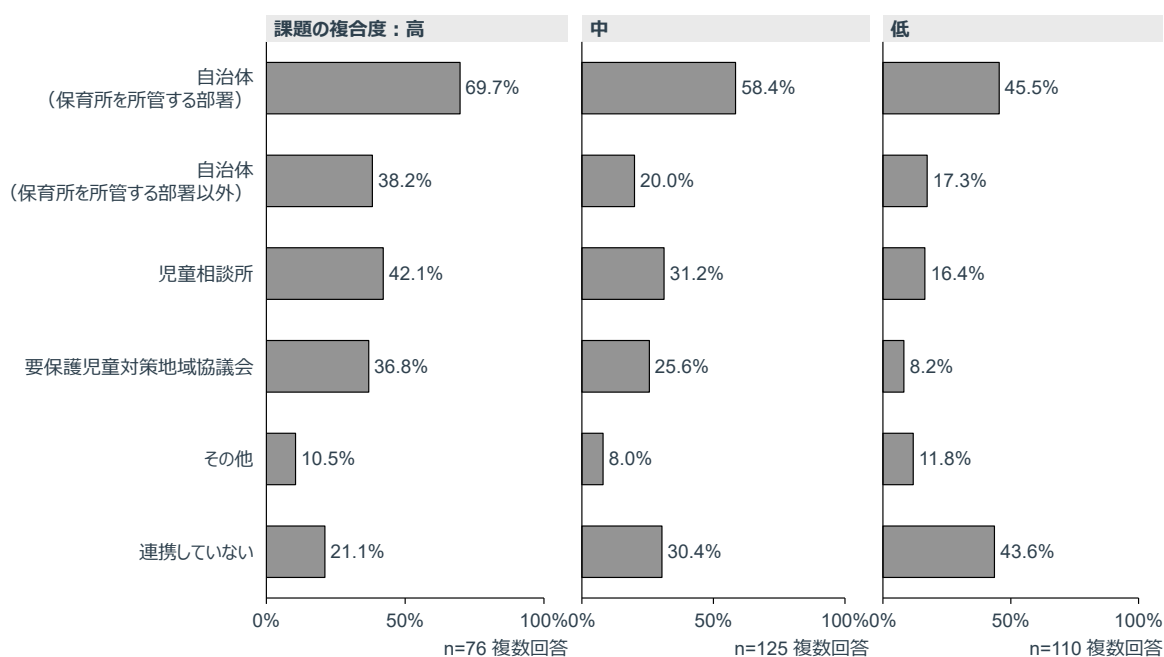


③ 連携先の関係機関

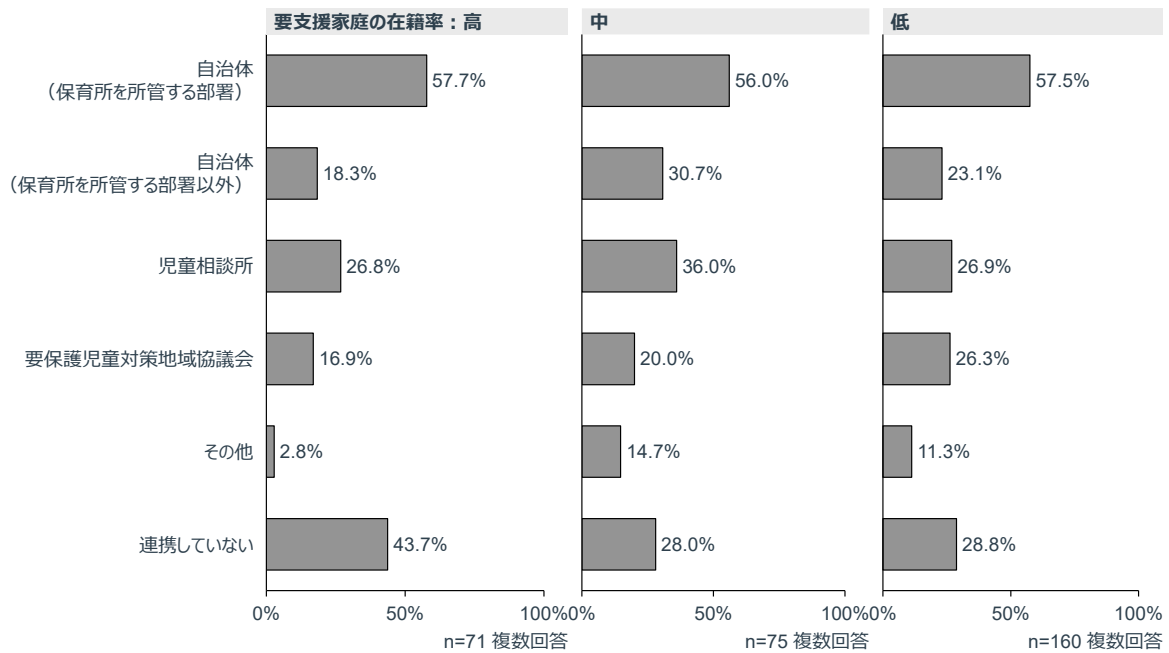
課題の複合度別にみると、課題の複合度が高い事例を受け入れている施設は関係機関と連携していない割合が低く、すべての事項で連携していると回答した割合が高かった。

要支援家庭の在籍率別にみると、要支援家庭の在籍率が高い施設では、関係機関と連携していない割合が高く、保育所を所管する部署以外の自治体や要対協と連携していると回答した割合が低かった。

図表 4-49 課題の複合度別・連携先の関係機関



図表 4-50 要支援家庭の在籍率別・連携先の関係機関

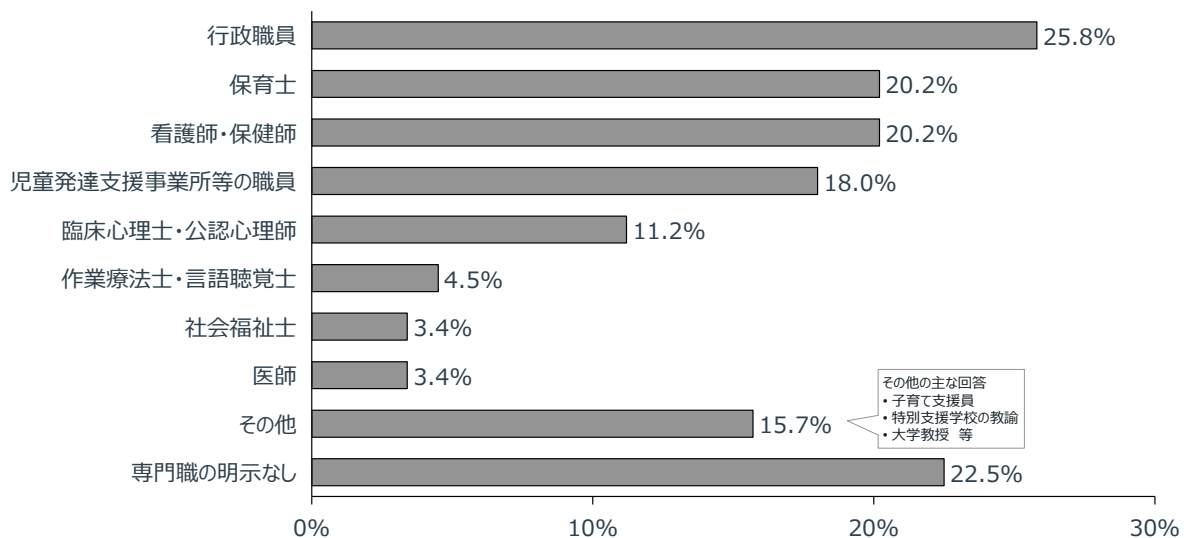


④ 配置した職員・巡回支援の担当者の職種

要支援家庭の対応を目的として配置した職員や巡回支援の担当者の職種は、行政職員、保育士、看護職、児童発達支援事業所等の職員が多く挙げられた。

要支援家庭の対応を目的として配置した職員や巡回支援の担当者は、専門性に基づく助言を行っているという回答が寄せられた。

図表 4-51 配置した職員・巡回支援の担当者の職種



n=89 記述回答 (要支援家庭の対応を目的とした職員配置・巡回支援を行っている施設のみが回答)
 ※自由記述欄をテキスト分析した上でカテゴリ別に集計した。

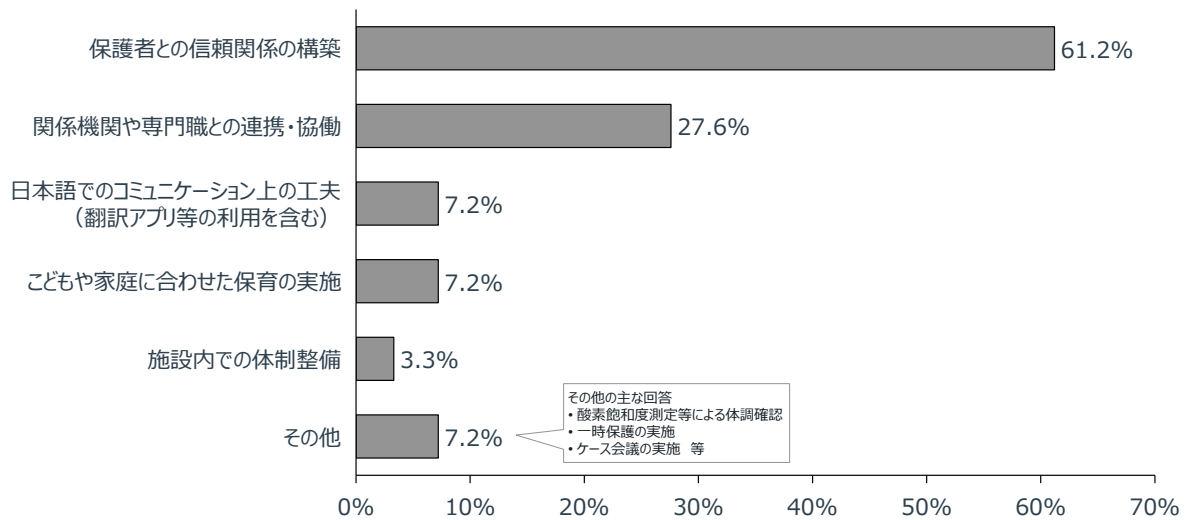
図表 4-52 家庭の対応を目的として配置した職員・巡回支援の担当者の職種と対応している内容

職種	対応している内容
行政職員	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援室や児童家庭支援担当が巡回をして情報を共有し、家庭訪問や保育所への登所を促す。 里親家庭のため、児童相談所の定期訪問を受けている。
保育士	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の担当主任が所長と共に見守り、関係機関との情報共有を主に行っている。 保育教諭の職員が支援児担当として計画類の作成やその他の対応を中心となって実施している。
看護師・保健師	<ul style="list-style-type: none"> 保健師巡回を行っている。ケース会議などで情報共有し、対応について検討している。 市区町村より保健師が定期的に訪問をし、保育園と共有している。
児童発達支援事業所等の職員	<ul style="list-style-type: none"> 療育センター巡回相談でこどもの様子を見てもらい、対応について相談している。 発達支援センターの職員に園での様子を見ていただき、対応の仕方をアドバイスいただいている。
臨床心理士・公認心理師	<ul style="list-style-type: none"> 行政の臨床心理士、発達心理士による訪問相談を受けている。 発達遅滞の児童とその保護者に対し、市区町村の派遣する臨床心理士が巡回観察及び相談を行っている。
作業療法士・言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> 作業療法士に保育をみてもらい保育士の関わり等へのアドバイスをもらう。 作業療法士が年間 8 回訪問し、対象児の観察と先生方とのカンファレンス、必要に応じて保護者相談をそれぞれ行っていただいている。
社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> 法人に配置している社会福祉士と連携している。
医師	<ul style="list-style-type: none"> 小児科の医師（嘱託医）に、保育・かかわり方・病院受診について相談している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 大学の教授に巡回指導してもらっている。 児童支援施設の施設長が定期的に巡回し、対象園児とその家庭への支援方法等のアドバイスを受けている。

⑤ 要支援家庭への対応上の工夫

要支援家庭への対応上の工夫としては、保護者との信頼関係の構築が最も多く挙げられた。また、関係機関や専門職との連携・協働に関する回答も多く寄せられた。

図表 4-53 要支援家庭への対応上の工夫



n=152 記述回答
 ※自由記述欄をテキスト分析した上でカテゴリ別に集計した。

図表 4-54 要支援家庭への対応上の工夫・効果

分類	効果・工夫
保護者との信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の話を傾聴し（電話で話が尽きるまでしっかりと話を聞いた）、信頼関係を築いた。 ・保育室で製作を沢山して、作品集を作ってプレゼントしたらすごく喜ばれた。 ・毎日メッセージを入れることで、時間は遅くとも登所する日が増えてきた。
関係機関や専門職との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に巡回している専門職の視点から見た、こどもへの理解と保育のアドバイスは、保育士では気づけないことも多く、それらのアドバイスをもとに実践する保育は効果が出る事が多い。 ・連携施設との情報を共有し、互いの施設でのかかわり方を確認することで、保護者や園児の気持ちに寄り添った対応ができる。
日本語でのコミュニケーション上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物は見本を見せている。また、写真や絵を見せる事もわかりやすい。
こどもや家庭に合わせた保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・本児が興味を持ったことを大切に遊びが出来るようにしている。行事などの参加に関しても、遊びのなかで促していると楽しみながら行う姿がある。
施設内での体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・加配に関しては、支援児一人に保育者を一人ピッタリ付ける支援は効果が薄く、担当者は決めつつ適度な距離感を持ちながら全体の人数へ加配をするような制度が望ましい。手が増えれば予期できない支援児の保育も何とか出来る場合が多い。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の送迎時に 4 人のこどもが落ち着いていない時に補助することで、在園児のきょうだいとも信頼関係を築くことができています。

n=152 記述回答 ※分類ごとに、工夫・効果について言及している回答を抜粋した。

⑥ 要支援家庭への対応上の課題

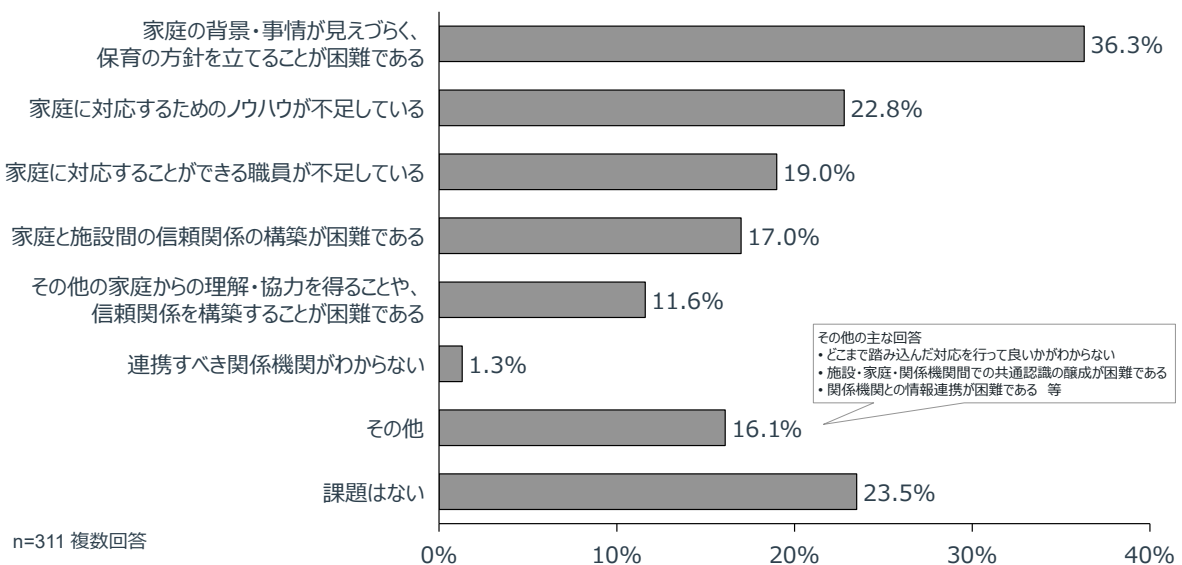
対応上の課題は、家庭の背景・事情が見えづらいことが最も多く、3分1強を占めた。次いで、対応のノウハウ不足、職員不足、信頼関係の構築の困難が続いた。一方で、課題がない事例も2割以上を占めた。

関係機関との連携の状況別にみると、関係機関と連携していない施設と比較して、連携している施設の方が家庭の背景・事情が見えづらい、課題はないと回答した割合が低かった。一方で、人員不足、ノウハウ不足と回答した割合が高かった。

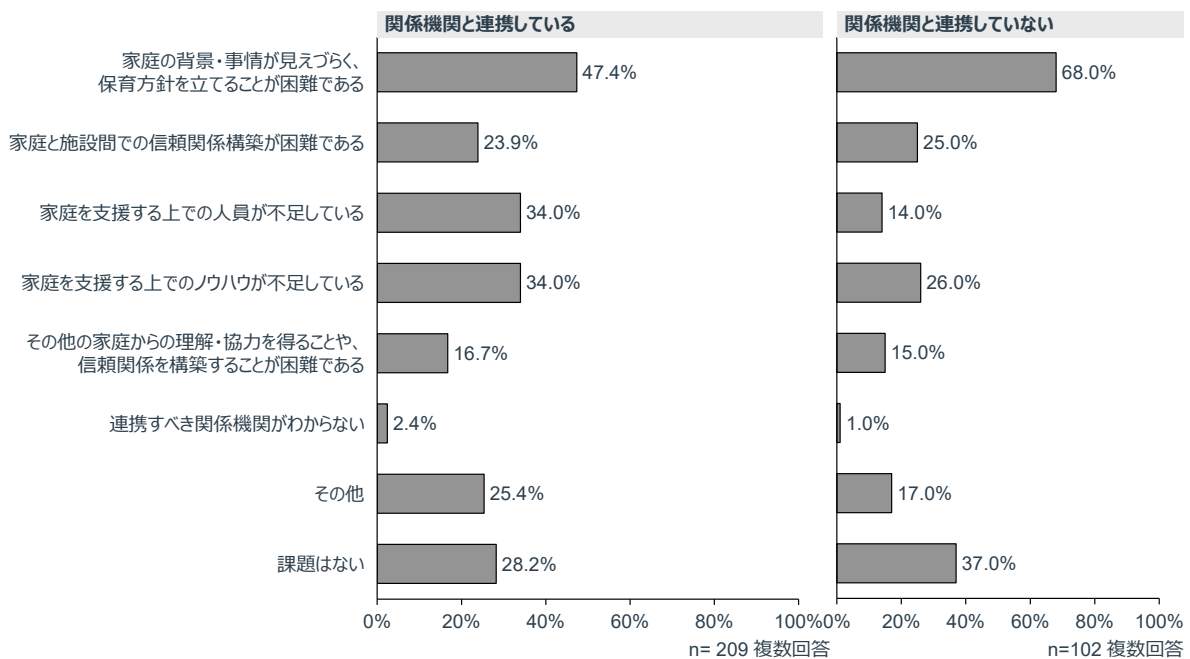
課題の複合度別にみると、課題の複合度が低い施設と比較して、複合度が高い事例を受け入れている施設は課題がない割合が低く、家庭の背景・事情が見えづらいこと、人員不足、信頼関係の構築の困難を課題であると回答した割合が高かった。

要支援家庭の在籍率別にみると、要支援家庭の在籍率が高い施設では、家庭の背景・事情が見えづらいこと、その他の家庭との信頼関係の構築の困難、連携先の不明を課題であると回答した割合が高かった。

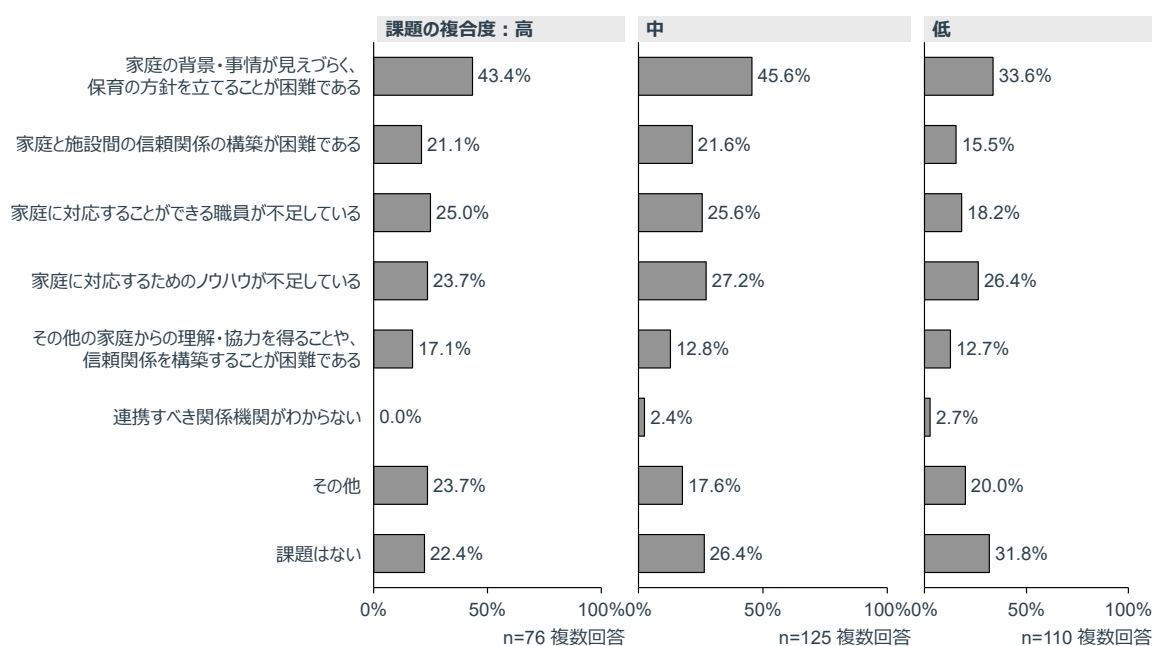
図表 4-55 要支援家庭への対応上の課題



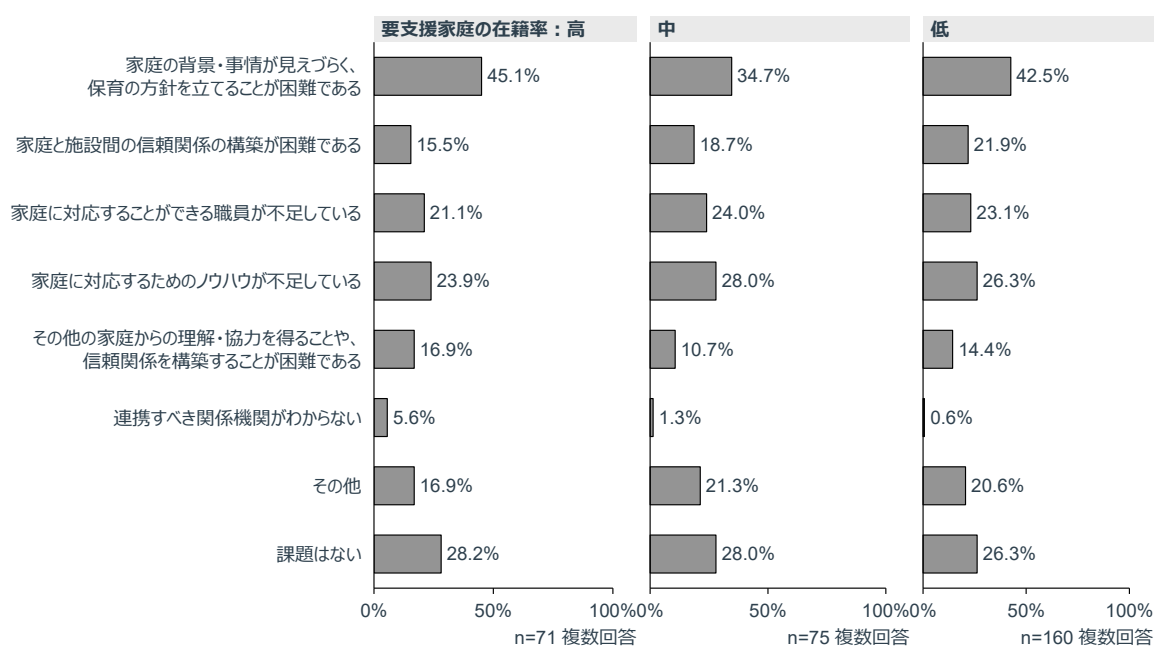
図表 4-56 関係機関との連携の状況別・要支援家庭への対応上の課題



図表 4-57 課題の複合度別・要支援家庭への対応上の課題



図表 4-58 要支援家庭の在籍率別・要支援家庭への対応上の課題

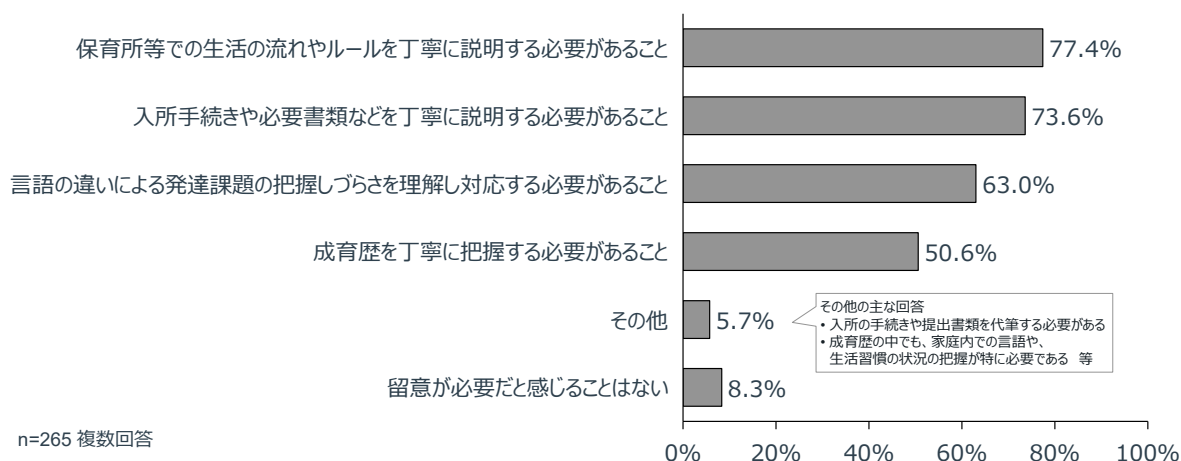


(5) 外国にルーツのある家庭の事例に関する結果

① 外国にルーツのある家庭の受入れにあたっての留意点

外国にルーツのある家庭を受け入れるにあたって留意している点としては、施設でのルール等に関する丁寧な説明が最も多く、8割弱を占めた。次いで、書類に関する丁寧な説明、発達に関する課題の理解と対応、成育歴の丁寧な把握が5〜7割を占めた。留意が必要だと感じることはない施設は8.3%にとどまった。

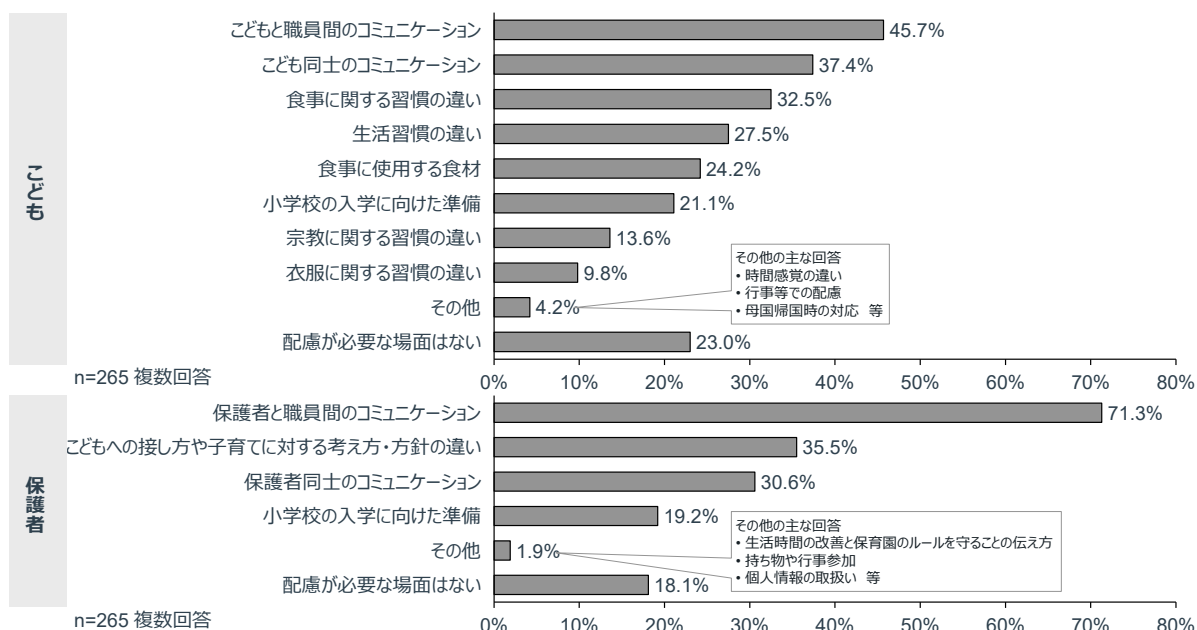
図表 4-59 外国にルーツのある家庭の受入れにあたっての留意点



② 外国にルーツのある家庭の子ども・保護者に対して配慮が必要な場面

外国にルーツのある家庭の子ども・保護者ともに職員とのコミュニケーションが最も多く、それぞれ半数弱と 7 割以上を占めた。一方で、子ども・保護者ともに 2 割前後の施設は配慮が必要な場面はないと回答した。

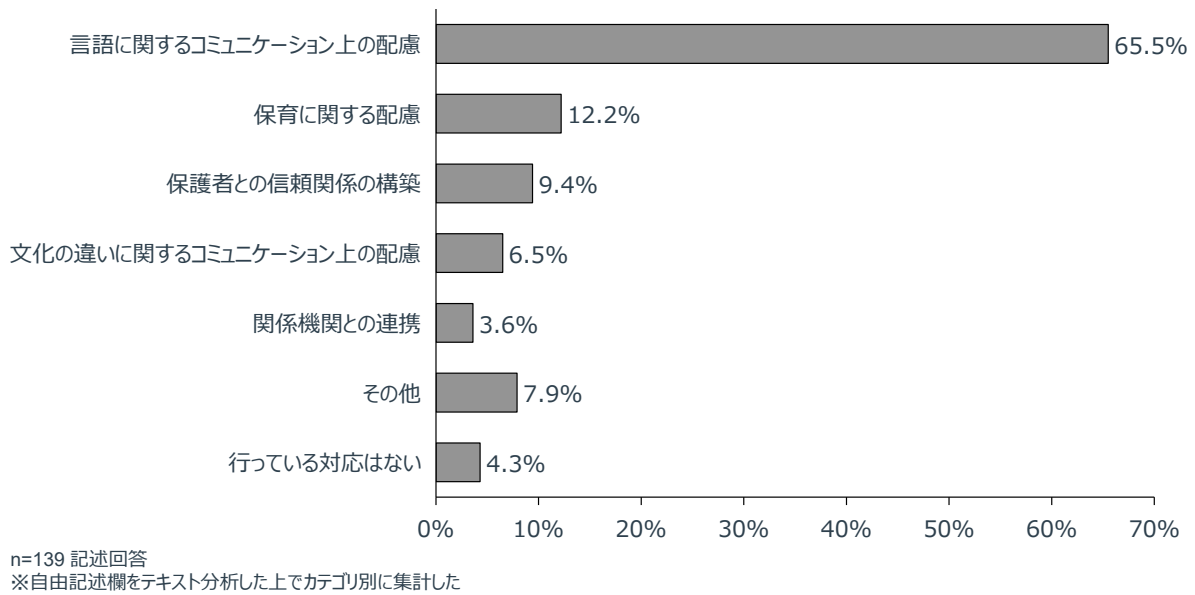
図表 4-60 外国にルーツのある家庭の子ども・保護者に対して配慮が必要な場面



③ 外国にルーツのある家庭への対応

外国にルーツのある家庭への対応は、言語に関するコミュニケーション上の配慮が最も多く挙げられた。

図表 4-61 外国にルーツのある家庭への対応

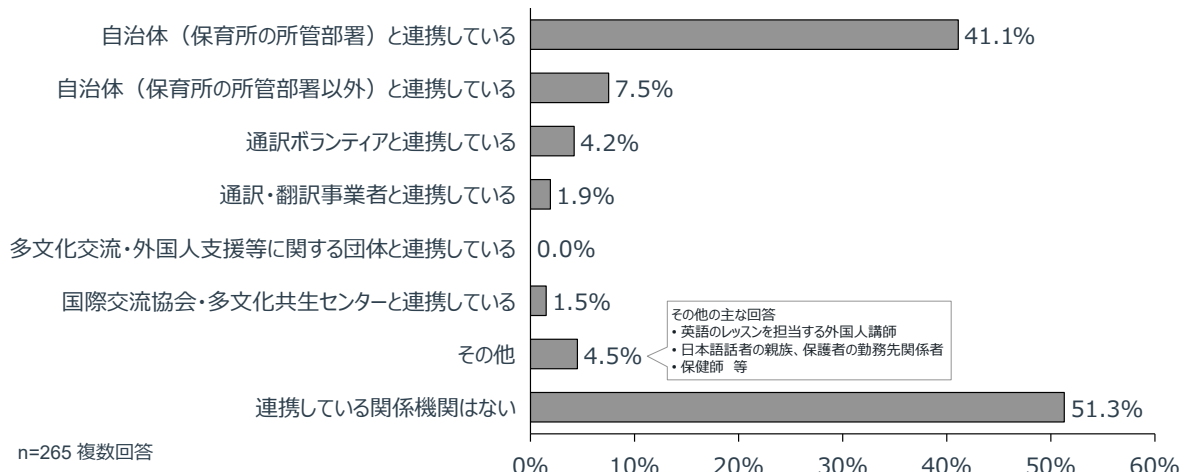


④ 外国にルーツのある家庭への対応にあたって連携している関係機関

外国にルーツのある家庭への対応に関して、関係機関と連携していない事例が半数以上を占めた。

連携している場合は、保育所の所管部署が最も多く、4割以上を占めた。一方で、通訳ボランティア・事業者、外国人支援団体、国際交流協会等の専門性の高い機関と連携している施設はごく一部に限られた。

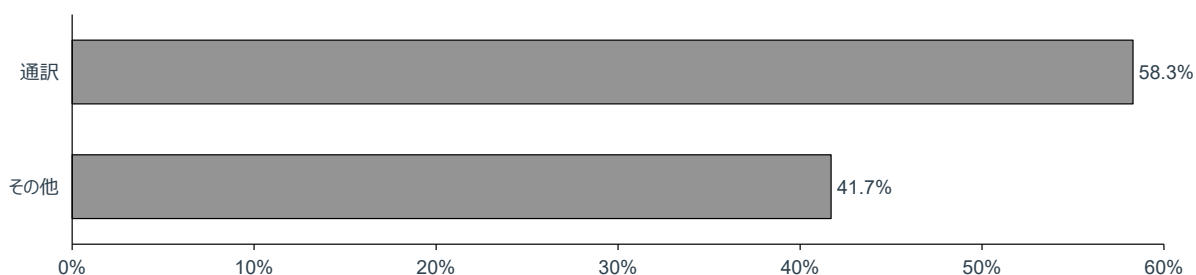
図表 4-62 外国にルーツのある家庭への対応にあたって連携している関係機関



⑤ 家庭の対応を目的として配置した職員・巡回支援の担当者の職種と対応している内容

外国にルーツのある家庭の対応を目的として配置した職員や巡回支援の担当者の職種は、通訳が最も多く挙げられた。

図表 4-63 家庭の対応を目的として配置した職員・巡回支援の担当者の職種



n=12 記述回答（外国にルーツのある家庭の対応を目的とした職員配置・巡回支援を行っている施設のみが回答）
 ※自由記述欄をテキスト分析した上でカテゴリ別に集計した。

図表 4-64 家庭の対応を目的として配置した職員・巡回支援の担当者の対応している内容

職種	対応している内容
通訳	<ul style="list-style-type: none"> ・担任や主任が対応し、重要な連絡は通訳を通して伝える。 ・英語話者の教師が、丁寧に日本の文化を伝え、理解を促し、配慮が必要な子どもがいる場合は、面談を重ねてセラピーを受診するよう促したりもしている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・全く日本語が話せないわけではない。認識の齟齬がないように担当の相談員が対応することになっている。 ・行政の保健師や発達支援の担当者が訪問し、対応などについて助言してもらっている。

⑥ 外国にルーツのある家庭への対応上の工夫・効果

要支援家庭への対応にあたっては、言語・文化に関するコミュニケーション上の配慮、保育に関する配慮、信頼関係の構築、多機関連携等を中心に回答が寄せられた。

図表 4-65 外国にルーツのある家庭への対応上の工夫・効果

分類	工夫・効果
言語に関するコミュニケーション上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもには絵で描いて伝え、保護者にはローマ字で書いて紙を渡している。絵は視覚的にわかりやすい。 ・通訳の職員をパート雇用し、子どもへの通訳や保護者への連絡を担ってもらっている。外国人家庭への連絡がスムーズになり、他職員の負担が軽減されている。
文化に関するコミュニケーション上の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの保護者が日本の文化を学ばせたいという家庭が多いが、それでも日々、様々な問題が出てくる。子どもたちの生活が学びにつながるよう、理解を求める説明を丁寧にしている。 ・家庭で行ってほしいことをはっきり伝えたと協力してくれる。
保育に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教食を理解し、事前に食事に関する面談を行うことで理解し合い、食べ物は違っていても給食の時間も楽しく過ごすことができている。 ・小学校の説明会などが予定されている時は、個別に声を掛けて、日時や持ち物などの確認をしている。確認をしているため、遅刻や欠席はない。
保護者との信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の揺れに敏感で、保育の不信感に繋がっていた。保護者との面談を重ね、保護者の不安にも寄り添い、同時に子どもが安定して通園できるよう配慮していった。 ・母親と面談して、家庭での状況を聞いたうえで、園での過ごし方、家庭でのかかわり方など提案する。

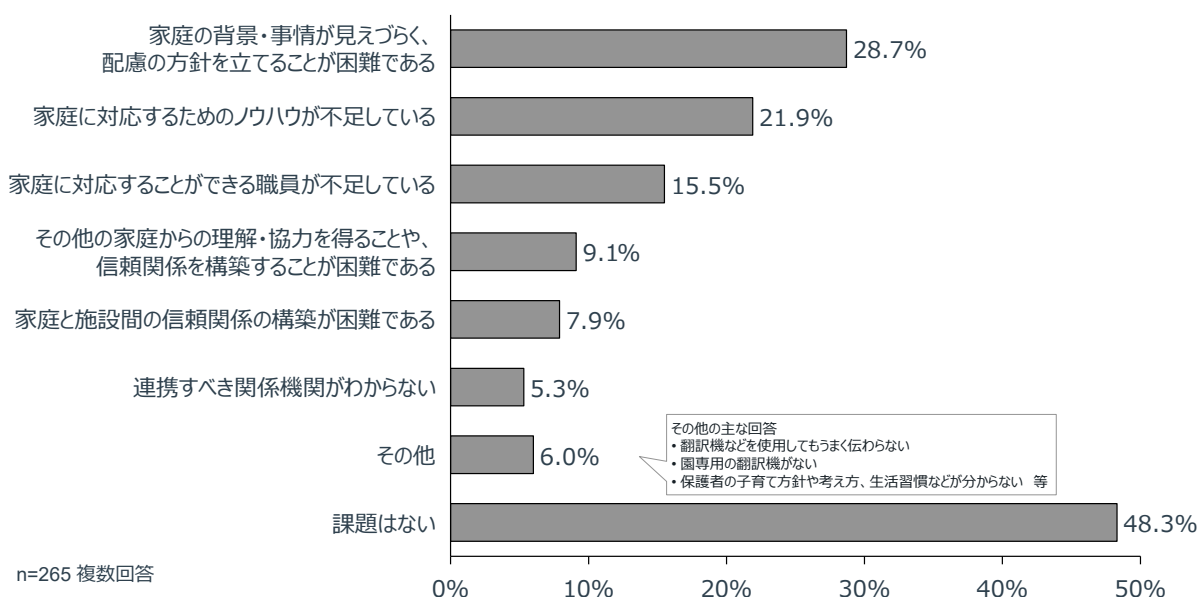
分類	工夫・効果
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 自立心を育てたいのか、大人しかできないことに興味を持って、こどもにやらせることが多く、常に危険。関係機関と情報交換をしながらして、良いこと・悪いことを保護者に伝えている。 • 小学校への丁寧な情報提供を行っている。

⑦ 外国にルーツのある家庭への対応上の課題

対応上の課題は、家庭の背景・事情が見えづらいことが最も多く、3割弱を占めた。次いで、対応のノウハウ不足、職員不足が続いた。

一方で、課題がない事例も半数弱を占めた。

図表 4-66 外国にルーツのある家庭への対応上の課題



2) ヒアリング調査の結果

(1) 要支援家庭

① 近年の受入れ動向

要保護・要支援児童として認定されていないものの、発達面や家庭環境に不安がみられる「気になる家庭・子ども」が増加・顕在化しているとの意見が複数施設から挙げられた。

図表 4-67 近年の受入れ動向

ヒアリングでの回答内容	回答者
・要対協に登録された子どもは年々増加している。また、登録されていないが、言葉の発達の遅れ、場面の切り替えができない、癇癪を起こすなど、発達面で「気になる子ども」が非常に増加している。年齢が上がるにつれて気になる点が顕著に表れるが、加配等の措置がないため、当施設で対応しきれない。	B
・要支援家庭は毎年1～2件前後で推移している。多動、コミュニケーションの不得意さ、感情の出し方がわからないなど発達障害に似た特徴を持つ「気になる子ども」の割合は増加傾向にある。要因が親子関係にあるのか、子どもの特性なのか、見極めに課題感がある。	F
・要支援家庭は現在1家庭で、保護者のDVが問題になっている。保護者のDVや、保護者が子育てに積極的になれない、支援を求めるとうまく伝えられない、保育士に対しても困っていることを直接うまく伝えられないという課題を有する、「気になる家庭」が1クラスに複数名在籍しており、増加傾向にある。	G
・国籍にかかわらず事例があるが、数年前に認定子ども園に移行してから多様な家庭背景の子どもを受け入れるようになった。保護者の教育方針の違い、子育てへの無関心や過度な介入等の「気になる家庭」が各クラスに1人程度存在している。	H
・昨年度から要対協に登録された子どもが1名在籍している。要保護児童・要支援児童が全体に占める割合は少ないが、保育士から見て、本人の特性や家庭の状況などから、何らかの支援が必要ではないかと思われる、いわゆる「気になる子ども」が近年増加傾向にある。	I
・保護者に精神疾患がある家庭が増加している（以前は園全体で1名程度であったが、最近では園全体で3～4名程度見られる）。母子家庭による貧困世帯も増加している。保護者の精神疾患・貧困・ネグレクト・子どもの発達特性等の課題が複合的に重なり合っていると感じられる。	J

② 要支援家庭への支援内容（保育所等から家庭への直接支援）

ヒアリング先の保育所等で行われている要支援家庭への直接支援として、保護者への丁寧なコミュニケーションや、家庭で十分な養育が行われていない子どもへの養育の部分的なフォロー、市区町村や関係機関への紹介・同行支援等が挙げられた。

図表 4-68 要支援家庭への支援内容（保育所等から家庭への直接支援）

ヒアリングでの回答内容	回答者
・在籍している要保護児童への支援としては、当該家庭の保護者にも特性や体調不良が見られるため、コミュニケーション上の配慮を行っている。また、保護者が行政とのやりとりで不安を覚えたため、市区町村への同行支援を実施した。	B

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> •その他、要支援家庭への対応では、保護者との対話を重視している。また、保育参加を複数回実施し、保護者にこどもの様子を直接見てもらうことで、保護者と当施設間での共通認識を醸成することができた。 	
<ul style="list-style-type: none"> •父親のDVがあり、児童相談所が介入している家庭の保護者（母親）に対しては、できるだけこちらから声をかけ、丁寧に対応している。こどもの様子も担任以外の職員からも確認できるようにしている。 	G
<ul style="list-style-type: none"> •児童相談所が介入している要支援家庭に対しては、保護者と適切な距離感を保ちつつ、困った時は電話相談や施設長室への来訪を促している。保護者に対して受容的な姿勢を見せることを意識している。 	H
<ul style="list-style-type: none"> •家庭で十分な養育が行われていないこどもに対しては、夏場に軽くシャワーを浴びさせ替えさせる等、当施設内で養育を部分的にフォローしている。 •その他、要支援家庭に対しては、在籍児童全員との個別面談とは別に面談を設定している。 	I
<ul style="list-style-type: none"> •要支援家庭に対しては、保護者に対して受容的な姿勢でコミュニケーションをとりながら、社会資源の情報提供、環境改善に向けた検討を行っている。 •家庭での養育が十分に行われていないこどもに対しては、保護者の同意のもと、施設での入浴を行ったり、リサイクルサロンでの衣類の提供、社協のフードバンク紹介等を行った。保護者の主体性を奪わないためにも、保護者が養育すべき部分との線引きを職員間で話し合いながら、適切な範囲で実施している。 	J

③ 要支援家庭への支援内容（関係機関との連携による支援）

ヒアリング先の保育所等では、要支援家庭に対する支援として、市区町村や保健師・心理士・発達支援コーディネーター等の専門職による巡回支援や相談支援が活用されていた。また、要保護児童や虐待が疑われる家庭については、児童相談所や要対協との連携も行われていた。

図表 4-69 要支援家庭への支援内容（関係機関との連携による支援）

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> •在籍している要対協に登録があるこどもについて、保護者やこどもと接する中で気になる点を児童相談所に伝え、対応の仕方などを相談している他、個人情報の取扱いや次年度から通園する保育所への情報連携等について要対協で相談している。 •その他、市区町村の保育センター（保育課が設置する管内保育所等への支援機関）が実施している相談対応を活用している。また年に2回、心理職による巡回支援し、要対協に登録のあるこどもを中心に観察後、カンファレンスを行い、保育の参考にしている。外部機関との連携は施設長が窓口となるため、必要な情報は全職員で共有し、職員がそれぞれアイデアを出す体制を構築している。 	B
<ul style="list-style-type: none"> •児童相談所が介入した家庭が在籍していた時は、市区町村や児童相談所と連携を行っていた。 •要支援家庭への対応にあたり、市が実施している保健師による巡回支援を活用している。気になることがあれば保健師に連絡して情報交換している。一方で、保健師の数が不足しており、十分に活用できない。 	F

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> 父親のDVがあり、児童相談所が介入している家庭に関しては、児童相談所に月1回こどもの登園状況や様子を報告している他、家庭支援員とはFAXを通じて情報連携を行っている。 発達に課題があり、療育施設に併通通園しているこどもも在籍しており、療育施設との連携の必要性を感じつつも、時間や人員の制約上、十分にできていない。 	G
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所が介入している要支援家庭について、児童相談所や市区町村と連携・相談している。 	H
<ul style="list-style-type: none"> 保健所との連携を行う他、市区町村が実施する管内保育所に対する定期巡回事業を利用し、近隣の養護学校に勤務する発達支援コーディネーターからの助言を受けている。また、療育施設の利用が適当であると考えられるこどもがいる場合は、療育施設への併通通園を勧めている。療育施設への併通通園を行っているこどもについては、療育施設から当施設への送迎時に、療育施設職員と情報交換を行っている。 	I
<ul style="list-style-type: none"> 要支援家庭への対応にあたり、市区町村や就学先の学校との連携を行っている。発達特性のあるこどもに関しては、市区町村の子育て親子教室等を紹介している。 	J

④ 人員体制構築・人材育成の取組

ヒアリング先の保育所等では、職員会議等で要支援家庭への対応方針を議論・検討し、施設全体で対応できるような体制が構築されていた。また、要支援家庭への対応のために補助職員を配置する施設も見られた。人材育成の取組として、虐待や気になるこどもへの対応等について、社内外での研修が行われていた他、作業療法士によるスーパーバイズを実施する施設も見られた。

図表 4-70 人員体制構築・人材育成の取組

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> 全職員が外部研修に参加している。市区町村が主催する管内保育園向けの研修（保護者支援、障害児保育等テーマ別研修やキャリアアップ研修等）に年4回程度、その他一般向けの外部研修に年3～4回程度参加している。コロナ禍の後にオンライン研修から対面研修に移行された。対面研修の方が集中しやすいが、移動負担がある。要支援家庭対応に特化した研修や事例検討型の情報交換会があると良い。 研修の他に、園内で経験を基にした資料作成とマニュアル作成を実施している。 	B
<ul style="list-style-type: none"> 職員が県や市区町村の研修に極力参加している他、施設長が施設長会での情報交換を行っている。要支援家庭のこどもが入所しても急遽対応できるように、日頃から知識を蓄えておくことが重要であると認識している。一方で、職員の研修参加時の代替職員の人件費は施設負担となるため、研修参加に課題感がある。講師を招いて施設内で研修を実施する場合も、講師の謝礼等が負担となる。 	F
<ul style="list-style-type: none"> 月1回の職員会や週1回クラス（幼児組・乳児組）会議で気になるこどもの様子を報告し、対応方針を話し合っている。パート職員に対しては職員会議の議事録を見せ、毎日のノートで情報共有している。また、園長や主任が保育士の相談を積極的に受ける体制を構築することで、保育士に対するバックアップ体制を構築している。 毎月1回、正規職員を対象として、職員会議後に2時間の園内研修を実施している。こどもの 	G

ヒアリングでの回答内容	回答者
<p>人権や、気になることもへの対応、マニュアルの内容についてなど年間計画を立てて実施している。特に気になることもへの対応については、具体的な事例について支援方法を検討している。その他、外部研修にも参加するようにしている。要支援家庭への対応を自分ごととして考えられるような研修を実施したい。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 週 1 回の学年団会議、週 1 回のコーディネーターと各学年の代表者が参加する会議を実施している。また月 1 回程度全体会も実施し、全職員がどの学年のどの子どもでもある程度理解できるような情報共有を目指している。インクルーシブな保育を行うため、主任に児童発達支援管理責任者資格を取得させ、発達支援施設との連携を強化している。どの職員がどの領域を担当するかを決めて、専門性の向上を図っている。 	H
<ul style="list-style-type: none"> 要支援家庭が多く在籍するクラスには、当施設の自助努力で担任の他に補助の保育士を配置している。（通常、補助の保育士は年少児クラスのみ配置するが、当該クラスが卒園するまで補助の保育士を配置する見込みである。）各クラスの担当保育士がクラスの状況を記録し、職員会議で共有することで、日々の指導内容や成長、困りごとについて施設全体で共通理解を持てるようにしている。 虐待に関する研修を年 1 回実施し、通報義務や虐待の兆候の見分け方、行政機関への連絡等について学ぶ機会を設けている。また、気になる子どもの対応について養護学校の先生による講話を実施した。 	I
<ul style="list-style-type: none"> 当施設内では、日常的な担任間の話し合い（寝かしつけ時等）の中で気になることもへの対応方針等を相談し、解決できない場合は職員会議等にエスカレーションしている。 人材育成の取組としては、月 1 回の職員研修、保護者支援・食・こどもの理解等のテーマ別実践研修を年間計画で実施している。また、事例のなりきりやロールプレイング等の参加型研修を行っている。職員のもの見方が変化し、保護者支援への理解向上につながった。さらに、主任保育士が子ども家庭ソーシャルワーカー研修を受講中である。さらに、当施設独自の取組として、月 1 回 1 時間、作業療法士によるスーパーバイズを実施している。作業療法士から持ち掛けられる形で実施することになった。現場の保育者がプロであるとの考えのもと、作業療法士が保育を行っているのを見てもらうのではなく、保育士の保育を作業療法士が見てアドバイスをする形で実施している。 	J

⑤ 要支援家庭の対応に関する課題と展望

要支援家庭の対応に関する課題として、要支援家庭への対応を行う上で十分な保育士の配置が難しい中、個別対応や関係機関との連携に十分な時間を割くことが難しいという意見が広く共通して挙げられた。また、家庭内の問題や家庭での養育実態にどこまで踏み込んで対応すべきか判断が難しいといった課題も挙げられた。加えて、小規模保育事業所では 2 歳児までしか保育できず、施設が実施していた支援の提供や関わりを持続させることができなくなるため、子ども本人の発達や生活に関して憂慮するといった意見も挙げられた。

図表 4-71 要支援家庭の対応に関する課題と展望

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> 気になることもへの継続支援を行いたくても、小規模保育事業所であるため、2 歳児までしか対応できず継続支援ができないことも課題感がある。 	B

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> • 気になることもその他のことと一緒に保育を行う上での時間や場所の確保が困難である。 • 発達が気になる子どもへの対応における加配がつかないことに課題感を感じている。保育士を増員するために、規模に関係なく補助金や加配制度を整備してほしい。また、心理職や支援員の外部巡回制度があっても、人員不足により半年待ちとなっているため、心理職や支援員を増員してほしい。発達支援に関する研修の充実と参加しやすい形での実施も必要である。 • 今後の展望として、地域交流を通じた虐待家庭の早期発見・早期対応を行いたい。入園前から地域の子どもや保護者の状況を把握し、入園時にスムーズな対応ができる体制作りを進めたい。当施設から市区町村を經由して要支援家庭へ連携を図ることは、個人情報等の関係上難しいが、今後、子ども誰でも通園制度によって虐待や発達支援を必要とする子どもの早期発見に活用できる可能性があるのではないかと。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 要支援家庭への支援において、家庭内の問題にどこまで踏み込むかの判断が難しい。特に心理的虐待は可視化されないため、施設としての対応が難しい。また、卒園後は施設が実施していた支援の提供や関わりを持ち続けることができなくなるため、子ども本人の発達や生活に関して憂慮している。 • 要支援家庭への対応にあたり、保育士の確保に困難があり、マンパワーが不足している。地域柄、人材紹介サービスを利用しても応募がない。加配をつけられるような制度を整備してほしい。また、保育士確保のため、保育士の地位向上や、保育士の魅力をアピールするとともに待遇改善も必要である。 • 要支援家庭への対応において、保育士の多機能化を求めるのではなく、専門職が対応するような体制整備が必要である。専門職の常駐・派遣制度の導入や、専門職が常駐できない場合はオンラインを活用した情報共有の仕組みもあると良い。 	F
<ul style="list-style-type: none"> • 外部機関への連携を行うための人員と時間の確保が難しい。 • 保育士の確保に課題があり、新人を育てる時間がないため、保育士の養成が急務である。正規保育士が長く勤められるような環境整備が必要と感じている。配置基準も見直しが必要ではないかと。 	G
<ul style="list-style-type: none"> • 要支援家庭への対応において、個人情報への配慮と支援とのバランスや、家庭との距離感の維持が難しいと感じている。カウンセリングを行うための環境が整備されると良い。 • 今後の展望としては、インクルーシブ保育のシステム化を目指すことで、優しい心で相手を理解し自分と相手を理解できる子どもの育成に向けた取組の継続的に行いたい。現在の保育をさらに磨きをかけ、常に学び続ける姿勢を維持したい。 	H
<ul style="list-style-type: none"> • 年齢が上がるにつれ、要支援家庭の子どもに手がかかり、その他の子どもへの保育に影響が生じてしまう。要支援家庭の子どもに対し専任の保育士を配置したくても、障害児認定を受けていない場合に加配が受けられないことや、立地柄保育士の確保が難しいことに課題感を感じる。 • また、当施設と保護者間で、家庭での養育や子どもの発達に関する共通理解を持つことに難しさを感じる。例えば、保護者に対し、家庭での養育実態を踏み込んで尋ねることが難しい。また、保育所内の子どもの様子を見て療育施設の利用を勧めても、保護者から抵抗感を示されることがある。 	I
<ul style="list-style-type: none"> • 保育園の開園時間外や休園日における保護者支援の限界を感じている。 	J

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化により園の多機能化が理想である。保育人材の増加よりも、質の向上が重要である。一方で、清掃・環境整備等の保育に関わらない間接業務を担う人材確保が、保育者のこどもへの注力時間確保に有効と感じる。 ・今後の展望としては、保護者支援に関する職員の知識・スキル向上の必要性を感じる。保護者支援研修の充実、要支援家庭に向き合える人材育成、ソーシャルワーカー資格取得による専門性向上を行いたい。 	

(2) 外国にルーツのある家庭

① 近年の受入れ動向

受入れ状況は地域性（工場立地、都市部、基地周辺など）により差があるが、全体として一定数の受入れが継続していることが確認された。

図表 4-72 近年の受入れ動向

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> ・過去 10 年間で 2 家庭を受け入れたが、毎年問合せが増加している。一度受け入れると同じ国のコミュニティから情報が広がり、同じ国の家庭から複数問合せを受ける。10 年前から研修等で外国にルーツのある家庭の受入れ準備の必要性について助言を受けていた。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・例年、受け入れても 1 家庭、受け入れない年もあるといった在籍状況であるが、外国人が多く住む地域特性上、今後外国にルーツのある家庭の受入れは増加すると予想される。インターナショナルスクールが増加傾向にあり、インターナショナルスクールが休校になる夏休みだけ預けたいという家庭も増えている傾向が見られる。小規模保育事業所であり、2 歳までの言語習得段階にあるこどもを受け入れているが、日本語と外国語の使い分けに混乱する様子が見られる。 	C
<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性上、外国にルーツのある家庭が増加傾向にある。保護者どちらか又は両方とも外国の方が増加している。毎年継続的に 1 クラスに 1 家庭程度を受け入れている。言語の壁、文化的背景の違いによるコミュニケーション上の課題がある他、系列施設では給食提供における宗教上の配慮に課題がある。周囲の保護者からは比較的理解があり、こども同士は言葉が通じなくても感覚的にコミュニケーションが成立することが多い。今後低年齢の外国にルーツのある家庭の受入れが増える場合、アタッチメント形成や食事・栄養面での文化的違いへの対応が必要になると考えられる。 	D
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に外国人が多く働く工場があるため、外国にルーツのある家庭を例年数家庭受け入れている。公立園のため、対応が難しい家庭が多く入ってくる傾向がある。日本語でのコミュニケーション、文化的背景の違いによる生活習慣の相違が課題となることがある。 	E
<ul style="list-style-type: none"> ・外国にルーツのある家庭は毎年 1 件～2 件前後で推移している。保護者・こどもともに日本語がほぼ話せない状態で受け入れることがある。保護者は自身の努力で日本語が上達することがあるが、こどもと保育士・他のこどもとの間でコミュニケーションがとりづらい事例がある。要因が言語の問題か、文化的な問題か、こどもの性質の問題か、見極めが難しい。 	F
<ul style="list-style-type: none"> ・現在 1 家庭在籍している。毎年平均 2～3 家庭程度が在籍しており、特に増加している感じはし 	G

ヒアリングでの回答内容	回答者
ていない。現在在籍している外国にルーツのある家庭については、コミュニケーション上の問題は生じていない。	
・外国人が多い地域特性上、40年以上の受入れ歴がある。6-8年前に外国人が多く働く職場が別の地域から移転されたことにより、受入れ人数が4-5倍に増加した。現在は40-50人程度在籍している。当施設に在籍する外国にルーツのある家庭は、その文化的背景が多様であり、多言語環境で生活することによるストレスを抱えることも多い。	H

② 外国にルーツのある家庭への支援内容（保育所等から家庭への直接支援）

ヒアリング先の保育所等では、外国にルーツのある保護者・子どもとのコミュニケーションにおいて、やさしい日本語の使用、翻訳アプリ・機器の活用、視覚的な資料を用いた説明など、工夫を重ねながら対応している実態が確認された。また、文化の違いが生じる場面では、保護者に日本の文化や園の方針を丁寧に説明し、理解を得るといった取組も行われていた。

図表 4-73 外国にルーツのある家庭への支援内容（保育所等から家庭への直接支援）

ヒアリングでの回答内容	回答者
・施設長が保護者との関わりを担当している。保護者との日本語でのコミュニケーションが難しい場合は、翻訳アプリや翻訳機能を備えた連絡帳システムを活用している。また、肌着を着せない文化背景のある家庭に対しては、肌着を見せながら説明する等、実物を用いて日本の一般的な保育方針を説明するといった工夫をしている。コミュニケーション上の配慮は行いつつも、外国にルーツのある家庭であってもその他の家庭と同様に対応している。また、国際交流協会が開催する日本での子育てに関する注意点に関する講座を案内している。	A
・英語ネイティブの日本人職員が非常勤で来ており、英語での会話にも対応している。また、文化的な配慮事項に対しては、市区町村の方針に沿って対応している。	C
・保護者とのコミュニケーションにおいて、保護者に寄り添う形で話を聞くことを心がけている。また、ひらがなの使用や、実物を見せながら説明すること、保護者のどちらが日本語を話しやすいかを確認した上で、話しやすい方の保護者と口頭でコミュニケーションをとる等の工夫を行っている。以前、日本語が全くわからない子どもを受け入れた際は、翻訳アプリを活用しながらコミュニケーションをとった。 ・保護者の母国の慣習に沿った保育を求められる場合は、日本の一般的な保育方針を丁寧に説明し、理解を得るようにしている。 ・外国にルーツのある家庭が地域に溶け込めるようにするため、地域のコミュニティ・日本語教室等の紹介や、保護者会等の行事への参加を促している。	D
・日本語が全く話せない状態の子どもを受け入れた際は、視覚的なイラストや写真を使用して言葉と一致させる工夫や、単語から少しずつ日本語を教えていった。その結果、挨拶や日常的に必要な言葉を徐々に覚えてきている。担当職員との信頼関係はできており、簡単な指示は通じるようになってきている。子どもが園を嫌いにならないよう、無理をさせずに子どもの気持ちに寄り添いながら対応している。文化の違いが生じる場面では、保護者に日本の文化や園の方針を丁寧に説明している。	E
・日本語でのコミュニケーションが難しい保護者との連絡では、ひらがなを使った連絡や、保護者と直	F

ヒアリングでの回答内容	回答者
接身振り手振りでのコミュニケーションを行った。保護者同士の関係では園が間を取り持った。	
・英語での対応が可能な職員が複数名在籍している。これらの職員は外国にルーツのある家庭への対応や配慮が必要な家庭との英語でのコミュニケーションを担う。基本英語で対応可能な家庭が多いが、保護者が日本語・英語どちらも話せない場合は、手紙を翻訳アプリで翻訳したものを渡していた。宗教的配慮事項への対応方針として、入園時に当施設の方針を説明し、理解を求めている。	H

③ 外国にルーツのある家庭への支援内容（関係機関との連携による支援）

外国にルーツのある家庭への対応にあたり、市区町村と対応方針について相談を行う施設が複数見られた。その他、市区町村から提出書類に関する支援や、翻訳機器の貸し出し等の支援を受けている施設も見られた。

図表 4-74 外国にルーツのある家庭への支援内容（関係機関との連携による支援）

ヒアリングでの回答内容	回答者
・市区町村と対応方針について相談している。現在、市区町村にて外国にルーツのある家庭の受入れに関する研修の実施や、通訳導入について検討している。	A
・市区町村が実施している言語聴覚士による巡回指導を活用し、こどもの言語習得に関し相談した。市区町村が実施する巡回支援では、専門職の種類を選択する形で、2～3ヶ月に1回巡回支援を受けることができる。巡回指導は本来障害を持つこども向けだが、今回は言語に関する相談であったため活用した。	C
・その他、市区町村からは翻訳機器の貸し出しや、問題があった際の相談対応等の支援を受けている。	
・市区町村の保育課及び関係課と連携し、書類関係の支援の依頼や、対応方針について都度相談している。市区町村との連携頻度は2ヶ月に1回程度、内容によっては1ヶ月に数回の場合もある。	D
・外国にルーツのある家庭への対応に限らず、問題が発生した際は市区町村に相談している。市区町村には保育所長経験者や保育士経験者が配置されており、相談しやすい。	E

④ 人員体制構築・人材育成の取組

ヒアリング先の保育所等では、職員会議等で外国にルーツのある家庭への対応方針を議論・検討し、施設全体で対応できるような体制が構築されていた。一部の施設では、外国にルーツのある家庭への対応に関する内部研修の実施や外部研修への参加が行われていた。

図表 4-75 人員体制構築・人材育成の取組

ヒアリングでの回答内容	回答者
・施設内では、研修といった形ではなく、日々の保育の中で生じた課題を都度相談しながら対応方針を検討している。外部研修には参加するようにしており、職員体制にゆとりがあるため研修参加しやすい環境であるが、外国にルーツのある家庭の受入れに向けた研修が見つけられていない。	A
・市区町村主催の研修に参加している。また私立園長会が月1回あり、地域ごとに悩み相談を实	C

ヒアリングでの回答内容	回答者
<p>施している。その中で、外国にルーツのある家庭の給食への配慮について情報交換をしたことがある。異文化家庭受入れをテーマとした研修は用意されていない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 毎月のカリキュラム会議（個別支援会議）において、支援が必要な家庭について情報共有・対応の検討を行い、対応担当者を決定している。 • 特徴的な人材育成の取組として、NPO 法人と連携したネパール・フィリピン・スリランカへの社会貢献活動（現地の子どもが学校に行けるようにする）を法人として行っている。現地の生活習慣を園児に伝えるために、職員が先行して学習している。関連して、外国にルーツのある家庭の受入れにあたり、職員同士で外国にルーツのある家庭の立場に立った時の感じ方を話し合うことや、外国にルーツのある家庭の保護者に理解してもらえなかったときの対応をロールプレイで検討するといった活動を行っている。これらの活動は、外国にルーツのある家庭を受け入れる際の職員側の理解醸成に繋がっている。 	D
<ul style="list-style-type: none"> • 入所予定の外国にルーツのある家庭への対応にあたり、市区町村と相談の上、入所前に専任の職員を1名加配した。 • 外国にルーツのある家庭への対応方針は、職員会議にて在籍クラスの担任、隣のクラス担任、所長、副所長、主任で検討している。職員全員が一貫した対応をすることで、子どもが混乱しないように配慮している。 • 人材育成の取組としては、県主催の外国にルーツのある子どもに関する研修に年1～2回参加し • 受入れ体制など他園の事例から学んでいる。研修参加者が報告書を作成し、参加できない職員とも内容を共有している。外国にルーツのある家庭の受入れにあたり、当該家庭の母国語の本を購入して勉強したことがあるが、方言の違いがあり、役に立たなかったこともあった。 • 対応方針や研修内容の共有などの取組を通じて、職員の気持ちを一致させ、同じような対応ができるようにしている。 	E
<ul style="list-style-type: none"> • 外国にルーツのある家庭の受入れに向けた研修については、給食対応について話し合ったことがある程度で、体系化された研修として実施していない。一方で、外国にルーツのある家庭を受け入れてから対応方針を検討するのではなく、受け入れる前に学んでおく必要性を感じている。 	G
<ul style="list-style-type: none"> • 当施設はインターナショナルバカロレア（IB）カリキュラム採用している。体系的、計画的、一貫性、網羅性、継続性のある保育を重視している。 	H

⑤ 外国にルーツのある家庭の対応に関する課題と展望

外国にルーツのある家庭への対応における課題として、外国にルーツのある家庭に対してどこまで個別対応を行うべきかの判断に迷うという意見が確認された。また、外国にルーツのある家庭とのコミュニケーションに向けて、市区町村からの翻訳ツールの提供や通訳派遣等を希望する意見も挙げられた。

図表 4-76 外国にルーツのある家庭の対応に関する課題と展望

ヒアリングでの回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> • 外国の文化になじみのない保育士が外国にルーツのある家庭を保育することの大変さを認識した上で、保育現場に対する支援を検討いただきたい。 • 今後の展望としては、家庭的保育事業所であるため、情報や積み重ねた経験が少なく、考え方が 	A

ヒアリングでの回答内容	回答者
偏りがちであるため、視野を広げる必要がある。大人や保育者が子どもと同じ柔軟性をもって理解していく必要がある。受け入れること母国語の学習等、受入れ体制の強化に努めたい。	
<ul style="list-style-type: none"> • 子ども誰でも通園制度開始により様々な国の方が同制度を利用して施設に通園する機会が増える可能性があるが、言葉の壁、考え方の違いへの対応が難しい。今後、市区町村にて、食事以外の宗教的行事や育児の進め方等、対応の仕方について細かく方針を定めてほしい。 	C
<ul style="list-style-type: none"> • 外国にルーツのある家庭が増えると柔軟な対応が求められるが、保育士の人材確保に課題感がある。外国にルーツのある家庭の受入れによって、言語面や文化面での配慮等、求められる事項が増えるため、なり手の確保がより困難になることが懸念される。 • 市区町村に対しては、入園手続きに関する多言語での詳細説明、地域の支援団体に関する情報提供、一時預かりなどきょうだい児への支援体制整備、乳児期の保護者支援・研修の充実等を期待したい。 • 当施設の今後の展望として、外国にルーツのある家庭が、日本の文化に触れる機会や受け入れられている実感を得られる場を提供したい。 	D
<ul style="list-style-type: none"> • 日本語が十分でない家庭への対応が課題である。特に英語以外の言語への対応が難しい。また、外国にルーツのある家庭を多く受け入れる必要が生じた場合に、職員体制上対応が難しくなる。職員体制の充実化を図るため、職員配置基準を見直してほしい。 • 翻訳ツールの導入を検討したが、費用負担の課題で見送った経緯があるため、翻訳ツールの提供や通訳派遣を受けられると良い。保護者対応や発達支援に関する助言をしてくれる専門職を配置してほしい。 • 今後も外国にルーツのある家庭の受入れを継続したい。 	E
<ul style="list-style-type: none"> • 当施設のように、外国にルーツのある家庭の受入れ件数が少数である場合、外国にルーツのある家庭に限らず園児全体にとってメリットのある取組が優先されるため、通訳アプリ等の導入は費用対効果の面で難しい。 	F
<ul style="list-style-type: none"> • 今後の展望としては、外国にルーツのある家庭への受入れにあたり、様々な国の文化を知り、理解を深めていきたい。 	G
<ul style="list-style-type: none"> • 幼稚園教員免許や保育士資格がなくても、準じた能力がある職員への何らかの支援があると良い。 	H

3) 保育所等を対象とした調査のまとめ

(1) 要支援家庭

アンケート調査の結果、要支援家庭が在籍していると回答した施設は全体の 55.7%を占め、要支援家庭への対応が一部の施設に限られず、保育所等全体が直面し得る課題であることが示された。ヒアリング調査においても、要保護・要支援として認定されていないものの、発達面や家庭環境に不安がみられる「気になる家庭・子ども」が近年増加・顕在化しているとの意見が複数施設から寄せられた。

要支援家庭が抱える課題については、複数の困難を重複して抱えるケースが 64.6%を占め、課題の複合度が高い家庭ほど保育所等の対応が多面的になる傾向が確認された。保育所等では、送迎時の声かけ

(85.2%)や無連絡欠席時の電話確認(63.7%)、送迎時以外の保護者との面談(47.9%)といった日常的な個別対応を通じて子どもや家庭の状況把握に努めており、対応が必要な家庭については職員会議(57.9%)や関係機関との連携(64.6%)を通じて対応方針を協議していることが確認された。課題の複合度が高い事例では関係機関との連携(82.9%)や職員会議での協議(69.7%)の実施割合がいずれも複合度が低い事例を上回っており、一部の施設では同行支援(12.2%)や家庭での養育の代行(7.4%)も実施されていた。ヒアリング調査においても、保護者への受容的な姿勢でのコミュニケーション、家庭での養育の部分的なフォロー、関係機関への同行支援など直接支援の実態が確認されるとともに、関係機関とのケース会議や情報共有が対応方針の検討において重要な役割を果たしていることが示された。

要支援家庭への対応を目的として配置基準を上回る職員を配置している施設は9.3%、外部の専門職による巡回支援を活用している施設は18.8%にとどまり、いずれも一部の施設に限られた。要支援家庭の在籍率が高い施設ほどこれらの割合が高い傾向がみられ(職員加配：在籍率「高」27.6%、「低」14.1%、巡回支援活用：在籍率「高」41.4%、「低」30.4%)、通常の配置基準のみでは十分な支援体制を確保しにくい実態が示された。ヒアリング調査においても、保育業務に加えて個別対応や関係機関との連携に十分な時間を割くことが難しいという意見が広く共通して寄せられた。

職員の資質向上に向けた取組については、施設・法人内での研修実施が86.8%と広く行われている一方、社会福祉に関する取組は43.3%にとどまった。課題の複合度が高い施設では関係機関との情報交換(88.9%)や施設内でのケース検討(63.5%)の実施割合が高く、困難事例を抱える施設ほど研修・取組の形態が多様化している傾向がみられた。ヒアリング調査では、要支援家庭への対応に特化した研修や事例検討型の研修を求める声が寄せられており、困難事例を抱える以前から必要な知識・技術を習得できる機会の整備が課題として示された。

対応上の課題としては、「家庭の背景・事情が見えづらく方針立案が困難」が最も多く挙げられ(36.3%)、次いで対応のノウハウ不足(22.8%)、職員不足(19.0%)が続いた。ヒアリング調査においても、家庭内の問題にどこまで踏み込んだ支援を行うべきか判断が難しいという意見が多く、特に可視化されにくい心理的虐待や、保護者が困り感を自覚していない場合の対応に苦慮している実態が示された。

(2) 外国にルーツのある家庭

アンケート調査の結果、外国にルーツのある家庭が在籍していると回答した施設は全体の52.1%を占めた。在籍率5%未満の施設が64.7%を占める一方、在籍率が10%を超える施設も16.6%あり、地域や施設によって在籍の集中度に大きな差があることが確認された。

外国にルーツのある家庭を受け入れるにあたっては、生活ルールの説明(77.4%)や入所時の手続き(73.6%)をはじめ、日常の保育場面においても、子どもに対しては職員や他の子どもとのコミュニケーション(それぞれ45.7%、37.4%)や食事習慣の違い(32.5%)、保護者に対しては職員とのコミュニケーション(71.3%)や子育て観・方針の違い(35.5%)への配慮が必要と回答する施設が多く、受入れ時から日常の保育場面まで幅広い配慮が求められていることが示された。こうした状況に対して、保育所等では日本語でのコミュニケーション上の配慮(65.5%)を中心として対応しており、ヒアリング調査においても、やさしい日本語の使用、翻訳アプリ・機器の活用、視覚的な資料を用いた説明など工夫を重ねながら対応している実態が確認された。入所時に園の方針や生活ルールを丁寧に説明し相互理解を図ることが、保護者の不安軽減や円滑な適応につながったとする声も多く聞かれた。

一方、対応の多くは施設内での工夫にとどまっており、通訳ボランティア・事業者(4.2%・1.9%)、国際交

流協会・多文化共生センター（1.5%）等の専門性の高い支援資源との連携は極めて限定的であった。異文化理解に関する研修の実施も 16.7%にとどまっており、外国にルーツのある家庭の在籍状況にかかわらず学ぶ機会が得られる環境整備の必要性が示唆された。

なお、外国にルーツがあることのみをもって直ちに対応上の課題が生じるわけではなく（「課題はない」48.3%）、対応が必要な場面において言語・文化の違いに起因する固有の困難が生じている実態が示された。ヒアリング調査においても、どこまで個別対応を行うべきかの判断に迷うという意見が確認されており、対応の範囲や基準に関する現場の戸惑いも示された。

2. 市区町村を対象とした調査

1) アンケート調査の結果

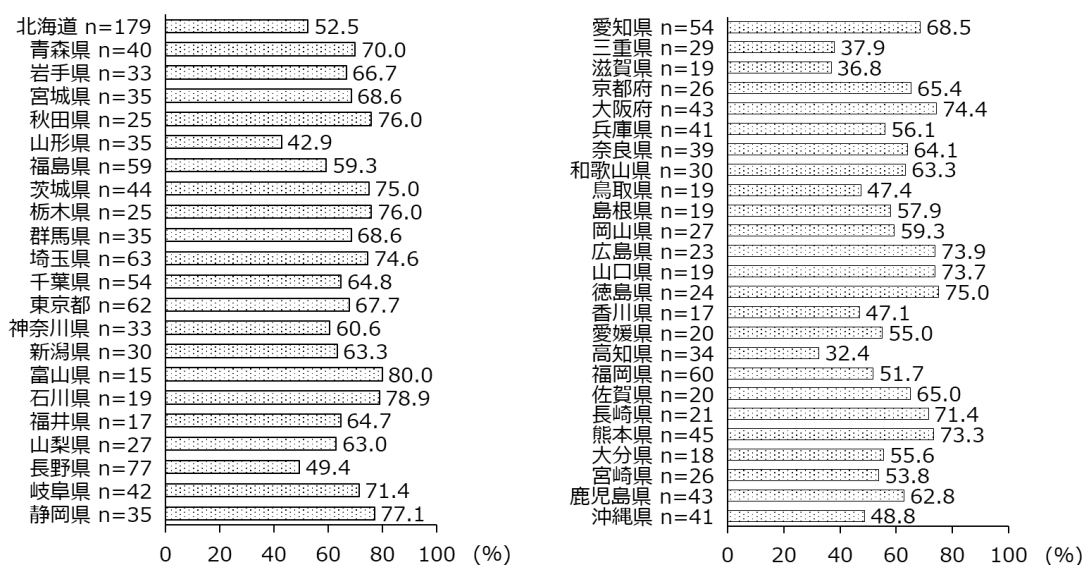
(1) 回答市区町村の概要

配布数 1741 件に対し、回答数 1075 件、回答率は 61.7%であった。

① 都道府県別の回答率

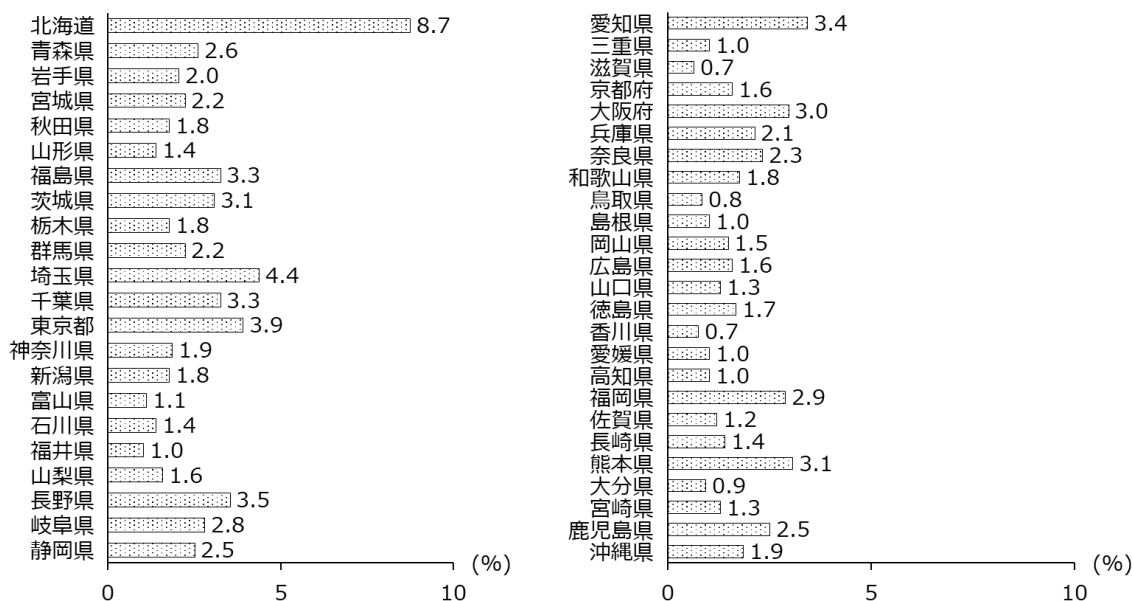
14 府県からは、7 割を超える回答が得られた。また、回答市区町村としては北海道の割合が最も高かった。

図表 4-77 都道府県別回答率



※nは都道府県別の配布数を示す

図表 4-78 回答した市区町村の都道府県分布



n=1075

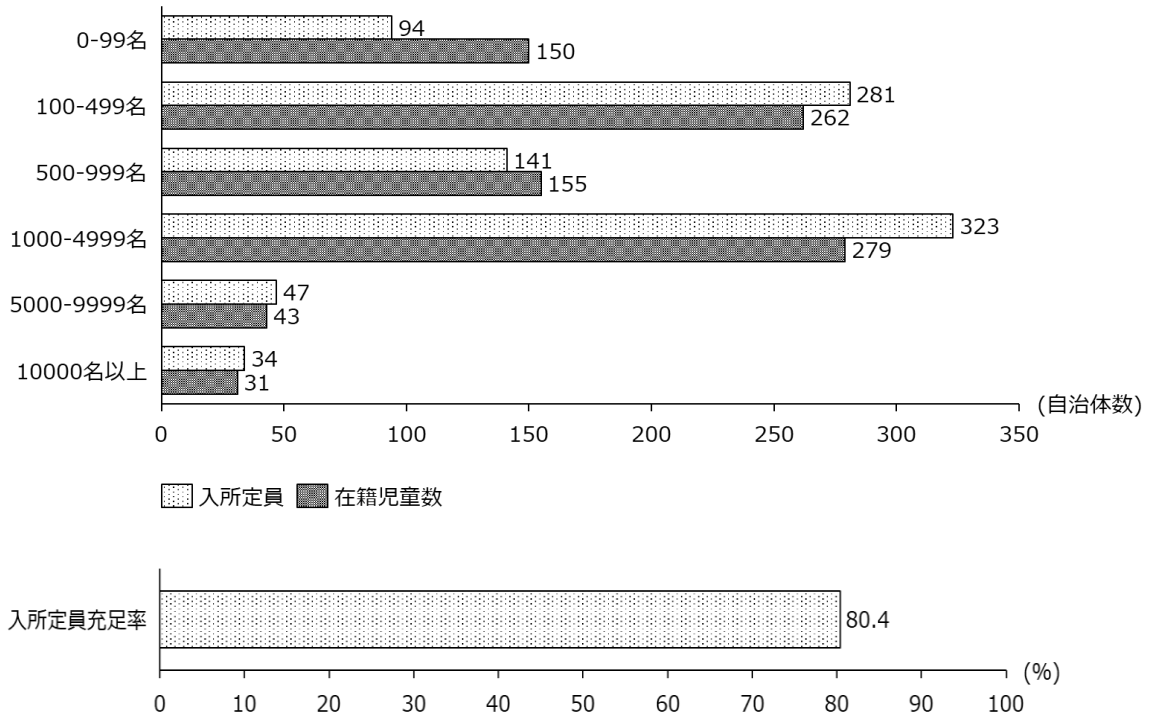
② 入所定員・在籍児童数/充足率

回答市区町村の施設の入所定員は2名から70,481名であった。中央値(769名)と平均値(2,149名)の差が大きかった。また、在籍児童数は2名から58,134名であった。入所定員と同様、中央値(650名)と平均値(1,908名)の差を認めた。いずれも、1,000名以上4,999名未満、100名以上499名未満の小～中規模市区町村が合わせて6割以上を占めた。

入所定員充足率は約8割であった。

図表 4-79 入所定員・在籍児童数/充足率

入所区分	最小値	最大値	平均値	中央値	n
入所定員	2	70,481	2,149	769	920
在籍児童数	2	58,134	1,908	650	920

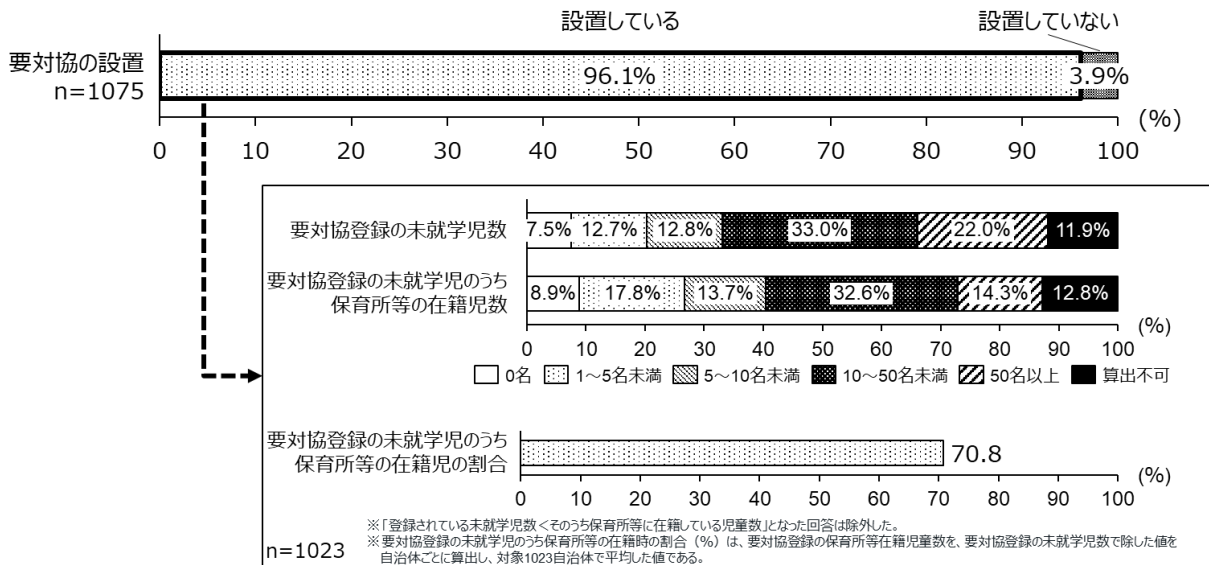


n=920 ※入所定員0名の回答、入所定員あるいは在籍児童数いずれかが空欄の回答、入所定員<在籍児童数の回答は除外した。
 ※入所定員充足率(%)は、在籍児童数を入所定員で除した値を自治体ごとに算出し、対象920自治体で平均した値である。

③ 要対協の設置率/登録児童の内訳

要対協を設置している市区町村は、9割以上を占めていた。要対協に登録されている未就学児童数、及びそのうちの保育所等の在籍児童数は、10名未満の市区町村が約4割を占めつつも幅広い分布がみられた。一方で算出不可と回答した市区町村も約1割を占めていた。要対協に登録されている未就学児において、保育所等に在籍している児童の割合は約7割であった。

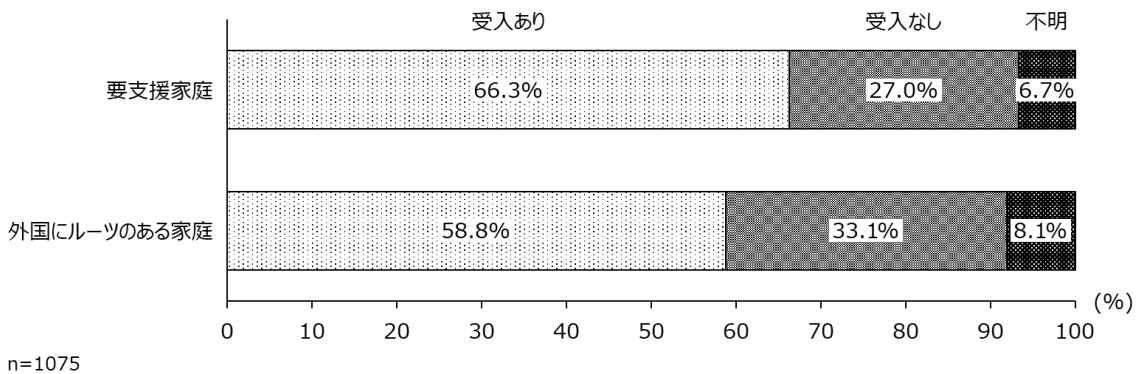
図表 4-80 要対協設置率/登録児童の内訳



④ 要支援家庭や外国にルーツのある家庭の、保育所等での受入れ状況

実際に要支援家庭の子どもを受け入れている保育所等がある市区町村、また、外国にルーツのある家庭の子どもを受け入れている保育所等がある市区町村は約 6 割であった。

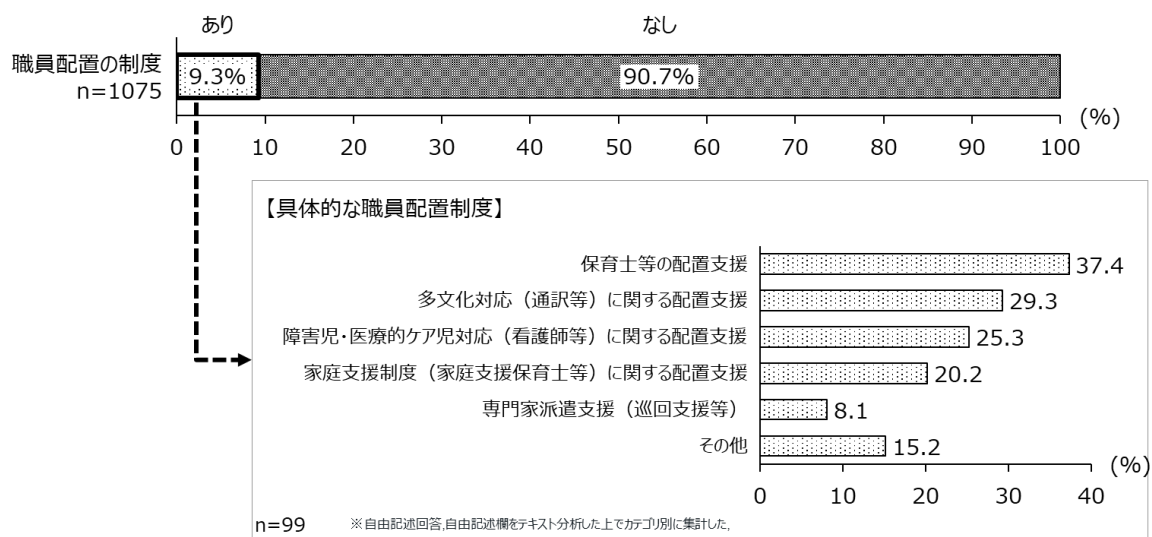
図表 4-81 要支援家庭や外国にルーツのある家庭の、保育所等での受入れ状況



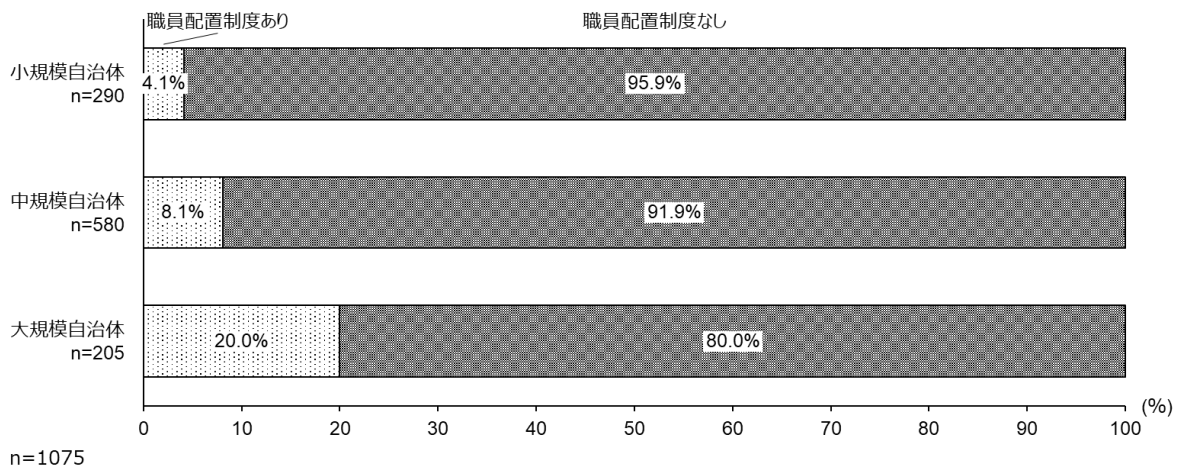
⑤ 要支援家庭や外国にルーツのある家庭への対応を主な目的とした、職員配置制度

保育所等が要支援家庭や外国にルーツのある家庭への対応を主な目的として職員を配置できる制度や仕組みを設けている市区町村は 1 割弱であった。具体的な制度や仕組みとして、保育士等の配置支援が最も多く、次いで多文化対応（通訳等）、障害児・医療的ケア児対応（看護師等）、家庭支援制度（家庭支援保育士等）に関する配置支援の順であった。また、これらの制度は市区町村規模が大きくなるほど実施率は高い傾向が見られた。

図表 4-82 要支援家庭や外国にルーツのある家庭への対応を主な目的とした、職員配置制度



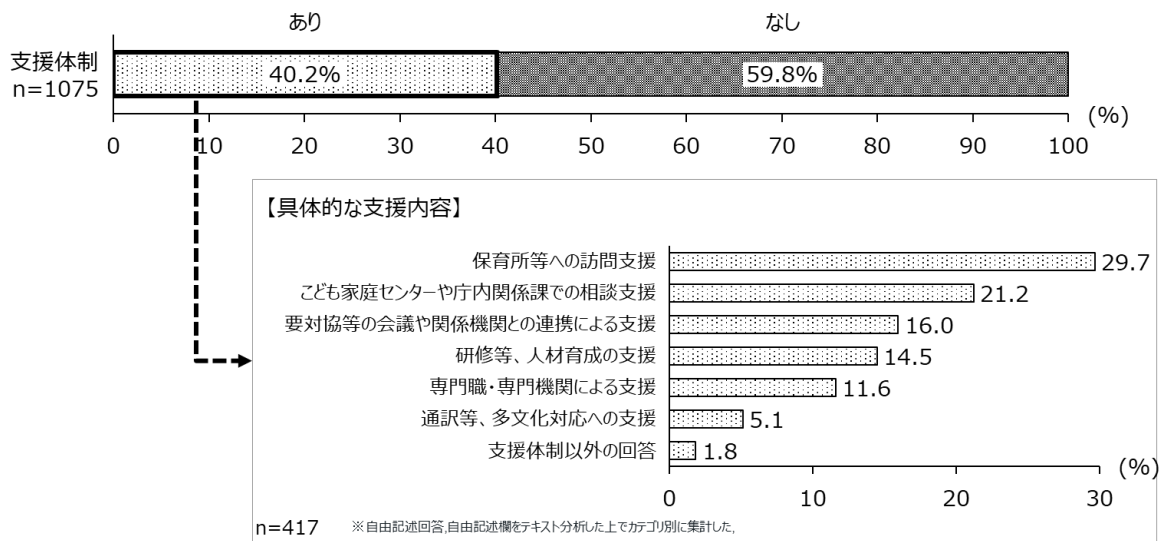
図表 4-83 【市区町村規模別】要支援家庭や外国にルーツのある家庭への対応のための職員配置制度



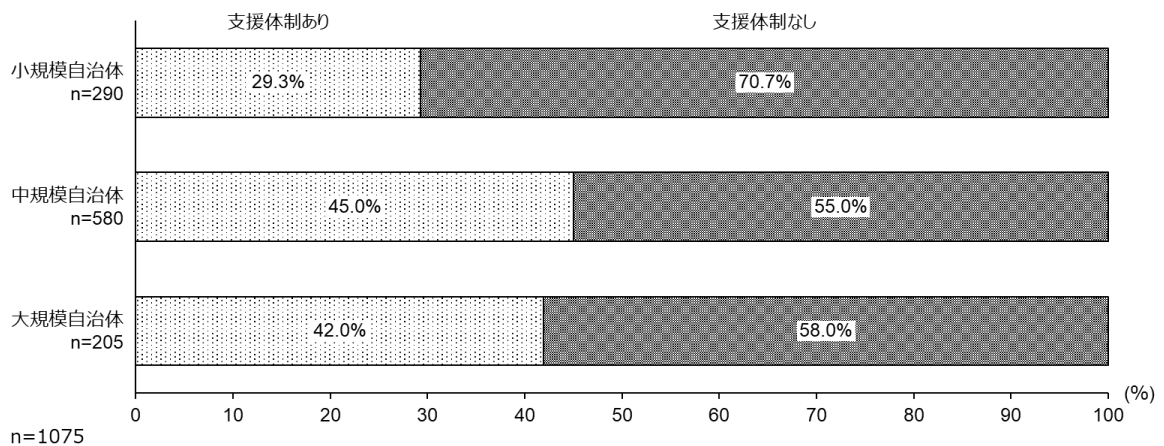
⑥ 要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等に対する、支援体制

要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等に対する支援体制を整備している市区町村は約 4 割であった。具体的な支援体制として、保育所等への訪問支援の体制、相談窓口の体制、要対協や関係機関との連携による支援が多く挙げられた。なお、要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等に対する支援体制では、規模が小さい自治体では他に比較して 10 ポイント以上支援体制があると回答した割合が低かった。

図表 4-84 要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等に対する、支援体制



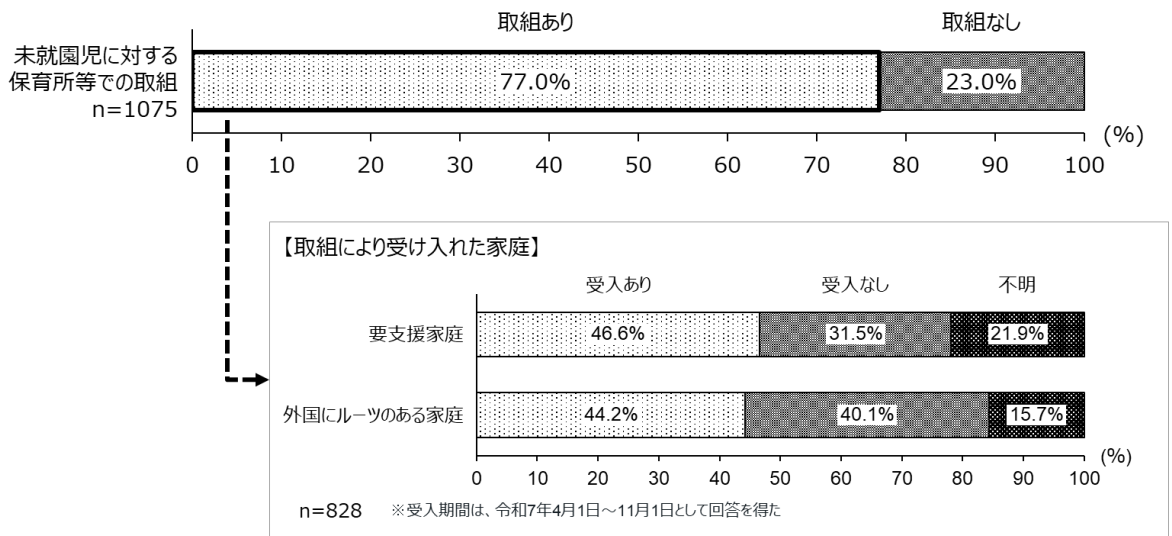
図表 4-85 【市区町村規模別】要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等に対する支援体制



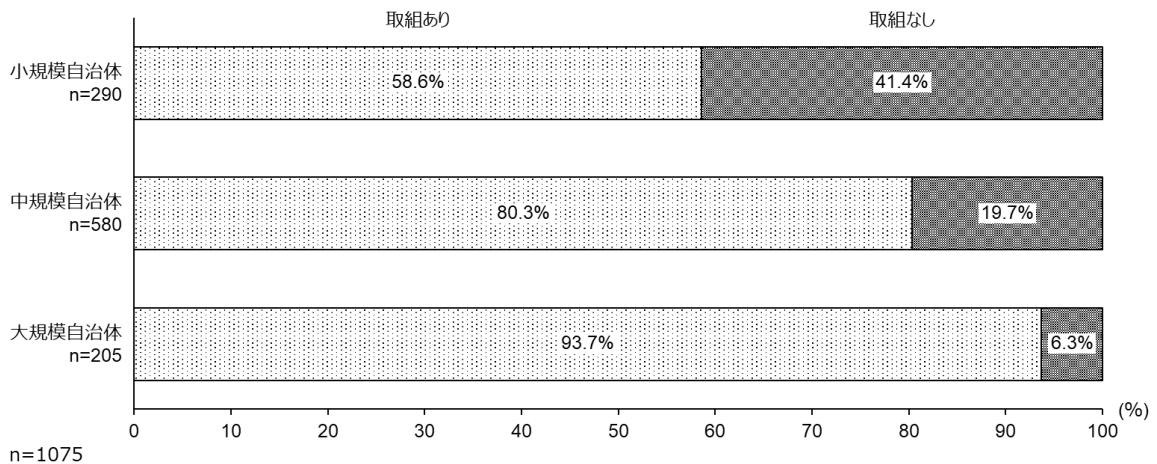
⑦ 未就園児を対象とした保育所等での取組状況

令和 7 年度に未就園児を対象とした園庭開放・育児相談など地域支援に関する取組を保育所等で実施した市区町村は、7 割以上であった。この取組において、要支援家庭及び外国にルーツのある家庭を受け入れた市区町村は 4 割以上であった。また、これらの取組は市区町村規模が大きくなるほど実施率は高い傾向が見られた。

図表 4-86 未就園児を対象とした保育所等での取組状況



図表 4-87 【市区町村規模別】未就園児を対象とした保育所等での取組



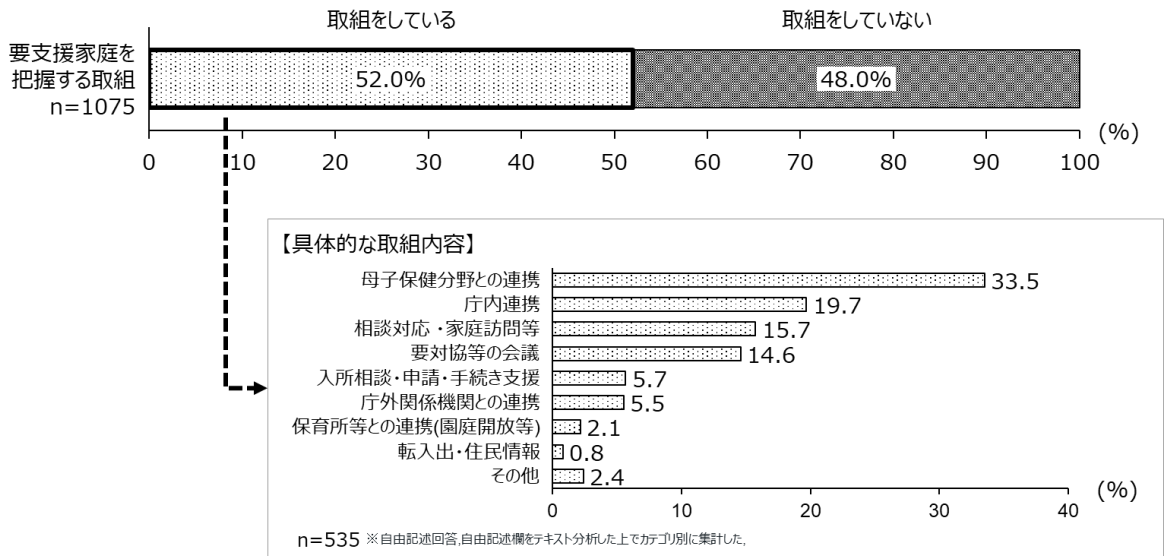
(2) 要支援家庭の対応状況に関する結果

令和7（2025）年4月1日～11月1日の状況について、以下のとおり結果を得た。

① 要支援家庭を把握するための取組

保育所等の利用が望ましい要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村は、5割強を占めていた。具体的な取組内容として、母子保健分野との連携が最も多く、次いで庁内連携、相談対応・家庭訪問等が挙げられた。

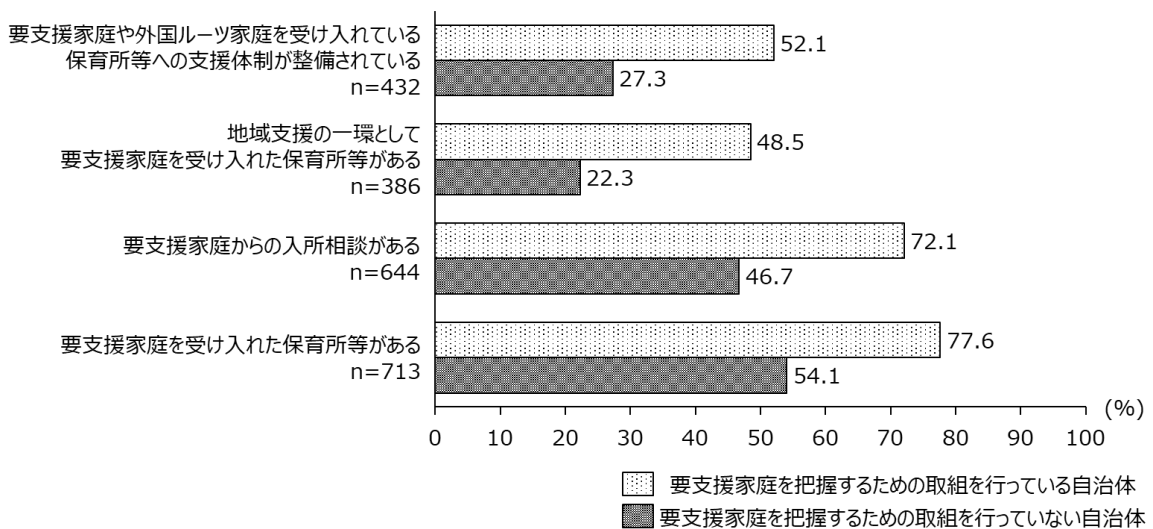
図表 4-88 要支援家庭を把握するための取組



② 要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村の特徴

取組を行っている市区町村の特徴としては、要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等への支援体制の整備が進んでいる傾向がみられ、入所相談の実施や実際の受け入れも相対的に多かった。

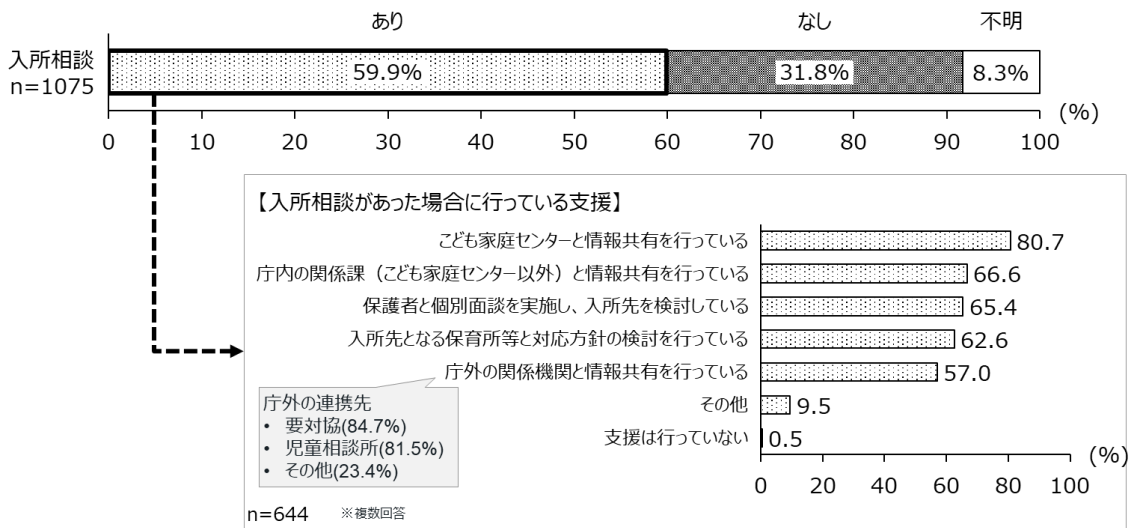
図表 4-89 要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村の特徴



③ 要支援家庭からの入所相談の状況/入所相談に対し行っている支援

要支援家庭からの入所相談を受けている市区町村は約 6 割であった。要支援家庭から入所相談があった場合、こども家庭センターと情報共有を行っている市区町村が最も多く、8 割以上を占めていた。

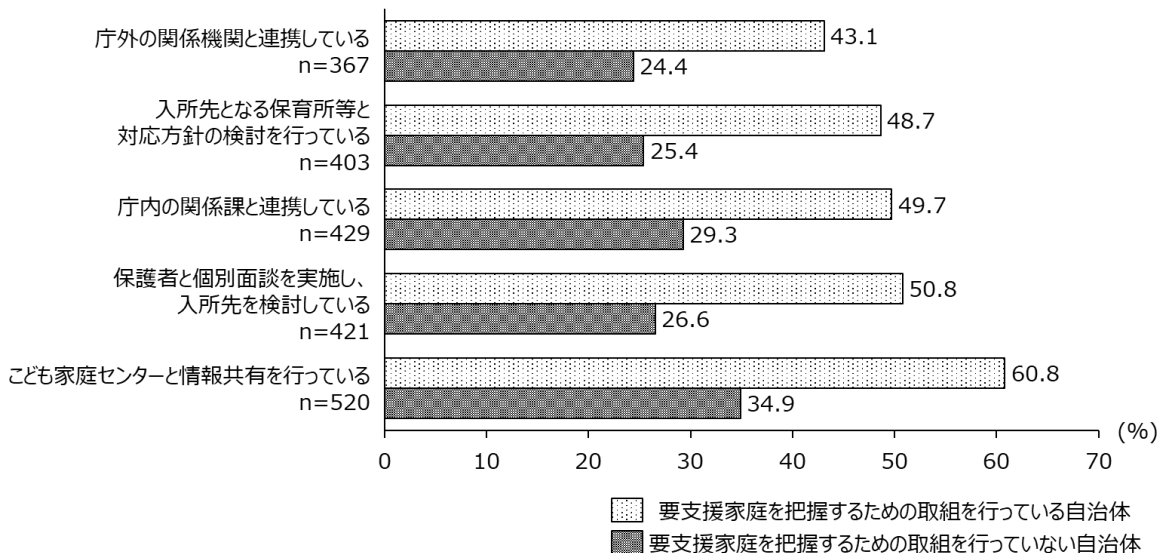
図表 4-90 要支援家庭からの入所相談の状況/入所相談に対し行っている支援



④ 要支援家庭の入所相談に対し行っている支援について、要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村の特徴

入所相談時の支援についても、要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村では、していない市区町村と比較して全体的に実施率が高く、特に保護者との面談、子ども家庭センターとの情報共有、保育所等との対応方針の検討、庁内連携が行われていた。

図表 4-91 要支援家庭からの入所相談に対して行っている支援について、要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村の特徴

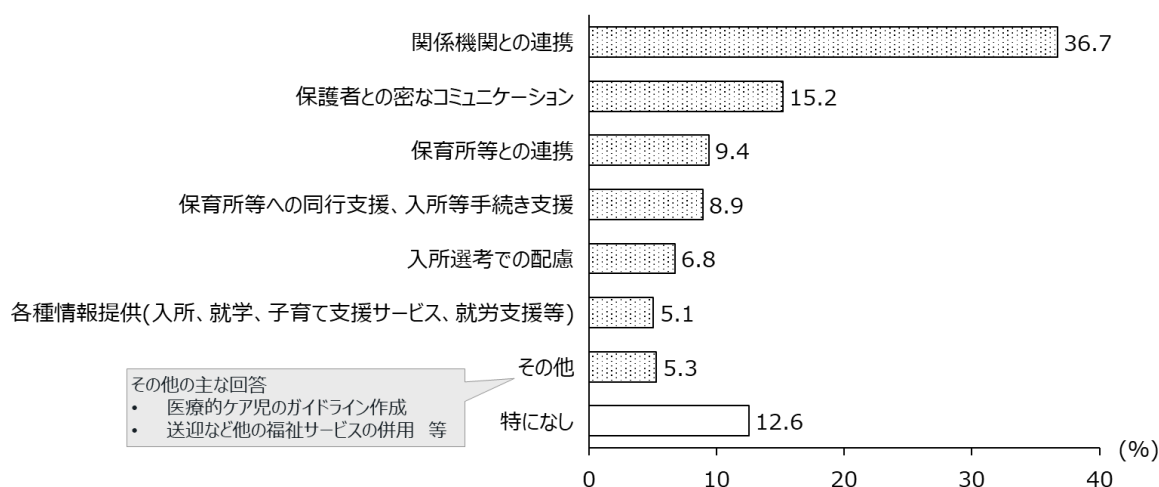


⑤ 要支援家庭からの入所相談に対し、特に効果的と思われる工夫と効果

保育所等の入所に向けて特に効果的と思われる工夫として、関係機関との連携が最も多く、次いで保護者との密なコミュニケーションが挙げられた。自由記述回答からは、市区町村が関係機関や保育所との連携を推進し、保護者との信頼関係に基づいた支援を行うことで、入所前後の調整が円滑になり、保護者・保育所双

方の安心感につながっている回答が複数みられた。

図表 4-92 要支援家庭からの入所相談に対し、特に効果的と思われる工夫



n=337,自由記述回答,自由記述欄をテキスト分析した上でカテゴリ別に集計した,要支援家庭からの入所相談に対し支援を行っている自治体のみ回答

図表 4-93 要支援家庭からの入所相談に対し、特に効果的と思われる工夫と効果

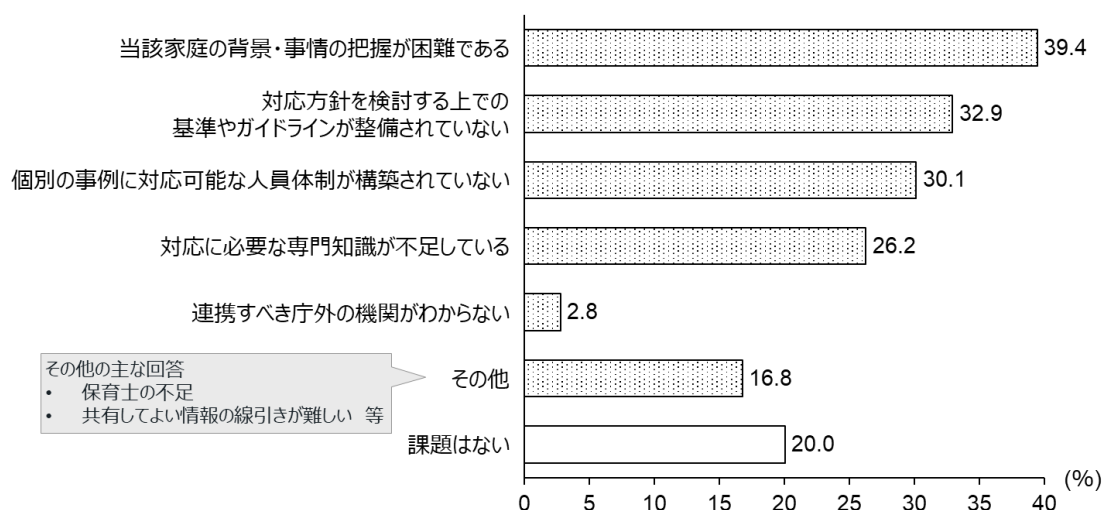
項目	主な回答
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・担当ケースワーカーが保育所の手続きや見学に同行することにより、保護者と保育所双方の安心感につながっている。 ・関係機関に申込み締切日等毎月の申込みフローを共有し早い段階から情報共有を行い、当該世帯（児童）の情報を把握したうえで保育所等側の受入れ可否の確認を行っている。そうすることで（待っていただく場合もあるが）当該児童の早期入所に繋がっている。
保護者との密なコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・入所前の個別相談・面談の充実により、家庭状況・こどもの様子・心配事を早期に聞き取り、園と共有ミスマッチ・トラブルを防止しスムーズな入所につながる。 ・やさしい説明資料や準備リストを作成することで、持ち物・生活の流れ・登園ルール等に関する保護者の不安が軽減し、準備ミスや初期の混乱が少なくなる。
保育所等との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関で情報共有のうえ、保育所等にも適宜情報提供したり、何かあった際の対応について事前に協議したりしておくことで、スムーズに事案に対処できている。 ・保育所との事前打ち合わせを行うことで、入所前に園・担当部署で配慮点や対応方法を確認園の受入れ準備が整い、こどもが落ち着きやすい環境が作れる。
保育所等への同行支援、入所等手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の受入れが確定した時点で要対協保健師とこども政策課担当職員で園に行きケース概要と支援方針について情報共有する。園の承諾を得た上で児童とその保護者を事前に園開放等利用できるように案内したり、相談員が同行したりする。必要に応じ園と保護者の事前面接時に相談員も同行し入園準備等支援する。以上の支援から特に保護者の入園までのハードルが低くなり、準備等スムーズになり、入園後保護者や園から困りごとがあれば相談につながりやすくなった。 ・保育園それぞれの特色や空き状況の把握をし、相談があった家庭の状況に合った保育

項目	主な回答
	所を重点的に情報提供することで、スムーズな入所に繋がられている。
入所選考での配慮	<ul style="list-style-type: none"> 関係課及び関係機関からの申立書があった場合、各所へのヒアリングや内容を把握したうえで、精査し、利用調整における点数を加点することがある。それにより、当該家庭の入所の優先度を高くする効果がある。支援機関から意見書を出してもらうことにより、保育所入所にかかる指数を上げ入所しやすくする。
各種情報提供（入所、就学、子育て支援サービス、就労支援等）	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児相談で入所の勧奨を行い、保健師による入園準備教室を行っている。これらを通じて入園にむけての保護者のイメージを明確に持っていただけている。 家庭環境やこどもの発達について詳しい情報を持っている保健師から情報提供をすることで、保育が必要な理由が分かりやすくなる。

⑥ 要支援家庭の入所相談に関する課題

要支援家庭からの入所相談に関する対応における課題としては、当該家庭の背景・事情を把握することの困難さが最も多く挙げられた。

図表 4-94 要支援家庭の入所相談に関する課題



n=644, 複数回答, 要支援家庭からの入所相談があった自治体のみ回答

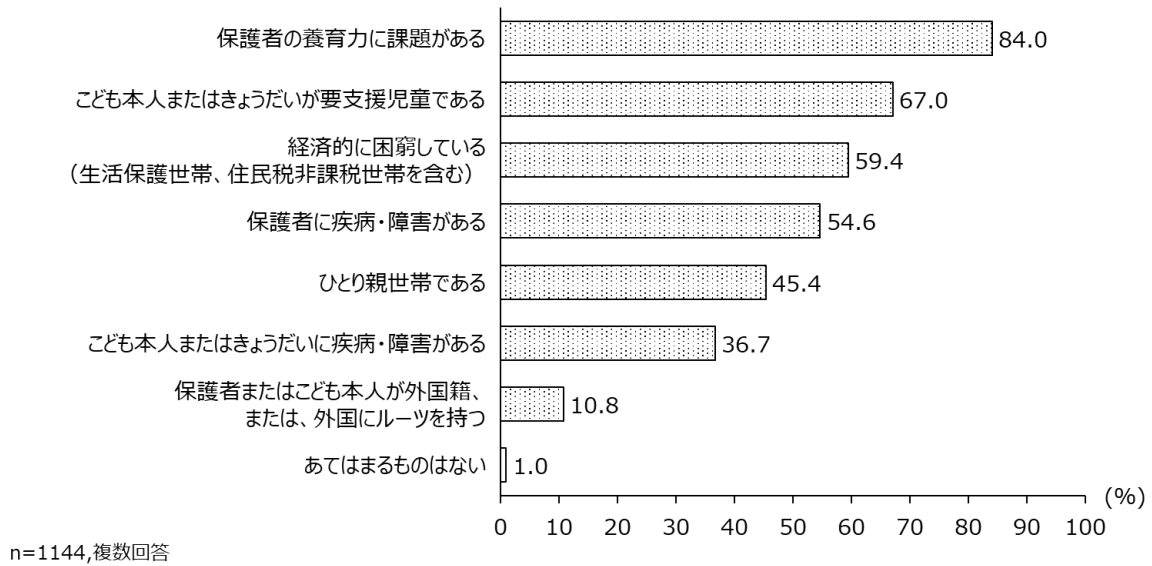
(3) 要支援家庭の事例に関する結果

「令和7年4月1日から11月1日までの間に、要支援家庭の子どもを受け入れた保育所等がある」市区町村において、各市区町村最大3事例まで回答を得た、全1,144事例に関する結果である。

① 保育所等で受け入れた当該要支援家庭の特徴

要支援家庭のこどもの状況として、保護者の養育力に課題がある場合が最も多く、8割以上を占めていた。

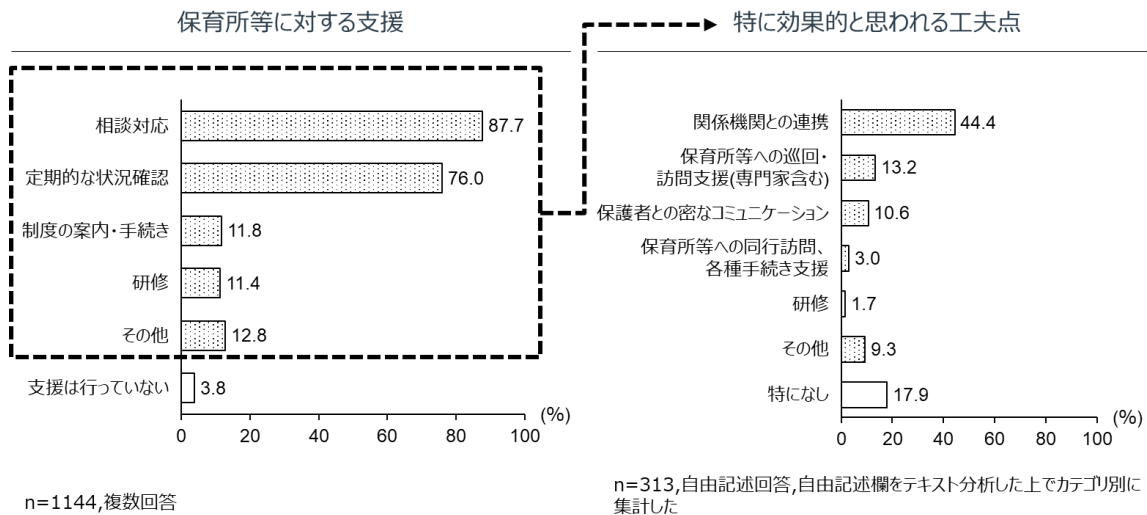
図表 4-95 保育所等で受け入れた当該要支援家庭の特徴



② 当該要支援家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援

当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援として、保育所等からの相談に対応している市区町村が最も多く、約 9 割を占めていた。保育所等に対し特に効果的と思われる工夫として、関係機関との連携、保育所等への巡回・訪問支援（専門職含む）、保護者との密なコミュニケーションが多く挙げられた。自由記述からは市区町村が関係機関との連携調整や、訪問支援を含む保育所等への密な連携を図ることで、子どもや保護者への適切な対応、及び保育所担当者の負担の軽減につながっていることが確認された。

図表 4-96 当該要支援家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援



図表 4-97 保育所等に対する支援として、特に効果的と思われる工夫と効果

項目	主な回答
関係機関との連携	・複合的な課題を抱える要支援家庭の支援において、個別ケース検討会議の定例開催を通じて「顔の見える関係」を築くことが最も効果的な工夫であると判断し、実践しています。日常的な電話や文書での情報共有だけでは伝わりにくい、保護者の細かな状態の変

項目	主な回答
	<p>化や、各支援者が現場で抱える「肌感覚」のリスクについて、直接顔を合わせて詳細に話し合います。これにより、支援者間の相互理解と信頼関係が深まると考えます。困難ケースを一人で抱え込まずに済む安心感が、保育所職員等の精神的な負担を大きく軽減し、支援の継続性を高めていると考えます。こども家庭センター担当者が、対象児の計画相談支援事業所、保健センター保健師等と適宜同行訪問しており、あらかじめ情報共有について母の同意を得ている。連絡がつきにくい保護者であるため、必要な情報把握がスムーズに行えている。</p>
保育所等への巡回・訪問支援（専門職含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域障害児支援体制強化事業を活用し、支援員が保育所でこどもの様子を行動観察し、保育士に対して関わり方や配慮の仕方等を助言した。心理士によるアセスメントも行い、こどもの特性や関わり方を保護者や保育士と共有。こども理解が深まり、虐待の抑止につながった。 ・定期的な巡回で状況確認を行い、情報共有や相談対応を行っている。保育場面や保護者対応について不安軽減につながっている。
保護者との密なコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の特徴や家庭環境の変化等を情報共有することで、市区町村と保育所で一貫した支援方針のもと支援を行うことができている。 ・保護者との面談、家庭訪問等を実施することで、保護者の困っていることについて把握しやすく、すぐに対応できる。
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研修や研究会を行っている。また、区役所と連携や情報共有を行うことで、支援のスキルの向上が行えている。

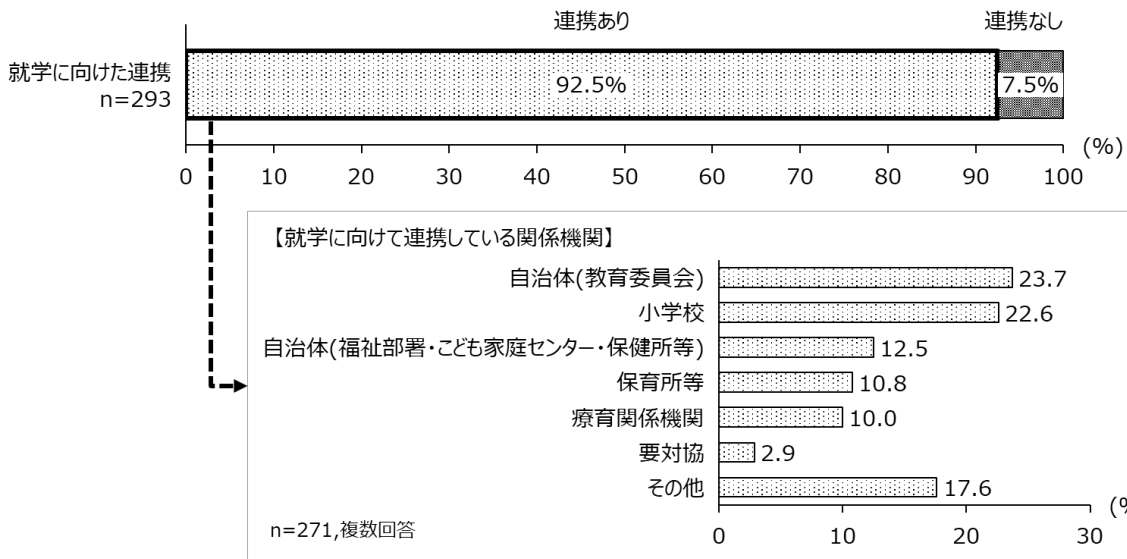
図表 4-98 （参考）保育所等と連携して、取り組んでいる家庭支援の工夫と効果

項目	具体的な工夫の内容と効果
保育所等への同行訪問・各種手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の入所申込書の記載の仕方も助言し、保育所見学へも一緒に行き、必要な準備物も一緒に確認をする等、寄り添った支援が効果的である。 ・離乳食の適切な量がわかっておらず、保育所での量を知ってもらいたく、保育所で食事の様子を見てもらおうよう調整。その結果、保育所と母とで離乳食の量について同じ認識を持つことができた。

③ 就学支援の状況

回答事例において、来年度就学を予定している児童がいる 293 市区町村を対象に、就学に向けた関係機関との連携状況について回答を得た。就学予定者の 9 割以上について関係機関との連携が行われており、連携している関係機関としては、教育委員会、小学校が多く挙げられた。また自由記述回答からは、複数の関係機関と情報共有の上、それぞれの立場や役割、専門性等を踏まえて連携している事例が多い結果となった。

図表 4-99 就学に向けた関係機関との連携状況



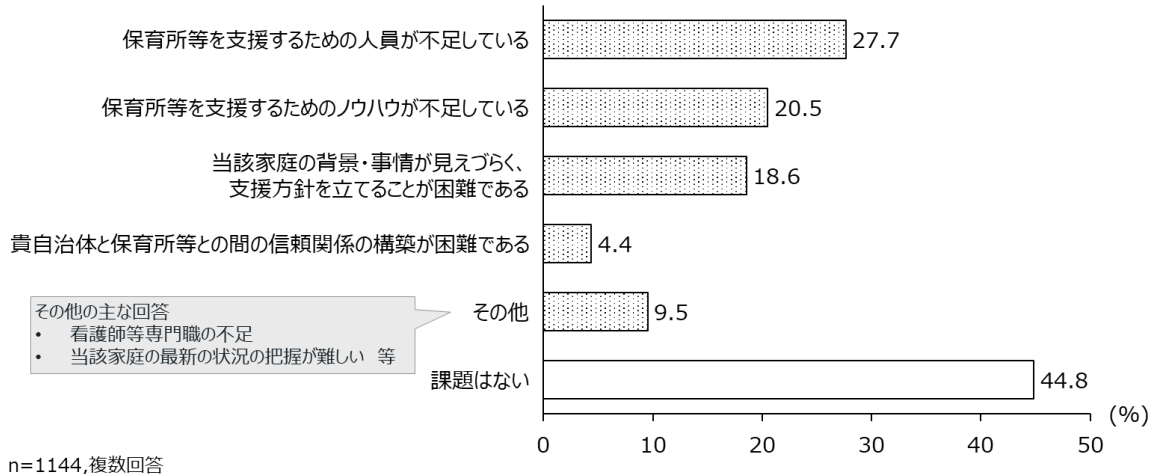
図表 4-100 就学に向けた関係機関と連携の内容

関係機関名	主な回答
市区町村（教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会と就学相談を受けられるよう調整している。 教育委員会と情報共有と連携して、就学に必要な手続き等を案内している。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 就学先の小学校と支援経過や見守り方法等を共有している。 就学前から学校へ必要な支援内容（生活面の配慮や学習面のサポート等）を伝え入学後の支援体制づくりを調整している。
市区町村（福祉部署等）	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健担当と情報共有し、就学先（普通学級か支援学級）の決定に必要な情報や支援について、情報共有を行っている。 要対協も含めて、こども課、健康推進課、小学校で家庭情報の共有を図っている。
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> 登園の状況やこどもの様子、家族状況の変化等を情報共有している。 こども園と教育委員会と、居住地の件や発達の診断等についてと連携し、協議している。
療育関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会や学校、児童発達支援センター等と連携し、発達検査の受検に向けての支援や、就学先選択へのサポートを行っている。 児童発達支援事業所や保育園、教育委員会も含めて情報共有を行い、小学校へ情報提供している。
要対協	<ul style="list-style-type: none"> 要対協の実務者会議において保育所及び小学校も構成メンバーとなり、情報共有や支援方針を協議している。要対協個別ケース検討会議による情報共有と役割分担を行っている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 教育センター、社会福祉協議会等と連携し、学習、通学、必要物品支援準備等を行っている。 児童のかかりつけ医に、受診状況や入学に関する見解について調査を行っている。

④ 要支援家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等への支援に関する課題

保育所等を支援するための人員が不足していると回答した市区町村は 3 割弱を占め、次いで保育所等を支援するためのノウハウの不足を挙げた市区町村が約 2 割であった。一方、保育所等への支援に関して、課題はない（特段の課題はなく実施している。）と回答した市区町村が最も多く 4 割強であった。

図表 4-101 要支援家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等への支援に関する課題



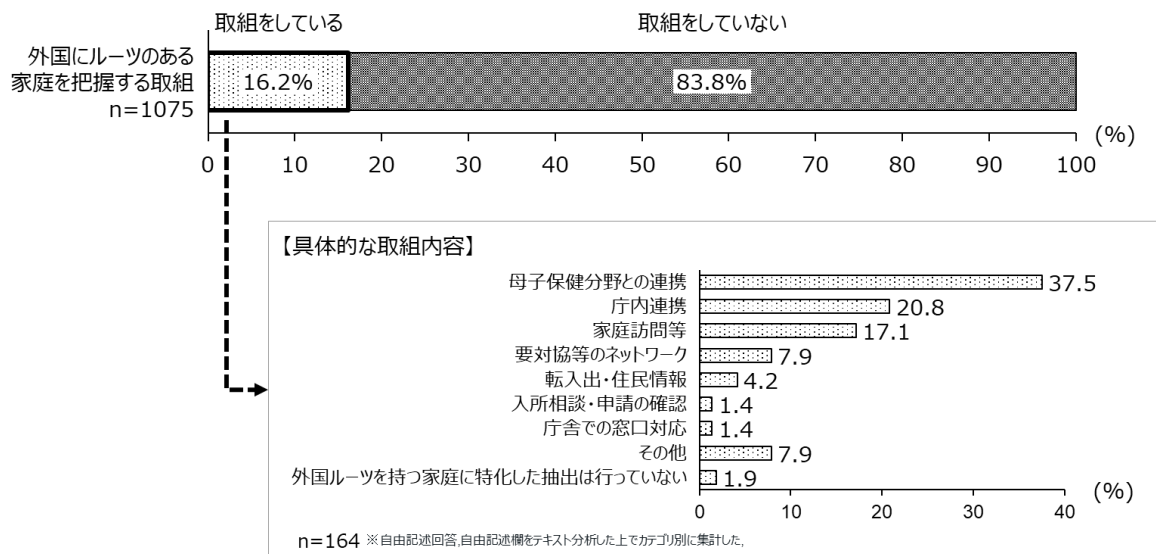
(4) 外国にルーツのある家庭への対応状況に関する結果

令和 7（2025）年 4 月 1 日～11 月 1 日の状況について、以下のとおり結果を得た。

① 外国にルーツのある家庭を把握するための取組

保育所等の利用が望ましい外国にルーツのある家庭を把握するための取組を実施している市区町村は、1 割強であった。具体的な取組内容として、母子保健分野との連携が最も多く、次いで庁内連携、家庭訪問等が挙げられた。

図表 4-102 外国にルーツのある家庭を把握するための取組

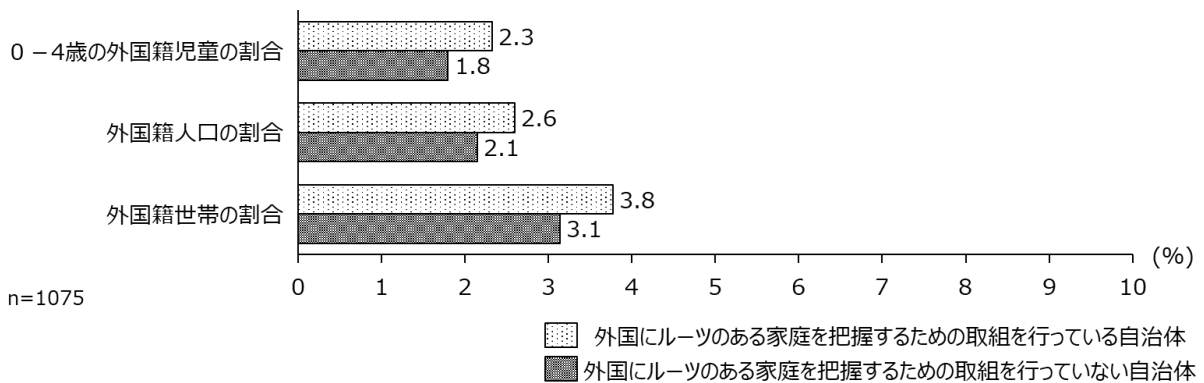


② 外国にルーツのある家庭を把握するための取組を行っている市区町村の特徴

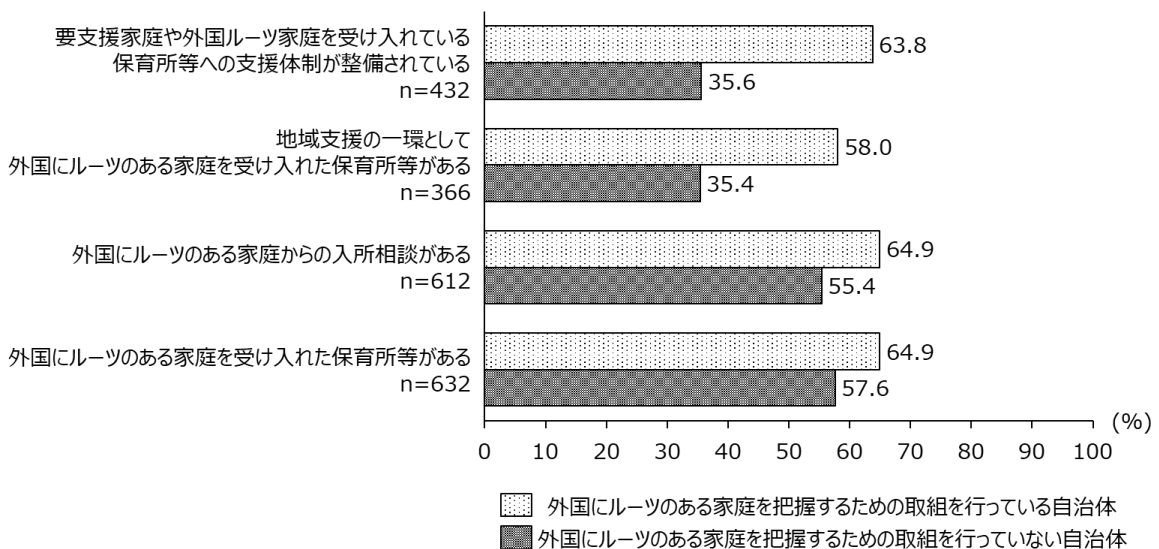
外国にルーツのある家庭を把握する取組を行っている市区町村の特徴は、外国籍住民の割合のみからは一概に整理できず、外国籍住民が少ない市区町村でも取組がみられる一方、外国籍住民が多い市区町村でも必ずしも取組が行われているとは限らなかった。

なお、外国にルーツのある家庭を把握する取組を行っている市区町村は、要支援家庭の把握に関する取組の実施割合と、要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等への支援体制の構築に取り組む割合が高いことが認められた。これらの市区町村では、実際に外国にルーツのあるこどもの保育所等での受け入れ割合も高かった。

図表 4-103 市区町村の外国籍住民の割合に関する比較



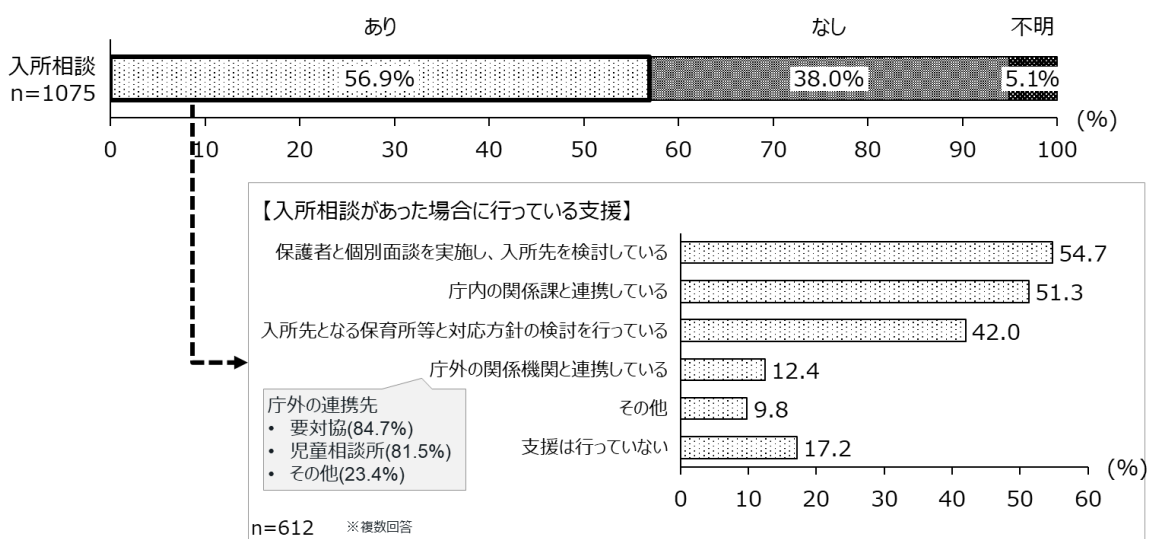
図表 4-104 外国にルーツのある家庭を把握するための取組を行っている市区町村の特徴



③ 外国にルーツのある家庭からの入所相談の状況/入所相談に対し行っている支援

外国にルーツのある家庭からの入所相談があった市区町村は約 6 割であった。外国にルーツのある家庭からの入所相談があった場合の支援として、保護者との個別面談を実施し入所先を検討している市区町村、及び庁内関係課との連携を行っている市区町村が、5 割以上であった。

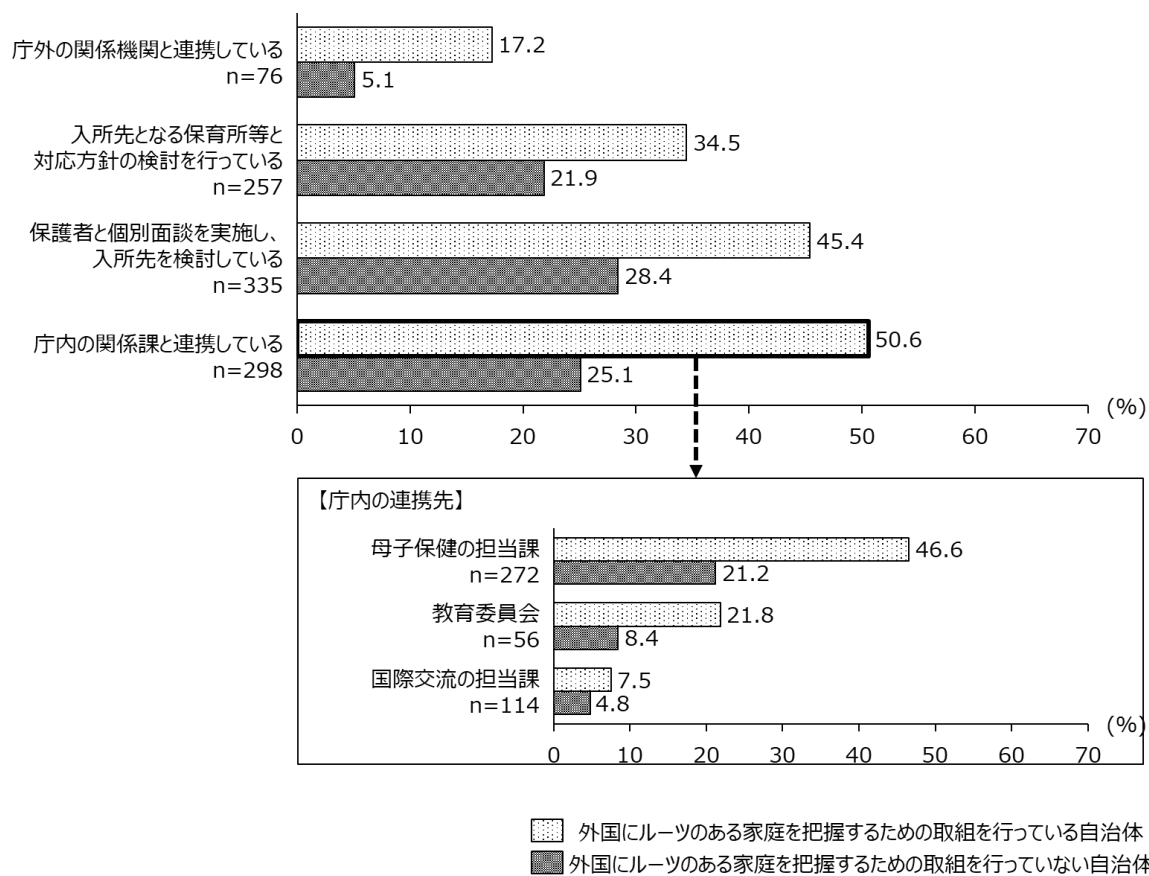
図表 4-105 外国にルーツのある家庭からの入所相談の状況/入所相談に対し行っている支援



④ 外国にルーツのある家庭からの入所相談に対して行っている支援について、外国にルーツのある家庭を把握するための取組を実施している市区町村の特徴

外国にルーツのある家庭を把握するための取組を実施している市区町村では、実施していない市区町村に比較して、入所相談時の市外関係機関との連携、保育所等との連携、及び保護者面談を通じた入所先の検討の実施率が高く、特に市内連携では母子保健の担当課や教育委員会との連携を行う割合に大きな差を認めた。

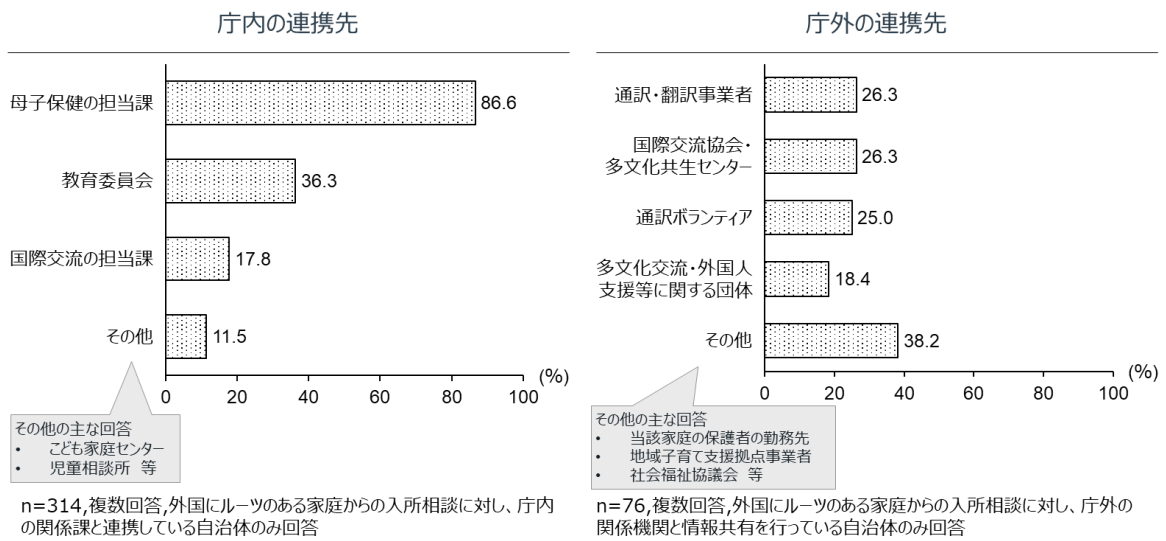
図表 4-106 外国にルーツのある家庭からの入所相談に対して行っている支援について、外国にルーツのある家庭を把握するための取組を実施している市区町村の特徴



⑤ 外国にルーツのある家庭からの入所相談があった場合の、庁内外の連携先

庁内において、母子保健の担当課に連携している市区町村は 8 割以上であった。庁外において、通訳関連の連携先が多い一方、その他の回答が 4 割弱と最も多く、各市区町村の状況に応じて多様な外部関係機関との連携がうかがえた。

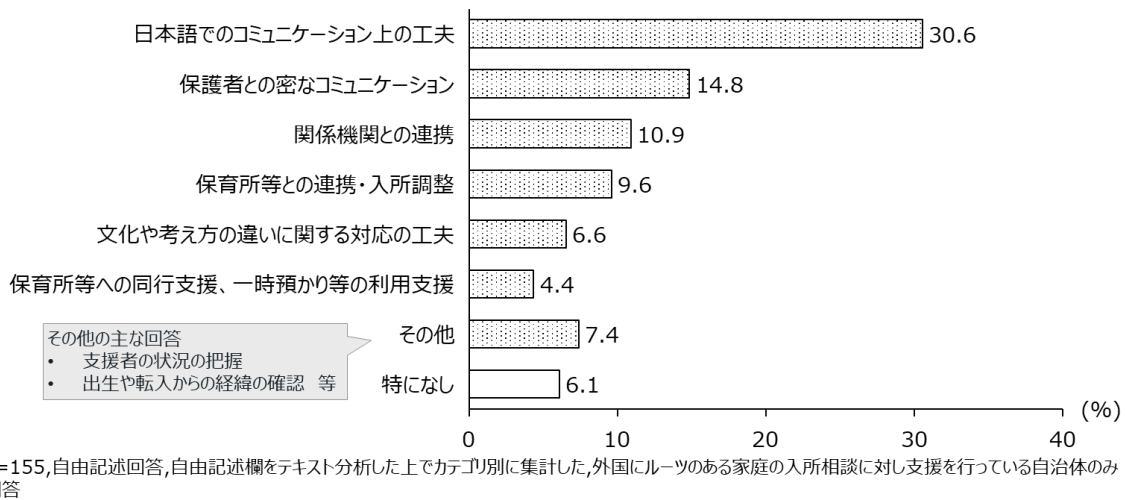
図表 4-107 外国にルーツのある家庭からの入所相談があった場合の、庁内外の連携先



⑥ 外国にルーツのある家庭の入所相談に対し、特に効果的と思われる工夫と効果

保育所等の入所に向けて特に効果的と思われる工夫として、日本語でのコミュニケーション上の工夫、保護者との密なコミュニケーションが多く挙げられた。保育所等の入所に向けて特に効果的と思われる工夫として、翻訳ツール等も活用し保護者と円滑かつ密なコミュニケーションを図ることで相互理解による安心感やトラブルの未然防止につなげているケースが多うかがえた。

図表 4-108 外国にルーツのある家庭の入所相談に対し、特に効果的と思われる工夫



図表 4-109 外国にルーツのある家庭の入所相談に対し、特に効果的と思われる工夫と効果

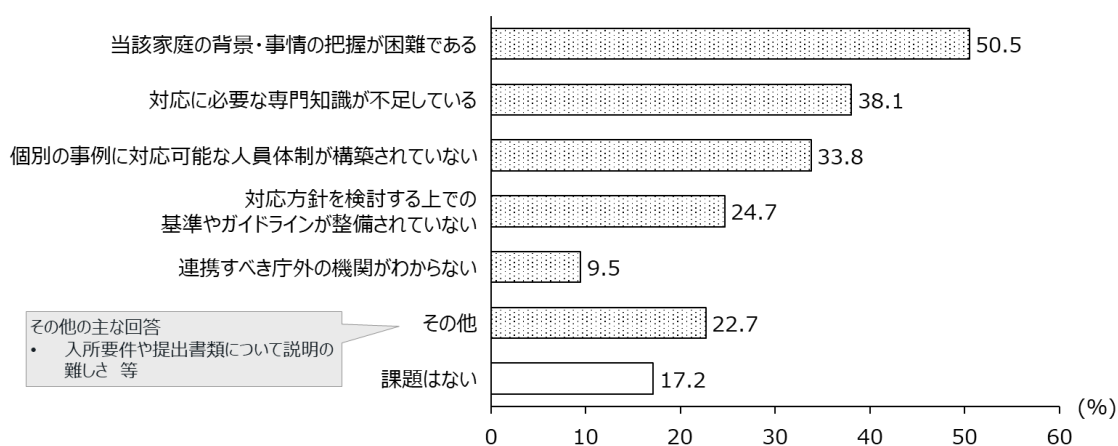
項目	主な回答
日本語でのコミュニケーション上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 説明資料や持ち物案内をやさしい日本語や翻訳して提供することで、誤解や準備ミスが減り、入所後の混乱が少なくなる。 翻訳機の導入により、保育士と保護者間のコミュニケーション不足によるすれ違いを防いでいる。

項目	主な回答
保護者との密なコミュニケーション	・家族の意向を確認し、施設見学を済ませてから入所手続きを進めることで、園選択のミスマッチを防ぐことにつながっている。個別面談により保護者や児童の日本語レベル等をヒアリングし、受入れが可能か、必要な支援等を確認することで、ミスマッチを防ぎスムーズな入所につながっている。
関係機関との連携	・母子保健担当者からも保育所等入所について、低月齢の時から説明を行うことで密接なコミュニケーションを図ることができ、スムーズに入所案内ができた。
保育所等との連携・入所調整	・入所先となる園と事前に情報共有を行い、生活習慣や言語面での配慮事項を整理することで、入所後の支援が円滑に行われるよう努めている。 ・相談窓口・フォロー体制を明確にすることで、困ったときの連絡先や担当者を事前に案内し小さな困り感も早期に共有でき、問題の深刻化を防いでいる。
文化や考え方の違いに関する対応の工夫	・入所前の個別面談により、食習慣・文化・家庭の希望を事前に確認することで文化の違いによるトラブルを防ぎ、安心して入所ができる。
保育所等への同行支援、一時預かり等の利用支援	・一時預かり等や慣らし保育、施設見学を事前に実施することで、こどもが環境に慣れ、保護者の不安軽減につながっている。

⑦ 外国にルーツのある家庭の入所相談に対する課題

外国にルーツのある家庭からの入所相談に関する対応における課題として、当該家庭の背景・事情の把握が困難であると回答した市区町村は、約 5 割であった。

図表 4-110 外国にルーツのある家庭の入所相談に対する課題



(5) 外国にルーツのある家庭の事例に関する結果

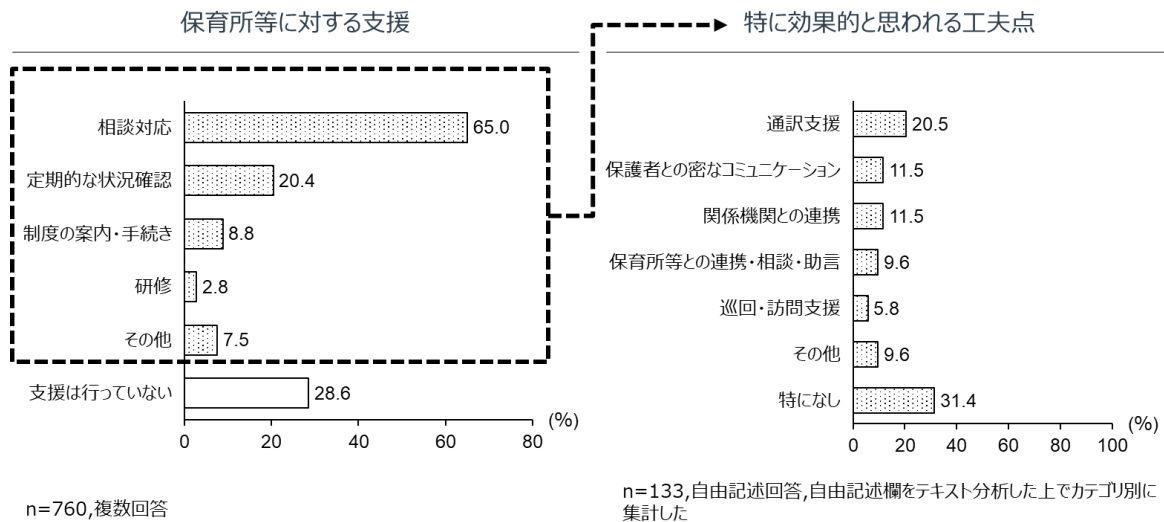
「令和 7 年 4 月 1 日から 11 月 1 日までの間に、外国にルーツのある家庭のこどもを受け入れた保育所等がある」市区町村において、各市区町村最大 3 事例まで回答を得た、全 760 事例に関する結果である。

① 当該外国にルーツのある家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援

当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援として、保育所等からの相談に対応している市区町村が最も多く、6割強を占めていた一方、支援は行っていない市区町村も3割弱あった。保育所等に対し特に効果的と思われる工夫として、通訳支援、保護者との密なコミュニケーション、関係機関との連携が多く挙げられた。一方、「特になし」と回答した割合が3割以上を占め最も高かった。

工夫として、通訳支援等や関係機関を含めた連携による保育所等への多角的な支援が行われていた。その結果、現場の負担軽減が図られるとともに、円滑なサービスの提供や支援の質の向上につながっていることがうかがえた。

図表 4-111 当該外国にルーツのある家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等に対する支援



図表 4-112 保育所等に対する支援として、特に効果的と思われる工夫と効果

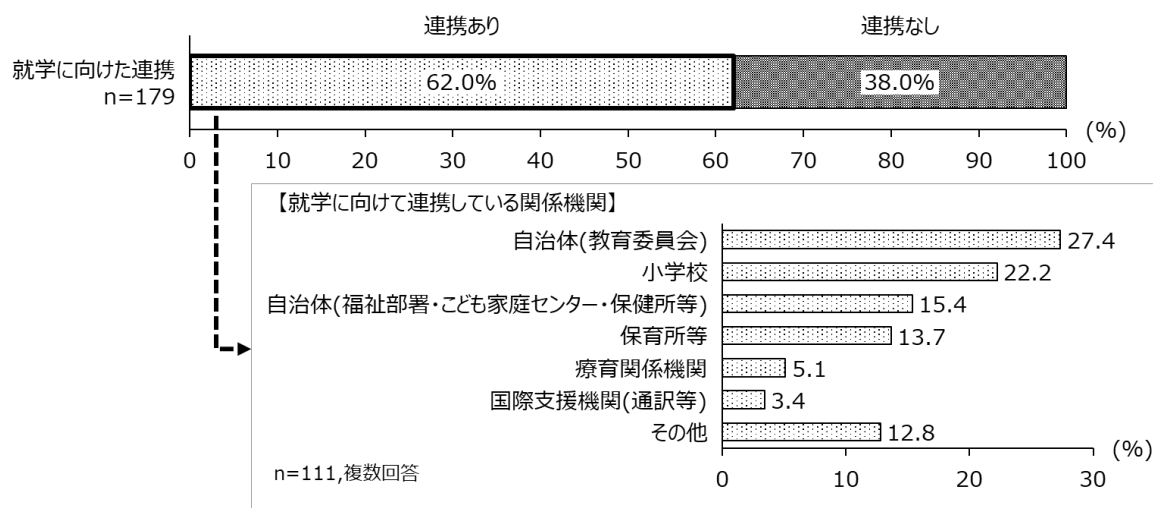
項目	主な回答
通訳支援	<ul style="list-style-type: none"> ICT 化推進事業補助金を活用し音声認識変換型翻訳機を導入することで、児童の登園、降園の際に保護者と細かいコミュニケーションがとれ、園生活や家庭の状況をスムーズに共有、保育所、保護者双方に安心した保育提供につながっている。 翻訳機を活用してのコミュニケーションにより、保護者・対象児共に日本語の獲得につながってきている。
保護者との密なコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 定期訪問などで日常的につながりを確保することで、小さな困り感は早期に共有でき、保育所等の負担感が軽減されている。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 保健師や相談支援機関へつなげることで、保育所等だけで抱え込まず、必要な支援がスムーズに行われている。
保育所等との連携・相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有・相談ルートの明確化することで保育所等が迷わず早めの相談ができ、問題の深刻化を防ぐことができる。 保護者対応などの研修や資料提供職員の対応力が上がり、支援の質が安定している。
巡回・訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> 訪問して直接児の様子を確認することで、よりの確な支援方針の検討につなげることができる。

項目	主な回答
	・定期的に園へ連絡確認を行うことで、対象家庭の状況を把握することができる。また関係機関で連携を図ることができ、より円滑に対象家庭を支援することができる。

② 就学支援の状況

回答事例において、来年度就学を予定している児童がいる 179 市区町村を対象に、就学に向けた関係機関との連携状況について回答を得た。就学予定者の 6 割以上について、関係機関との連携が行われていた。連携している関係機関として、市区町村（教育委員会）、就学先の小学校、市区町村（福祉部署・児童相談所・こども家庭センター・保健所等）が多く挙げられた。自由記述回答からは複数の関係機関と情報共有の上、それぞれの立場に応じた役割分担や連携を行っているケースが多かった。国際支援機関との連携等、保育・教育領域に限らず言語や文化的差異を考慮した関係機関との連携がみられた。

図表 4-113 就学予定者と、就学に向けた関係機関との連携の有無



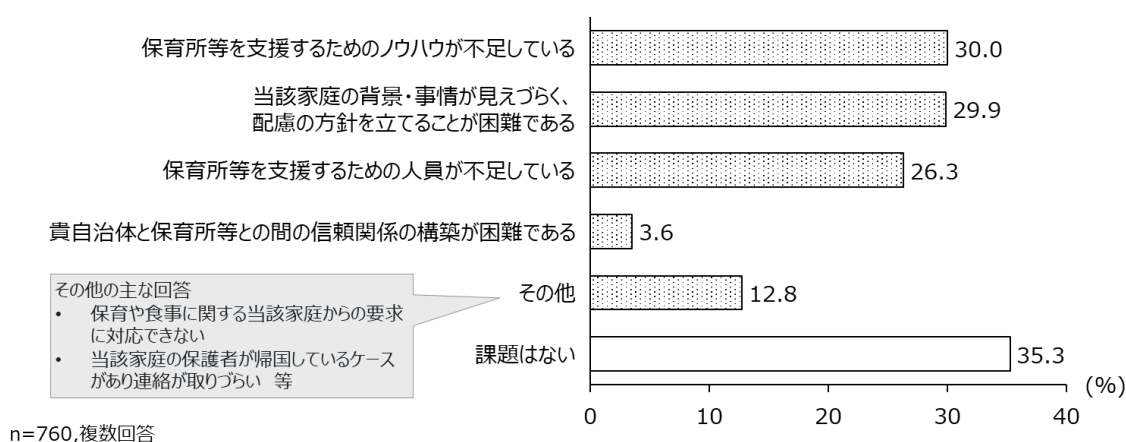
図表 4-114 就学に向けた関係機関と連携内容

関係機関名	主な回答
市区町村 (教育委員会)	・教育委員会事務局の担当者も、保育所を訪問するなど、常に情報共有を行っている。 ・日本の学校への入学の意思を両親に確認し、教育委員会へ情報共有を行い、就学時健診での翻訳機の使用や、入学の説明・準備物についてベトナム語の説明書の準備を依頼した。
小学校	・小学校教頭と連携し、就学相談の場を設けている。 ・保幼小連絡会での小学校への口頭・書面での引継ぎを行っている。
市区町村 (福祉部署等)	・こども家庭センターが主となり、保育所や教育委員会と情報共有を行い、就学前後に必要なと考えられる支援について検討して対応する等連携している。 ・教育委員会や母子保健所管課、社会福祉課、保育所、相談支援事業所等で関係者会議を開催し、本児に合った教育環境や必要な配慮を検討した。
保育所等	・入学予定の小学校と保育園で情報の共有をしている。 ・就学支援シートを活用して、幼稚園・保育所等と小学校等との情報交換をしている。

関係機関名	主な回答
国際支援機関 (通訳等)	<ul style="list-style-type: none"> 管内の国際交流協会が主催する小学校就学相談会の案内をしている。(参加状況は未把握) 通訳ボランティア等と入学後の支援について検討している。

③ 当該外国にルーツのある家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等への支援に関する課題
 当該家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等への支援に関する課題として、課題はないと回答した市区町村が最も多かった。一方で、保育所を支援するためのノウハウが不足している等の課題を挙げる市区町村も約 3 割を占めていた。

図表 4-115 当該外国にルーツのある家庭が在籍（又は入所を予定）している保育所等への支援に関する課題



2) ヒアリング調査の結果

(1) 要支援家庭

① 近年の受入れ動向

要保護・要支援児童（家庭）の規模は概ね横ばいから増加傾向にあり、少子化の中で結果として支援ニーズは相対的に高まっている。背景には、ひとり親・ステップファミリー・多子世帯や核家族化の増加に加え、心理的虐待・ネグレクト（面前 DV 含む）、保護者の精神面の課題や経済的不安定など複合的リスクが重なっている。

図表 4-116 近年の受入れ動向

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童数はこどもの数が減っている割に大きな変化はなく、割合としては増加傾向にある。家庭の特徴としては世帯状況が不安定、保護者の養育能力の低さ、経済的に不安定というケースが多い。支援家庭の特徴に大きな変化はないが、保護者の困り感は以前からずっとあり続けているという印象を持っている。 	K
<ul style="list-style-type: none"> 要支援家庭や障害をもつこどもは年々増加している。 要支援家庭についてはこども家庭センターで受理件数を年間でカウントしているが、特定妊婦から要支援家庭へとつながるケースが多い。 	L

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> 要支援家庭の特徴としては、保護者の精神面の問題や、被虐待経験等が背景にある場合が多く、早期結婚や望まない出産、育児放棄、DV、家庭崩壊により子どもを祖父母に預けている等、複合的な問題を抱える家庭が増加している。また、子ども家庭センターにつながることを求めているなど、支援の必要性を実感していない家庭への介入が難しく、一層問題が複雑化していくという悪循環も生じている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から要保護児童・要支援児童は50～60名程度（多い時期は80名程度）、世帯数は30～40世帯程度で推移している。令和5年度まで増加傾向で令和6年度は減少しているが、傾向としてはおおむね横ばいである。ただ、要対協の対象を外れても支援が必要な家庭が絶えず、支援家庭数は増加している。 要保護・要支援児童の家庭の特徴としては、ひとり親世帯、ステップファミリー、多子世帯が増加傾向にある。認定の要因としては心理的虐待とネグレクトが大部分を占めており、面前DVも多い。保護者の被虐待歴と疑いも含めて精神発達障害を有しているケースが増加傾向である。保護者が金銭管理することが難しく、貧困家庭や経済的に不安定な家庭も多い。 	O
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の数に大きな増減はなく、同じ推移で推移している。要保護家庭は以前から変わらず、母子家庭や保護者が障害を持つ家庭が多い傾向がある。 	Q
<ul style="list-style-type: none"> こどもの数は減っているが、支援が必要な家庭は増加している。発達の遅れを認めることもや外国籍のこどもが増加し、家庭背景としては、離婚、養子縁組や里親制度利用家庭、DV・虐待家庭等多様化とともに課題を持つ家庭が増加している。 また、共働き家庭の増加、核家族化、祖父母の就労率上昇により、0～2歳児の入所数が増加している。 	R
<ul style="list-style-type: none"> 要支援家庭は増加している。子ども家庭センター設立により母子保健との連携が密になり、特定妊婦や産後すぐの方への支援ケースが増加している。 要対協の登録件数は200件弱ある。支援が必要な世帯は従来から存在していたかもしれないが、子ども家庭センターの創設による母子保健との連携強化により顕在化され、件数として増加した面もある。ケースの多さから常に状況を把握しておくことは難しく、リスクが高まった場合等に関係課から連絡があり、緊急的な入所対応が求められることも多い。 近年、町内への企業の進出に伴って子育て世帯が流入し、町内や県内に親戚や知人がない核家族世帯が増加した。父親は仕事が多忙のため、ワンオペ育児に疲弊した母親が虐待に至るケースも多い。 	S

② 要支援家庭の把握から入所支援に関する取組

要支援家庭の把握は、保健師、学校、障害福祉サービス事業所等からの情報提供を起点とし、関係部署間での情報共有や家庭訪問を通じて、保育所入所につなげる取組が行われている事例が複数あった。入所にあたっては、入所基準における加点や園側との事前共有・同行支援等を活用しつつ、公立・私立の別なく家庭やこどもの状況に応じた調整が図られている市区町村もあった。

図表 4-117 要支援家庭の把握から入所支援に関する取組

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> 要支援家庭の把握は保健師、学校、障害事業所からの情報によるところが大きい。入所につなげるため、要対協の事務局も務めていることも支援課からこども育成課にアセスメント概要を情報提供し、家庭訪問時に保育所入所を紹介している。このようなケースは年 20 件弱程度で入所定員の約 1 割を占めている。 要支援家庭の入園に際しては、公立私立等含め特定の園との調整は行っていない。 	K
<ul style="list-style-type: none"> 入所基準にて要支援家庭が加点される仕組みがある。保育所側の受入れ態勢やスキルがある保育所等を保護者側に勧めることもあり、入所にあたって保育所側には事前に情報共有の上、園見学や同行支援を行うこともある。家庭と保育所の入所面接については、現在人手不足で町職員は同席していないが、ケースに応じて事前に園側と面接における対応のすり合わせを行っている。 	O
<ul style="list-style-type: none"> 入所選考時に公立私立等を含め、特定の園との調整は行っていない。申込み受け付け後に児の状況を園側に共有し、希望園の園長と家庭で 2 者面談の後に入所が決定する流れとなっている。こども自身に加配が必要と想定されるケースの面談にはこども育成グループ職員も同席する場が多い。 	Q
<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な家庭については、母子保健担当課による健診や児童センターに遊びに来た親子の様子から把握することもある。主にこども福祉課で情報を得た後、教育保育課に連携され、入所申込み時に子育てコーディネーターが詳細を聞き取る流れとなっている。 入所希望がないケースはこども福祉課から家庭に連絡をしたり、家庭訪問事業を実施している。入園判定会議では要支援家庭であることを考慮し、入所の必要性を判断している。 入所の際に事前に保育所側との調整は行っていない。 	R
<ul style="list-style-type: none"> 保育所利用が適当な家庭については、児童福祉法に基づき要対協から意見書を作成し、入所申請に進める流れができています。 	S
<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員とも連携しており、行政側に地域の情報提供をしてもらうことが主である。 入所支援については、無職の場合は「求職要件」での選考を行っている。基本的に通園のしやすさを重視した希望園の調整をしており、外国籍や要支援家庭という理由で保育所側が受入れに難色を示すことはない。 	T

③ 要支援家庭を受け入れている保育所等への体制整備等に関する支援施策

ヒアリング対象市区町村では、こども家庭センター等を中核とし、入所調整担当部署と家庭支援担当部署の役割分担を明確にした体制整備が進められている市区町村を複数認めた。あわせて、庁内関係課や児童相談所、要対協等との定期的な会議や情報共有を通じ、保育所等へのフィードバックや支援方針のすり合わせを行う連携体制が構築されていた。

図表 4-118 要支援家庭を受け入れている保育所等への体制整備等に関する支援

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> こども家庭センターを設置しており、統括支援員はこども支援課課長が兼任している。こども育成課が入所調整担当、こども支援課が支援担当として業務分掌している。 市役所の関連部署と児童相談所による実務者会議を年 3 回実施している。会議資料は要対 	K

回答内容	回答者
<p>協での情報を集約しており、各ケースにおけるリスクの判断や内容を検討し、直接的又は要対協の会議を通じて園にフィードバックしている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 子育て家庭センターが中心となり実務者会議は年 4 回開催し、ケースの状況、傾向を共有している。 • 入所後に、施設から気になる家庭については適宜情報共有されている。虐待に関しては子育て家庭センターでガイドライン、マニュアルがありそれに沿って連絡してもらうが、その他は特段明文化された基準はなく、各園の判断で行われている。 	L
<ul style="list-style-type: none"> • 国の保育体制強化事業等を活用して、外国語対応可能職員配置を行う園もある。市独自の補助事業としては、特別支援コーディネーターの配置補助、保育サポート児の加配補助を行っている。 • 私立園に対しても、入所申込み段階で事前に入園希望している要支援家庭について情報共有している。また保護者と園長の面接に、場合により市職員も同席している。 	N
<ul style="list-style-type: none"> • 平成 29 年に子育て家庭総合支援拠点が立ち上がった。その担当者自身が積極的に研修や文献から学ぶ中で、データ収集や分析の必要性を認識し、児童相談所等との連携構築や研修講師とのつながりをベースに取組を推進してきた経緯がある（特に統計データ収集・分析、連携体制の構築、研修の拡充等による支援の質の向上等）。現在は取組を組織化するための基盤整備（様式整備、マニュアル化）、職員のスキル・意識の向上のための月 1 回子育て家庭センターの合同会議、キャリアラダー取組による市内の人材育成にも力を入れている。 • 年度初めに関係機関を全て回り、情報交換している。また月 1 回定期的に情報提供しており、年 3 回は直接保育所等を訪問することで情報共有及び対応の検討にあたっている。 	O
<ul style="list-style-type: none"> • 子育て未来部内に保育課（入園手続き・施設運営・職員研修を担当）と子育て支援課（子育て家庭センター、母子保健・児童福祉を担当）が集約されているが、比較的継続して両ポストに有資格者（保育士等）が就いている。子育て支援課の専門職（保健師 6 名、家庭児童相談員 3 名等）が年間 460 件程度のケースを支援している。 • 一人の子どものケースに、複数の課での対応が必要なケースはよくあるため、迅速に部内で情報共有し、必要に応じて園や家庭への支援につながっていく流れを作ることを意識的に取り組んでいる。 	P
<ul style="list-style-type: none"> • 統合保育審査委員会で加配の判断と人数を決定している。加配の必要性が高い子どもは、すでに加配職員がいて枠が空いている園に優先的に案内しており、枠がない場合は公立園で受け入れる運用としている。 • 【訪問支援】子育て育成グループの保育士が年 2 回（5 月・11 月）全ての園を巡回している。5 月は入所後の子どもや家庭の状況把握、11 月はそれにプラスして次年度加配対象児の確認が主目的だが、園からの相談にも対応している。 • 入所申込みの段階で、事前に保育所等へ支援が必要な家庭の希望がある場合は伝えている。当市では元々複数あった公立園を民営化し、現在公立保育所は 1 園のみとなっているが、民営化された園も協力的に要支援家庭を受け入れている。 	Q
<ul style="list-style-type: none"> • 主として子育て福祉課と教育保育課が連携しており、子どもに関しては教育保育課、家庭支援については子育て福祉課が対応している。 	R

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援課、こども家庭相談課、母子保健部署、教育課、福祉課等と、ケースに応じて適宜連携している。関係課が多岐にわたるため事前の情報共有が難しい場合もあるが、各家庭の状況に応じて各課が柔軟にイニシアチブをとり対応している。 • 国による加配制度を利用しており、町独自では行っていない。 	S
<ul style="list-style-type: none"> • 令和 5 年の機構改革により教育委員会の中にこども課が設置され、母子保健から学校教育まで一元化された体制となった。改革の背景にはこども家庭庁設立と現町長のこどもまんなかを推進していくという強いリーダーシップがあったと感じている。当初は学校教育側と福祉側の目線合わせに難しさがあったが、教育側にも要対協に参画してもらったり、指導主事と福祉担当者が学校へ同行訪問するなどの取組を通じて、学校との連携が非常にスムーズになった。 	T

④ 要支援家庭を受け入れている保育所等への研修等に関する支援施策

要支援家庭への対応力向上を目的として、要対協等の枠組みを活用した事例検討型研修や、関係職種が参加する研修を継続的に実施している市区町村を認めた。あわせて、国や市区町村のガイドライン等の情報提供や、会議・研修を通じた知識共有を行うことで、保育所等における対応の共通理解と実践の底上げが図られていた。

図表 4-119 要支援家庭を受け入れている保育所等への研修等に関する支援施策

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> • 今年度初めて関係者向け研修を実施した。初回でもあり関係者の連携強化に注力することも目的の 1 つとして未就学児施設に対象を限定したが、職位を問わず 50 名超が出席し、認可保育所では 31 園中 16、7 園が参加した。講師にはこども子育て会議の委員を務めていた大学教師招聘し、講師報酬金は一般財源にて対応した。内容は参加者からも担当課としても好評であり、来年度も予算立てして継続予定である。また、不適切な保育や虐待についての研修も別途実施している。 • 保育所に対して国等のガイドラインを送付したり、職員会議での知識共有を促進している。 	L
<ul style="list-style-type: none"> • 4 か月健診時に個人情報取扱に関する同意を取得しており、それに基づいて、市のシステムで全児童の所属状況を一元管理している。 • 教育センターが一括し、月 1 回程度実施している。園内研修に対する助言も行っている。 	N
<ul style="list-style-type: none"> • 年 3 回の要対協実務者会議の中で研修を実施している。内容は事例検討・グループワークやロールプレイが中心であり、こどもの就学期への移行やきょうだい児ケースを含めた対応ができるよう、未就学児施設から学校関係者、児童相談所、社協等幅広い関係者が参加している。研修テーマは参加者アンケートに基づき検討しており、研修講師としてはテーマに応じて内部職員（保健師、スクールソーシャルワーカー、特別支援学級教員等）と外部の専門職に適宜依頼している。年度当初に研修費用を予算確保しているが、不足する場合は補正予算や他予算と調整のほか、内部講師に依頼するなどして対応している。参加者からは大変好評で、研修を楽しみに会議に参加する人もいる。 	O
<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援課主催で年 1 回、虐待予防を含めたこどもや保護者への対応に関する研修を実施している。テーマは都度選定し、1 回 2 時間程度、ワークを交える年もある。講師は児童相談所職 	P

回答内容	回答者
員が務めることが多く、7年以上継続して実施している。対象者は採用から8年以内の保育士で毎回20-30人が参加、参加者からは具体的な対応方法が学べて良かったという意見がある。	
<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村主催で公開保育、障害児等療育支援事業（年間約30回）、人権・障害児差別に関する研修（年1回、未就学施設の全職員対象）、学校の所管課が主催の研修を実施している。公開保育は一般的な保育援助や環境についての内容で行っている。 • 療育支援事業は障害の有無によらず関わり方難しい子どもへの対応をテーマに、県からの委託で近隣市区町村の社会福祉法人が講師を派遣し実施している。希望園が対象ケースを挙げ、その園内で事例検討を中心とした形で行っているが、他園職員も参加可能であり、全保育施設と幼稚園含め30回/年程度開催されている。参加者からは、個別の子どもに対する関わり方を学ぶことができ、家庭背景の話も含めて検討できるので、園として学ぶことが多いとの声がある。また保健師も参加し、健診や家庭の状況を共有することもできていて、ケース会議の役割も兼ねている。 	Q
<ul style="list-style-type: none"> • 年1回の人権研修を教育保育課主催で実施している。今年は虐待についての研修を、保育所等の全職員を対象として行った。 	R
<ul style="list-style-type: none"> • こども家庭相談課が主催し、年2回、障害や発達に関する内容の対面研修を実施。巡回支援の専門職（作業療法士、言語聴覚士、こども相談員）が講師を努め、ほぼ全施設から職員が参加し、令和7年度実績で51名が参加、46名からアンケート回答があり全員が参考になったとの結果が得られた。 	S

⑤ 要支援家庭を受け入れている保育所等への訪問支援に関する支援施策

保育所等への定期的な巡回訪問や、園からの要請に応じた専門職による訪問支援を通じて、要支援家庭や配慮が必要な子どもへの対応を支援している市区町村を認めた。訪問時には、こどもの行動観察や保育士への助言、関係課との情報共有を行うことで、園における対応力の向上や早期支援につなげる取組が進められていた。

図表 4-120 要支援家庭を受け入れている保育所等への研修に関する支援施策

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> • こども・いじめ何でも相談課の保育教諭を派遣し、行動観察や相談対応を行っている（園からの相談は随時受付）。令和6年度実績で30園、60人の児童を対象に実施した。 	N
<ul style="list-style-type: none"> • 公立保育所2か所に副主幹（園長経験者）を各1名配置し、公立保育所等12か所を月1回程度訪問している。個別配慮が必要な子どもの確認や保育士への助言指導を行っており、内容によっては子育て支援課、こどもの発達支援課といった療育部門の課とも情報共有している。緊急性が高い場合は園から直接保育課や関係課に連絡してもらう運用としている。市内には公立園が12園と多いが、公立園がリードしていかなければという意識がある。 • 私立園については、市で相談を受け付け、地区の担当保健師に対応してもらう等している。他に、キッズサポート園訪問として、こどもの発達支援課所管の専門員（臨床心理士、児童指導員、保育士、教諭等）が園からの要請に応じて訪問し助言指導を実施している。 	P
<ul style="list-style-type: none"> • こども育成グループの保育士が年2回（5月・11月）全ての園を巡回している。5月は入所後のこどもや家庭の状況把握、11月はそれにプラスして次年度加配対象児の確認が主目的だが、 	Q

回答内容	回答者
園からの相談にも対応している。	
・巡回訪問（保育ソーシャルワーカー）と、巡回相談（特別支援コーディネーター、心理師、作業療法士、大学教授）を実施しており、いずれも国庫補助金「こども・子育て支援体制 整備総合推進事業 補助金」を活用している。それぞれ年 2 回、1 施設あたり 1 回 2 時間、最大 3 名の児童について相談可能である。どの保育所等も過去に 1 回は利用実績があり、対象児の成長に応じて毎年継続的に利用している園もある。他、虐待担当の家庭支援係によるオレンジネットワークの巡回訪問（年 1 回）、公立園の多文化共生担当者による外国ルーツを持つ家庭への支援についての巡回支援もある。	R
・要対協登録児については、年 2 回、保育所等への巡回訪問（兼実務者会議）を行っている。また、地域障害児支援体制強化事業として全保育所に年 2 回支援員が巡回し、発達障害の早期発見・早期支援の観点からこどもの行動観察や保育士等に関わり方や配慮の仕方を助言している。当町の特徴として本事業を町の直営で担っており、会計年度任用職員の巡回保育士 1 名、正規職員の臨床心理士 1 名、外部委託でこども相談員 1 名、作業療法士 3 名、言語聴覚士 1 名が担当している。職員の前職や勉強会でのつながり等で人材確保に苦労はなかった。保護者や園からの依頼による巡回も適宜追加で実施しており、家庭にもフィードバックしている。職員自身も自己研鑽に努めており、業務上必要な外部研修には勤務扱いで参加することもある。	S
・年 2 回（年少～年長）、精神科病院の心理士 3 名に委託し巡回相談を行っている。対象は健診や園からの相談での気になる児童で、保護者の同意に基づき結果は各家庭にもフィードバックしている。巡回時の支援だけでなく、対象児の経過を把握し、町全体的な視野で支援してもらうため常駐という形に変更した経緯がある（病院側に委託料を支払っている）。保護者側にとっても専門職からの説明は受け入れやすいというメリットもある。	T

⑥ 要支援家庭を受け入れている保育所等への市区町村独自の支援施策

ヒアリング対象市区町村のうち、2 市区町村から独自の補助制度を活用し、特別支援コーディネーターの全園配置や障害児保育事業の実施など、園内支援体制を強化する取組が進められていた。これらの施策は、人件費・設備費への支援や継続的な研修の提供を通じて、障害の有無や外国籍の別を問わず、こども一人ひとりに応じた支援を行える環境整備を目的としていた。

図表 4-121 要支援家庭を受け入れている保育所等への市区町村独自の支援施策

回答内容	回答者
・市独自の補助金により、特別支援コーディネーター制度を実施している。全園に特別支援コーディネーター 1 名（園からの推薦者を市が任命）を配置し、園内での支援のハブ役として、障害児支援だけでなく外国籍児童の言語面でのサポートにも対応している。任命時及び継続的な研修を市から提供している。継続研修については、昨年度 2 回、今年度 3 回パッケージで行い、内容としては実際の事例を用いてグループワークを実施している。	N
・町独自の取組として、障害児保育事業を実施している。障害児（発達障害含む）を受け入れる園に対し人件費や設備費に使用可能な補助金を提供する事業で、ほぼすべての園で利用されている。対象児は町内居住者で、町外施設を利用しているケースも対象となる。	T

⑦ 要支援家庭に対する就学支援

要支援家庭のこどもの就学支援について、3 市区町村の取組内容は以下のとおりである。いずれも教育委員会や市内の教育担当部署が関わり、在園中から就学に向けた丁寧な引継ぎと保護者支援が行われていた。

図表 4-122 要支援家庭に対する就学支援

回答内容	回答者
•教育委員会が主に担当し、就学支援センターを設けている。保護者には個別相談の利用を市や園から案内している。	L
•ケース会議を開催し、在籍園の先生や園長、教育委員会、入学予定の小学校教頭等で直接引継ぎを行っている。	O
•年長児には学校教育係と訪問し、就学先の検討を含めて小学校への接続支援を行っている。	T

⑧ 要支援家庭の対応に関する課題と展望

要支援家庭への対応においては、担当職員一人当たりのケース数の多さや専門人材の不足により、予防的支援やきめ細かな対応を継続することが難しいとの課題が複数指摘された。今後は、人口規模に応じた職員配置基準の明確化や専門職派遣等の支援、人材育成の体系化、アウトリーチ型支援や費用負担軽減策の充実を通じ、持続可能な支援体制の構築を求める意見もあった。

図表 4-123 要支援家庭の対応に関する課題と展望

回答内容	回答者
•同じ部内で相談できる体制があり、要対協で情報共有も可能となっているため、現在の体制で特段困っていることはない。	K
•人員の安定した配置が課題である。配属された職員がすぐにできる業務ではないため、体制づくりが必要と感じている。人員はほしいが組織的な制約で実現が難しいため、まずは現在の体制を維持できるよう努めている。 •現状、職員自身が研修参加などを通じて知識を深めながら対応しているが、専門的な知識があり対応できる人材の派遣制度があるとよい（派遣可能な外部機関の紹介含む）。市での人材確保が困難なため、国が虐待や不適切な保育、要支援家庭等への対応を支援する専門組織を設置し、各市区町村が活用できるようにしてほしい。	L
•担当者が 100 件程度支援ケースを抱えており、人手不足が深刻となっている。予防業務の効果は数値で見えにくく、予算・人員確保が困難である。 •経済的理由で入所できない家庭があり、不適切な養育による負の連鎖を断ち切るためにも、3 歳までの保育所の利用料と給食費を無償化してほしい。乳幼児期の愛着形成は非常に重要であり、成長後の介入よりも効果も大きいと感じている。 •この領域に携わる職員のスキルアップについては個に委ねられている面もあるため、人材確保と組織的・計画的な人材育成システムの構築が必要である。	O
•特に保育所等への支援について専門性のある人材確保に関する支援がほしい。	P
•困り感を感じていない家庭にアプローチできない状況を課題に感じており、このような家庭へ訪問で	R

回答内容	回答者
<p>きるような事業があればよいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材確保、及び専門職の確保を支援してほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> 転入者が多く、県外からの転入者は従前の市区町村からの情報提供がない場合、本人達がSOSを出せないと支援に入ることが難しい。町単独では把握が難しく、関係機関との密な連携が必要なため、相談窓口の周知・啓発に一層力を入れる必要があると感じている。一方に対応する職員のキャパシティもあるため、バランスに配慮しながら広報を進める必要がある。 大型スーパーなど住民が利用しやすい場所での相談窓口開設を、担当者のアイディアベースだが考えている。県外転入者が大型商業施設で時間を過ごすことが多いため、そうした場所でのアウトリーチ体制を整備したい。他市区町村における大型商業施設での相談窓口等の事例や取組について、参考情報として全国規模で共有してほしい。 子育て世帯訪問支援事業、ショートステイのニーズが高いが、一部利用者負担が少なくない部分もあり気軽に利用することはできない状況である。また、一時保護、里親ショートステイの適用ハードルが高くなっており、緊急対応のための受け皿確保が必要である。 	S
<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育事業が町独自事業のため町負担が大きく、予算が年々増額しているため、国の補助がほしい。 診断や受給者証がないが、園側が「気になるこども」としてより注意を向けて加配対応している場合であっても現状では補助がない。このようなこどもに対する加配補助があれば、受入れの促進や手厚い支援につなげることができると思う。 	T

(2) 外国にルーツのある家庭

① 近年の受入れ動向

外国にルーツのある家庭の在籍数は地域により増加傾向又は横ばいと幅があるものの、国籍や言語の多様化が進んでいる実態が確認された。外国にルーツがあること自体を直ちに支援対象とするものではない一方、転入による孤立や文化・生活習慣の違いに起因して、個別の配慮や支援が必要となるケースが生じていた。

図表 4-124 近年の受入れ動向

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> 外国にルーツのある家庭は年々増加している。 	L
<ul style="list-style-type: none"> 約 3700 人の園児中、外国にルーツがあるこどもは約 140 人在籍している。数年前まではブラジルの方が一番多かったが、最近はフィリピンの方が一番多く 48 人、次にブラジル 31 人、ベトナム 24 人となっている。 外国籍者は工場勤務の方が多い状況は変わらない。フィリピン出身者が増加しているが当市が住みやすくなったのかは他部署の所管であり、保育課では分析できていない。 外国にルーツがあることと支援が必要ということを必ずしも結びつけているわけではない。 	M
<ul style="list-style-type: none"> 外国籍の方、特にベトナム籍・中国籍の方が多く、コロナ禍以降、家族を呼び寄せることで増加している。要保護児童として登録されている未就学児約 150 名のうち、外国籍の児童は感覚的に 1 割程度である。 もともとベトナム籍の方の小コミュニティが形成されていた地域的な背景がある。最近は多国籍化も 	N

回答内容	回答者
<p>進行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> •外国籍の方が増加し、ニーズが複雑化している。言語も多様化しているため通訳対応できる言語が追いついていない状況である。 •外国籍だからという理由で要保護登録児の割合が特段高いということはないが、叩いて育てることが普通という虐待ケースや、年上の兄弟が弟妹の世話をするのが当たり前という文化によるヤングケアラーケース、小学校入学を9月からと思い込んでいたケース等、文化や風習の違いによって支援が必要な家庭がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> •外国にルーツのある家庭は在園児1900人中約10人程度在籍している。推移は横ばいで極端な増減はなく、中国、モンゴル出身者が多い。 •外国にルーツがあることだけでは支援対象としていないが、転入により知り合いや協力者がいない環境的要因が孤立につながるケースもある。 	P
<ul style="list-style-type: none"> •外国籍の方は増加傾向にあり、特にベトナムの方が増えている。公立園では3分の1が外国籍という園もあり、意思疎通の困難さを感じている。 	Q
<ul style="list-style-type: none"> •外国籍家庭について、一定の転入はあるが、保育所入所に関する相談は思いのほか多くはなく、認可施設への申込みも数件程度で毎月必ずあるものではない。 	S
<ul style="list-style-type: none"> •外国にルーツがある家庭としては、最初はフィリピン・ネパール国籍者が多かったが、現在はベトナム国籍者が多い。要支援家庭としては一人親家庭の増加、外国籍の方の転入等により、支援家庭が徐々に増加している。 •外国籍者については、町内の工業団地での雇用により若い世代の外国籍者が増加し、妊娠から子育てに至る家庭が増えている。 	T

② 外国にルーツのある家庭への支援における困難

外国にルーツのある家庭への支援においては、文化や宗教、言語の違いにより、保護者との意思疎通や園生活上の調整に困難が生じるケースが確認された。また、就学前に集団生活の経験が乏しいこどもについては、発達面での課題が顕在化しやすく、専門的支援や特別な配慮につなぐ必要があるケースも指摘された。

図表 4-125 外国にルーツのある家庭への支援における困難

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> •外国にルーツのあるこどもの中には就学前に園に所属しない子もいる。これらの子は集団での生活経験や活動経験が乏しいため能力的に差が出てしまい、発達検査や特別支援につなげる必要があるこどもも多い。 	M
<ul style="list-style-type: none"> •文化や言語の違いによる支援の困難さがある。具体的には、宗教上の理由で特定の食べ物が食べられない場合の対応や、日本語が苦手な保護者への連絡帳等の対応がある。 	P
<ul style="list-style-type: none"> •日本語でのやり取りができない、手続きが難しい、理解が少ないといった言語面での課題がある。 	S

③ 外国にルーツのある家庭の把握から入所支援に関する取組

外国にルーツのある家庭については、入所選考において一般家庭と同様の基準を適用しつつ、庁舎窓口や転入時の手続きを通じて早期に接点を持ち、状況把握や入所勧奨を行う取組が確認された。保護者の利便

性を踏まえた入所先調整や、家庭訪問等によるアウトリーチを通じて、園未所属や支援につながない家庭を早期に支援へ結び付ける対応が行われていた。

図表 4-126 外国にルーツのある家庭の把握から入所支援に関する取組

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> • 庁舎窓口で、現在、家庭保育を行っているが、小学校への入学に向けて必要な準備や手続き等を教えてほしいという保護者からの相談を受けた場合には、未就学児施設への入所案内も含めた対応を行っている。 • また、どこの園にも属していない、健診にも来ていないといった状況がわからない子どもについては、子ども相談課で家庭訪問や連絡をするなどして、入所を勧めている。入所の際に、公立か私立かは考慮せず、保護者の利便性等を踏まえて入所先を決定している。 	M
<ul style="list-style-type: none"> • 入所調整にあたっては外国籍者も一般家庭と同様の選考を行っている。私立保育所等に配慮することはないが、外国ルーツの方が多く住んでいる地域に公立園が近いこともあり、自然と公立園で受け入れているケースが多い。最近では私立でも外国籍や支援が必要な家庭の受入れに対する使命感は浸透してきていると感じる。 	P
<ul style="list-style-type: none"> • 町の特徴として、転入時の児童手当手続きも同一部署で担っているため、その時点で行政として最初の接点を持っている。日本語でのコミュニケーション力や支援不足などの観点からスクリーニングを行い、早期に支援につなげている。 	T

④ 外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等への支援施策

外国にルーツのある家庭を受け入れる保育所等に対しては、庁内関係課の連携のもと、外国人支援員や通訳派遣、翻訳機の活用等を通じた言語面の支援等が行われていた。

図表 4-127 外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等への支援施策

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> • こども保育支援課、こども家庭センター、福祉課、生活保護担当部署等が連携しており、問題の性質によってどの課が主導するかケースバイケースで対応している。要対協はこども相談課こども相談係が所管している。 • やさしい日本語の使い方研修を近隣の児童発達支援センターで実施し、各園に紹介している。 • 県の外国人保育事業費補助金、国の補助事業については実務上利用が困難な利用要件がある。 • 市では、外国人支援員を会計年度任用職員として2人雇用（外国籍者）し、ポルトガル語とタガログ語、英語に対応している。以前は公立幼稚園に配置していたが、民営化により市役所に引き上げ、各園に必要なに応じて派遣する運用に変更した。支援内容は、行事や面談等の園生活上の支援、言葉の教室での言語訓練、知能検査の際の通訳支援等を行っている。日本滞在歴が浅い方では日本の制度や文化的背景の理解が及ばない面もあり、コミュニケーションに齟齬が生じることもある。子ども自身は適応がスムーズなことが多く、発達段階によっては支援員がいなくても良いケースも見受けられる。 • 市で国際交流センターからの通訳派遣費用の補助もっており、外国人支援員の対応が難しい 	M

回答内容	回答者
言語については国際交流センターからの通訳支援を利用できる。市職員で中国語が堪能な職員を派遣する（当該職員の好意による）こともある。	
・全私立園に翻訳機補助を実施している。また国際交流センターの通訳サービスも活用を案内している。	N
・利用者支援事業として、社会福祉協議会を通じて「高浜市総合サービス株式会社」（市の関連会社）に委託し、市独自に通訳派遣事業を昨年度から実施している（ベトナム語、ポルトガル語、英語対応）。入園説明会や面接など年間 20-30 件程度、公立園中心に利用があり、私立園にも案内しているが利用には至っていない。通訳者は外国籍の方で、通訳上の問題は確認していない。他に通訳者が常駐しているいきいき広場（一般に開放）も利用可能である。	Q
・外国籍家庭に対する通訳等の言語的支援は町としては行っておらず、個別の園で対応されている。 ・食事の配慮等、文化的、宗教的個別の対応についても、各園で対応しており、町に特段の相談はない。 ・保育所側からの相談には適宜対応している。コロナ禍では外国籍者に困窮世帯が多かったため、食糧支援や金銭面での支援の相談はあったが、最近は外国籍者を理由とするような相談はない。	T

⑤ 外国にルーツのある家庭の対応に関する課題と展望

外国にルーツのある家庭への対応においては、言語や文化の多様化により、通訳体制や人材確保、園における日常的な対応負担の増大が課題として指摘されていた。今後、多言語対応に関する財政的支援、研修や教材（動画等）の整備を通じ、現場の対応力を継続的に支える仕組みの構築を求める意見もあった。

図表 4-128 外国にルーツのある家庭の対応に関する課題と展望

回答内容	回答者
・外国人支援員の質の確保に課題がある。日本で生まれ育った方は日本の常識が通じるが、外国籍者は教育的背景も判断しづらく、日本の制度や文化への理解が難しい面もある。 ・要望としては、一つ目は外国人支援員配置への費用補助、二つ目は保育所等に対する加算として外国籍のこども 1 人につきいくらといった在園児に対する加算制度、3つ目は誰でも通園や一時預かりなどの制度説明を行う多言語対応の動画の提供をしてほしい。 ・学校ではテレビ通訳システムも導入しているが、未就学児には対面でないと伝わらない部分が多く、人の配置が必要と感じている。ただ、現状、外国人支援員を増員する予定はなく、場面に応じてはテレビ通訳システムの活用を検討してもよいかとも考えている。 ・今後は外国人支援員を中心に、外国語に触れて遊ぶプログラムを各園に提供したい。	M
・言語の多様化に通訳対応が追いついていない。多言語対応可能な通訳配置のための予算措置を講じてほしい。	N
・外国ルーツの方への支援に関する研修の提供や、食事制限に対応するため調理員確保のための人件費支援がほしい。 ・加えて、翻訳アプリ等の機材購入支援も希望したい。	P

回答内容	回答者
<ul style="list-style-type: none"> •外国籍の方が増加している中で意思疎通の困難さが課題であり、公立園で3分の1が外国籍という園もあるため支援の充実が課題である。 •外国籍者の増加に伴う対応を支援してほしい。 	Q

3) 市区町村を対象とした調査のまとめ

(1) 要支援家庭

アンケート調査の結果、要支援家庭や外国にルーツのある家庭を受け入れている保育所等が管内にある市区町村は66.3%であり、これらの家庭への対応が全国共通の課題であることが示された。また、要対協に登録されている未就学児の約7割が保育所等に在籍していることが明らかとなり、保育所等が既に要支援家庭と日常的な接点を持つ場として広く機能していることが示された。ヒアリング調査においても、こどもの総数が減少する一方で要支援家庭は増加又は高止まりしているとの回答が多くの市区町村で見られ、ひとり親世帯、経済的困難、保護者の精神的課題、DV・虐待、発達面の課題などが複合的に重なるケースが増加していることが確認された。

把握から入所支援にかけては、保育所等の利用が望ましい要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村は52.0%にとどまった。把握の主な方法としては、母子保健分野との連携、その他庁内連携、家庭訪問等が挙げられており、こども家庭センターの設置による児童福祉部門と母子保健部門との連携強化により、従来は把握されていなかった家庭が顕在化しているとの認識が多くの市区町村で共有されていた。また、令和7年度に未就園児を対象とした地域支援に関する取組を実施した市区町村は77.0%にのぼり、こうした取組を実施している保育所等のうち半数近くで要支援家庭のこどもの受入れ経験があることが明らかとなった。把握に取り組む市区町村では、取り組んでいない市区町村と比較して、保育所等への支援体制や入所相談時の支援、関係機関との連携が相対的に進んでいる傾向が確認された。要支援家庭からの入所相談を受けている市区町村は59.9%にのぼり、入所相談時には関係機関との連携、保護者との面談、同行支援、保育所等との事前の情報共有等が効果的な取組として挙げられた。ヒアリング調査においても、入所基準における加点の活用、要対協の意見書の活用、園との事前調整、面談への同行支援など、市区町村ごとに工夫した対応が行われていることが確認された。一方、家庭の背景・事情の把握の難しさや人員・ノウハウ不足が共通課題として示された。

入所後の支援については、保育所等に対する支援体制を整備している市区町村は40.2%にとどまった。支援の内容としては、保育所等からの相談対応、専門職による巡回・訪問支援、関係機関との連携調整、研修の企画・運営が中心となっていた。ヒアリング調査では、こども家庭センターや保育、子育て支援、教育関係等、各市区町村の組織体制や取組の特徴に応じた連携による支援体制を構築し、巡回支援、ケース会議、事例検討型研修等を実施している市区町村が確認された。また、市区町村独自の加配補助や特別支援コーディネーターの配置といった独自施策を講じている市区町村もみられ、こうした取組を通じて保育所等の負担軽減につながっている事例が確認された。就学期を迎えるこどもについては、教育委員会や小学校と連携して就学前から情報共有を行い、入学後の支援の円滑化を図っている市区町村が大半を占めた。

一方、要支援家庭への対応を主目的とした職員配置制度を有する市区町村は9.3%にとどまり、担当職員のケース過多、専門人材の確保、支援ノウハウの蓄積が共通課題として広く指摘された。支援が必要であっても困り感を自覚していない家庭へのアプローチの難しさも共通の課題として挙げられており、国による制度的・

財政的支援の拡充を求める声が多く寄せられた。

(2) 外国にルーツのある家庭

外国籍住民の人口比率と把握取組の有無との間に統計的な差は認められず、外国籍住民の規模にかかわらず把握に取り組む市区町村が一定数みられた。これは把握取組の有無が外国籍住民の規模よりも支援体制整備への意識と関連していることを示唆している。

把握から入所支援にかけては、保育所等の利用が望ましい外国にルーツのある家庭を把握するための取組を実施している市区町村は 16.2%であった。外国にルーツのある家庭を把握する取組を行っている市区町村では、要支援家庭の把握に関する取組の実施率及び保育所等への支援体制の構築に関する取組の実施率との強い関連がみられ、実際に外国にルーツのあるこどもの保育所等での受入れ割合も高く、入所相談時の保護者面談や保育所等・関係機関との連携を行う割合が高かった。外国にルーツのある家庭からの入所相談を受けている市区町村は 56.9%にのぼり、入所相談時には翻訳ツール等を活用した保護者との密なコミュニケーション、庁内関係課との連携、保育所等との事前の情報共有等が効果的な取組として挙げられた。

入所後の支援については、保育所等からの相談に対応している市区町村が 6 割強を占めた一方、支援を行っていない市区町村も 3 割弱あった。ヒアリング調査では、通訳支援員の配置や翻訳機器の導入、国際交流協会との連携等の取組を進めている市区町村が確認された。また、食事や宗教的配慮、日本の制度・生活習慣への理解支援など、生活全般にわたる配慮が現場で求められていることが確認された。就学期を迎えることについては、就学予定者の 6 割以上について関係機関との連携が行われており、教育委員会や小学校との連携のほか、通訳を介した説明や情報共有を行っている事例もみられた。

対応上の課題としては、家庭の背景・事情の把握の困難さが約 5 割の市区町村から挙げられたほか、多言語対応の限界と支援体制のばらつきが共通課題として示された。ヒアリング調査においても、言語の多様化に通訳対応が追いついていない状況や、翻訳機器導入に係る費用負担への財政的支援を求める声が複数の市区町村から寄せられた。

なお、ヒアリング調査に協力した市区町村に共通していたのは、外国にルーツがあること自体を特別視せず、支援の必要性に応じて対応するという姿勢であった。一方で、文化・言語の違いにより一般的な日本人にとっては障壁とならない事象が外国にルーツを持つ者にとっては大きな障壁となる場合があるとの指摘もあり、外国にルーツがあることのみをもって直ちに対応上の課題が生じるわけではないものの、対応が必要な場面では言語・文化の違いに起因する固有の困難が生じている実態が示された。外国にルーツのある家庭が全国的に増加・多様化している実態を踏まえると、外国籍住民の規模にかかわらず把握・支援体制の整備を段階的に進めることが求められる。

第5章 分析・考察

1. 調査の背景と政策上の位置づけ

「こども基本法（令和5年4月1日施行）」は、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるべきことを基本理念として掲げている。また、こどもが家庭において愛情を受けて養育されることを基本としつつも、家庭のみが養育の責任を負うものではなく、国、地方市区町村、地域社会で保護者を支え、こどもの健やかな育ちを保障することが求められている⁴。すなわち、こどもの健やかな育ちの保障は家庭の状況に左右されるべきものではなく、家庭に困難がある場合には社会全体で支えることが求められている。

こうした考え方を具体的な施策として示したものが「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」である。こども大綱においては、家庭の経済状況、養育環境、社会的孤立などの背景にかかわらず、すべてのこどもが健やかに成長できる環境を整備することが必要とされている。特に、困難を抱える家庭に対しては、早期から切れ目のない支援を行い、孤立を防ぐことの重要性が示されている⁵。

乳幼児期において、こうした家庭支援を具体的に担う重要な場の一つが保育所等である。保育所等は、こどもが長時間生活する場として発達を保障するだけでなく、保護者への相談支援や関係機関との連携を通じて家庭を支える役割を有している。「保育所保育指針（平成30年4月1日改定）」では、保護者への支援を保育所等の役割として位置づけており、特に支援を必要とする家庭については、関係機関と連携しながら対応することを求めている⁶。とりわけ、貧困、ひとり親家庭、保護者の疾病や障害等の事情により、養育上の困難を抱える家庭（以降、「要支援家庭⁷」という）では、こどもの心身の発達に影響を及ぼすことが懸念されるため、家庭の状況に応じた継続的かつ包括的な支援が必要である。

こうした保育所等の支援機能に関し、「保育政策の新たな方向性（令和6年12月20日公表）」では、これまでの「保育の量の拡大」を中心とした政策から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」及び「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」へと政策の軸を転換することが示された。この方向性のもと、保育所等には、保育の必要性のある家庭への対応にとどまらず、全てのこどもの養育や健やかな成長・発達を保障するとともに、家庭支援・地域の子育て支援を推進することが求められている。具体的には、要支援児童への対応強化として、保育所等における受入れや支援の体制強化、及び利用児童の家庭での養育上の課題に気づいた場合の関係機関との緊密な連携体制の構築が位置づけられている。また、多様なニーズへの対応として、異なる文化的背景を持つこどもやその保護者についても、その実態を踏まえながら保育所等への支援を進めることが位置づけられている。本調査が対象とする要支援家庭及び外国にルーツのある家庭への対応は、こうした政策の方向性の中に位置づけられるものである。

一方、近年は人口減少の進行に伴う労働力不足を背景として、外国人材の受入れが進められていることが

⁴ こども基本法 第三条第一項～第三項、第四条、第五条

⁵ こども大綱 第2章「こども施策に関する基本的な方針」、第3章「基本的施策」

⁶ 保育所保育指針 第4章「子育て支援」。なお、同指針における関係機関との連携は努力義務として位置づけられている。

⁷ 本調査における「要支援家庭」とは、保護者又はこどもの心身の障害・疾病、経済的困窮、ひとり親世帯等の事情により、関係機関と連携した助言・見守り等の対応が行われている家庭、及びそのような対応は行われていないものの、こどもの発達・養育に著しく支障が生じるおそれのある家庭を指す。

ら、全国的に外国籍住民の数が増加している。「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日閣議決定）」では、共生社会の実現を目指し、外国人及びその家族（以降、国籍に関わらず、外国につながる背景を持つ家庭を含める観点から「外国にルーツのある家庭」という）が地域社会で安定して生活できる環境の整備を含む総合的な施策を推進することが示されている⁸。外国にルーツのある家庭においては、言語や文化等の違いにより、子育てや保育所等の利用に困難が生じる場合がある。家庭の状況によっては、こどもの育ちに影響を及ぼすことが懸念されることから、適切な配慮及び支援が必要である。

以上のように、すべてのこどもの健やかな育ちの保障及び地域共生社会の実現の双方の観点から、家庭の状況や背景にかかわらず、すべてのこどもの健やかな育ちを社会全体で支えることが求められている。とりわけ、保育所に在籍する要支援家庭や外国にルーツのある家庭については、家庭の状況に応じた適切な支援を行い、こどもが安心して成長できる環境を確保することが重要である。このような観点に基づき、本章では、本調査で明らかになった要支援家庭、外国にルーツのある家庭の現状と課題を整理するとともに、今後の対応方針を提示する。

2. 保育所等における要支援家庭・外国にルーツのある家庭の現状と課題

1) 要支援家庭に関する現状と課題

(1) 保育所等における要支援家庭の現状

アンケート調査の結果、要支援家庭が在籍していると回答した保育所等は463件のうち258件と、全体の55.7%を占めた。在籍児童数が多い施設ほど要支援家庭が在籍する割合が高い傾向がみられるものの、在籍児童数が少ない施設においても一定の在籍が確認された⁹。ヒアリング調査においても、要保護児童及び要支援児童として認められていないものの、養育上の困難を抱えると考えられる家庭やこどもが増加していると感じるという意見が複数の回答者から寄せられた。これらの結果は、要支援家庭への対応が一部の保育所等に留ったものではなく、保育所等全体が広く直面している実態を示している。

要支援家庭が抱える困難の背景としては、保護者の養育力に課題があるケースや保護者自身が疾病や障害を抱えているケースなどがみられるが、アンケート調査の結果、複数の困難を重複して抱える家庭は要支援家庭の64.6%を占めることが明らかになった。本調査では、こうした困難の重複度を「課題の複合度」として三段階（低・中・高）に区分¹⁰した。課題の複合度が高い施設¹¹では、社会福祉法人と市区町村が運営母体の大半を占めており¹²、こうした施設が複合的な困難を抱える家庭への対応において福祉的な役割を担っていることがうかがえる。

⁸ 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

⁹ 在籍児童数20名未満の施設（小規模施設）の34.5%、在籍児童数100名以上の施設（大規模施設）の66.7%で要支援家庭が在籍しているという回答があった。

¹⁰ 要支援家庭の特徴として該当する項目をすべて選択する形式で回答を求めた。「課題の複合度」は、この設問の選択数に基づいて、家庭の状況を3つに分類したものである。具体的には、選択肢を1つ選択した場合を「低」、2～3つを「中」、4つ以上を「高」とした。

¹¹ 施設別の課題の複合度は、各施設が回答した事例（1施設につき最大3事例）の複合度を事例ごとに算出・分類したうえで、施設ごとに平均値を算出したものである。

¹² 施設別の課題の複合度「高」と「低」を比較すると、次の通りである。社会福祉法人：「高」45.2%、「低」34.2%。地方市区町村：「高」30.6%、「低」26.6%。

これらの家庭に対して、保育所等では日常的な送迎時の声かけ¹³（85.2%）や無連絡欠席時の電話確認（63.7%）、送迎時以外の保護者との面談（47.9%）といった個別対応を通じて、こどもや家庭の状況把握に努めていることがアンケート調査の結果、明らかになった。そのうえで、対応が必要な家庭については、職員会議や関係機関との会議を通じて対応方針を協議していることも確認された¹⁴。課題の複合度が高い事例ほど各対応の実施割合が高い¹⁵傾向がみられ、家庭が抱える困難の深刻さに応じて対応が多面的になることが示された。さらに、一部の保育所等では同行支援や家庭での養育の代行も実施されており¹⁶、保育所等が家庭の養育機能を直接支える役割を担っている事例も確認できた。

要支援家庭への対応のための職員を加配している保育所等は463件のうち39件（9.3%）、外部の専門職による巡回支援を活用している保育所等は87件（18.8%）であった。職員配置よりも巡回支援を活用する施設が多いものの、いずれも一部の施設にとどまった。注目されるのは、要支援家庭の在籍率が高い施設ほどこれらの割合が高い¹⁷点であり、通常の配置基準のみでは要支援家庭への十分な対応が行えず、追加の職員配置や外部資源の活用が必要な状況が生じていることを示唆している。ヒアリング調査においても、保育士の確保が難しい施設を中心に、日常の保育に従事する中では、個別対応や連携に十分な時間を割くことが困難であるという意見が寄せられており、人的余力の不足が広く共通する課題となっていることがうかがえる。

職員の資質向上を目的とした取組については、施設・法人内で研修を実施する保育所等が463件のうち396件（85.5%）を占め、広く実施されていることが確認された。研修内容をみると、社会福祉に関する取組を実施する施設は取組実施施設455件のうち197件（43.3%）であり、要支援家庭への対応を学ぶ保育所等が一定数存在することが明らかになった。課題の複合度が高い施設では他施設・関係機関との情報交換や施設内でのケース検討の実施率が高く¹⁸、困難事例を抱える施設ほど研修・取組の形態が多様化してい

¹³ 「送迎時の声かけ」には、家庭の状況を把握したい保護者に対して意図的に話しかけ、日常会話の中で情報を収集するような関わりが含まれており、保育士の重要な専門性であることが検討委員会の委員から指摘されたものの、本調査は「送迎時の声かけ」にどのような意図が含まれるかを確認する調査設計となっていないため、調査結果から保育士の専門性の程度を判断することは難しい。本調査の限界として付記する。

¹⁴ 要支援家庭として回答された事例311件に対して行っている対応をすべて選択する形式で回答を求めた。その結果、「貴施設外の関係機関と連携し、対応方針について相談・議論している」は64.6%、「職員会議で対応方針を相談している」は57.9%の保育所等が対応していると回答した。

¹⁵ 課題の複合度「高」と「低」を比較すると、次の通りである。「貴施設外の関係機関と連携し、対応方針について相談・議論している」：「高」82.9%、「低」62.7%。「無連絡での遅刻・欠席が続く際に、電話等で確認している」：「高」82.9%、「低」54.5%。「職員会議で対応方針を相談している」：「高」69.7%、「低」54.5%。

¹⁶ 要支援家庭として回答された事例311件に対して行っている対応をすべて選択する形式で回答を求めた。その結果、「公的支援を受けるための相談や手続きのため、市区町村等の関係機関に同行している」は12.2%、「食事・洗濯・入浴等、家庭で十分に行われていない保育を代行する」は7.4%の保育所等が対応していると回答した。課題の複合度「高」と「低」を比較すると、次の通りである。「公的支援を受けるための相談や手続きのため、市区町村等の関係機関に同行している」：「高」19.7%、「低」11.8%。「食事・洗濯・入浴等、家庭で十分に行われていない保育を代行する」：「高」17.1%、「低」6.4%。

¹⁷ 要支援家庭の在籍率「高」と「低」を比較すると、次の通りである。職員配置：「高」27.6%、「低」14.1%。巡回支援：「高」41.4%、「低」30.4%。

¹⁸ 課題の複合度「高」と「低」を比較すると、次の通りである。「他の保育所や関係機関等と情報交換を行っている」：「高」90.3%、「低」73.4%。「貴施設内で支援が必要な家庭の事例についてケース検討を行っている」：「高」64.5%、「低」51.9%。

る。一方、施設・法人外の研修への参加は課題の複合度による差が小さく¹⁹、外部研修は施設の困難度にかかわらず広く活用されていることがうかがえる。

対応上の課題として、どの段階でどこまで踏み込んだ支援を行うべきか判断が難しいという意見がヒアリング調査の協力者から寄せられた。特に、家庭の背景や事情を正確に把握できず保護者や家庭の養育力に疑義が生じる場合であっても、明確な兆候や関係機関からの問題提起がない段階では判断に苦慮するケースが多いという。アンケート調査においても、対応上の困難として「家庭の背景が見えづらく方針立案が困難」が最も多く挙げられており（36.3%）、課題の複合度が高い家庭ほど施設側が状況を把握しにくい現状²⁰が示された。

（2） 市区町村による要支援家庭の把握と保育所等に対する支援の現状

ヒアリング調査の結果、こどもの総数が減少する一方で要支援家庭は増加又は高止まりしているとの回答が多くの市区町村でみられた。家庭が抱える課題も、ひとり親世帯、経済的困難、保護者の精神的課題、DV・虐待、発達面の課題などが複合的に重なるケースが増加しており、対応の難しさが増している。こうした状況のなかで、市区町村アンケート調査の結果、要保護児童対策地域協議会（以降、「要対協」という）に登録されている未就学児の約 7 割が保育所等に在籍していることが明らかとなった。これは、保育所等が既に地域における要支援家庭の見守り拠点として広く機能していることを示すものであり、保育士による日常的な観察・見守り・伴走的支援が要支援家庭への対応において重要な役割を担っていることを示している。このような状況を踏まえると、要支援家庭を早期に把握し、適切な保育につなげる体制の整備が一層重要となっている。

しかし、アンケート調査の結果、保育所等の利用が望ましい要支援家庭を把握するための取組を実施している市区町村は回答市区町村 1,075 件のうち 559 件と 52.0%にとどまった。一方、管内の保育所等において要支援家庭のこどもを受け入れている市区町村は 66.3%であり、把握体制と実際の受入れ状況との間には乖離がみられる。この背景として、要支援家庭の把握に関する統一的な制度や法的な義務づけがないことが挙げられる。検討委員会の委員からは、市区町村が保育所等の利用が望ましい要支援家庭を把握することが難しいという意見が寄せられた。把握の主な方法としては、母子保健分野との連携、庁内連携、家庭訪問などが挙げられており、ヒアリング調査においても、乳幼児全戸訪問等の事業を通じて要支援家庭を把握しているとの回答がすべての調査協力者から得られた。また、児童福祉法の改正によりこども家庭センターの設置が努力義務とされ、児童福祉部門と母子保健部門との連携強化が図られたことにより、従来は把握されていなかった家庭が顕在化しているとの認識が多くの市区町村で共有されており、把握体制の整備が支援の入口として重要な役割を果たしていることが示された。

把握された要支援家庭については、入所相談を受けている市区町村が 59.9%にのぼる。入所相談時に効果的とされる支援として、関係機関との連携、保護者との面談、同行支援、事前の情報共有などが挙げられた。ヒアリング調査では、加点制度や要対協の意見書の活用、園との事前調整、園見学や面談への同行など、市区町村ごとに工夫した対応が行われていることが確認された。受入れ体制については、公立・私立を問わず対応する市区町村が多い一方、加配が必要な場合は公立施設で受け入れるなどの調整を行っている事例もみられた。

入所後の支援として、保育所等に対する支援体制を整備している市区町村は 40.2%であり、相談対応・

¹⁹ 課題の複合度「高」と「低」を比較すると、次の通りである。「貴施設・法人外で開催される研修に参加している」：「高」85.5%、「低」86.1%。

²⁰ 課題の複合度「高」と「低」を比較すると、次の通りである。「当該家庭の背景・事情が見えづらく、保育の方針を立てることが困難である」：「高」43.4%、「低」33.6%。

状況確認、関係機関との連携調整、研修の企画・運営が中心となっている。なかでも、児童相談所やこども家庭センター等との連携は特に効果的な取組として多く挙げられた。ヒアリング調査では、こども家庭センターや担当課が中心となって関係機関との連携による支援体制を構築し、心理職・保育士・作業療法士等による巡回支援、ケース会議、実務者会議、事例検討型研修などを実施している市区町村が確認された。また、市区町村独自の加配補助や特別支援コーディネーターの配置といった独自施策を講じている市区町村もみられた。就学期を迎えるこどもについては、教育委員会や小学校と連携して就学前から情報共有を行い、入学後の支援の円滑化を図っている市区町村が大半を占めた。

一方で、支援体制の整備・運営にあたっては、人材面と財政面の両面で課題が指摘された。要支援家庭への対応を主目的とした職員配置制度を有する市区町村は 9.3%にとどまっており、巡回支援等の制度を設けている場合でも専門職不足により支援が限定的となるケースがみられた。担当職員のケース過多や人材育成の難しさも広く指摘されており、支援が必要であっても困り感を自覚していない家庭へのアプローチの難しさも共通の課題として挙げられた。要対協への登録児童数の増加に加え、登録には至らないものの継続的な支援が必要な家庭も増加しており、関係機関が連携して対応している実態が確認された。こうした取組を支える財政的な負担は大きく、国による制度的・財政的支援の拡充を求める声が多く寄せられた。

2) 外国にルーツのある家庭に関する現状と課題

(1) 保育所等における外国にルーツのある家庭の現状

アンケート調査の結果、外国にルーツのある家庭のこどもを受け入れている保育所等は 463 件のうち 241 件と、全体の 52.1%を占めた。受入れ件数としては毎年 1～2 家庭など少数にとどまる施設が多い一方、地域や施設の特性によっては毎年の受入れ家庭数が多い施設もあり、受入れ状況は多様であった。在籍率 5%未満の施設が 69.4%を占める一方、在籍率が 10%を超える施設も 18.1%あり、地域や施設によって在籍の集中度に大きな差があることが確認された。また、外国にルーツのある家庭の在籍率が高い施設は営利法人の割合が高かった²¹。なお、本調査では、ルーツのある外国として、中国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、アメリカなどが確認された。

外国にルーツのある家庭を受け入れるにあたって配慮が必要と感じる内容としては、生活ルールの説明 (77.4%) や入所時の手続き (73.6%) が挙げられた。日常の保育場面においても、こどもに対しては、職員や他のこどもとのコミュニケーション (それぞれ 45.7%、37.4%) や食事習慣の違い (32.5%)、保護者に対しては、職員や他の保護者とのコミュニケーション (それぞれ 71.3%、30.6%)、子育て観・方針の違い (35.5%) への配慮が必要と回答する施設が多かった。ヒアリング調査においても、日本語での十分なコミュニケーションが難しい場合、保護者の意向や家庭状況の把握が不十分となり、誤解や行き違いが生じやすいという意見が寄せられた。これらの結果は、言語の壁や文化的背景の違いに起因する配慮の必要性が、受入れ時から日常の保育場面まで広く存在していることを示している。

こうした幅広い配慮の必要性に対して、保育所等では通訳の活用や翻訳アプリ等の利用を含む日本語でのコミュニケーション上の配慮 (65.5%) を中心として対応していることがアンケート調査の結果、明らかになった。ヒアリング調査においても、やさしい日本語の使用や翻訳アプリ・機器の活用、視覚的な資料を用いた説明など、工夫を重ねながら対応しているという実態が確認された。また、文化的背景の違いによる生活習慣や子育て観の相違、給食や行事への配慮等について、事前に園の方針を丁寧に説明し相互理解を図る取組も行われて

²¹ 外国にルーツのある家庭の在籍率「高」と「低」を比較すると、次の通りである。営利法人：「高」31.0%、「低」5.4%。

おり、こうした対応を通じて保護者の不安軽減や園生活への円滑な適応につながったとする声も多く聞かれた。一方で、どこまで個別対応を行うべきかの判断に迷うという意見もヒアリング調査の協力者から寄せられるなど施設側の戸惑いも確認された。

こうした対応の多くは施設内での工夫である一方、関係機関と連携している事例は 48.7%と半数近くにのぼった。保育所を所管する市区町村の部署との連携が最も多い(41.1%) 一方、通訳ボランティア・事業者(それぞれ 4.2%、1.9%)、国際交流協会・多文化共生センター(1.5%)等の専門性の高い社会資源の活用は極めて限定的であった。言語や文化的背景の違いへの対応においては、こうした専門的な支援資源との連携が有効であると考えられるが、保育所等がこれらの資源を把握・活用する機会や仕組みが十分に整っていない可能性が示唆される。

このような外国にルーツのある家庭への対応を目的として、配置基準より多くの職員を配置している保育所等は 463 件のうち 15 件(3.2%)、外部の専門職による巡回支援を活用している保育所等は 18 件(3.9%)であり、いずれもごく一部の施設にとどまった。職員の資質向上を目的とした取組として、異文化理解に関する取組を実施する保育所等は 455 件のうち 76 件と 16.7%であった。特に、在籍率が高い施設ほど異文化理解に関する研修の実施割合が高い傾向がみられた²²。

対応上の課題としては、265 件の事例のうち「課題はない」が 128 件で最も多く、48.3%を占めた。本調査では、外国にルーツのある家庭について、対応の要否を問わず外国にルーツがあることのみを定義として回答を求め、支援が必要な場合は要支援家庭の事例として回答することを依頼したため、回答者は幅広い状況の家庭を対象として回答したことが推察される。こうした調査設計を踏まえると、外国にルーツがあることのみをもって直ちに対応上の課題が生じるわけではないことが示されている。一方で、家庭の背景・事情が見えづらい(28.7%)、対応のためのノウハウ不足(21.9%)、職員不足(21.9%)を挙げる事例も一定数存在しており、対応が必要な場面では様々な困難が生じていることがうかがえる。

(2) 市区町村による保育所等に対する支援の現状

ヒアリング調査の結果、外国にルーツのある家庭は多くの市区町村で増加傾向にあり、国籍・言語の多様化が進んでいることが確認された。こうした状況のなかで、ヒアリング調査に協力した市区町村に共通していたのは、外国にルーツがある家庭を一律に支援対象とするのではなく、他の家庭と同様に支援の必要性に応じて判断するという姿勢であった。この点について、検討委員会の委員からは、外国にルーツのある家庭には幅があり、なかには支援を必要とする家庭があること、また、どのような家庭であっても文化的・言語的な配慮は必要であるとの意見が寄せられた。さらに、文化・言語の違いにより、一般的な日本人にとっては障壁とならない事象が、外国にルーツを持つ者にとっては大きな障壁となる場合があるとの指摘も挙げられた。

アンケート調査の結果、外国にルーツのある家庭を把握するための取組を実施している市区町村は 16.2%であった。これは、前述のとおり外国にルーツがあること自体を特別視せず、支援の必要性に応じて対応するという市区町村の姿勢を反映していると考えられる。一方で、外国にルーツのある家庭からの保育所等への入所相談があったと回答した市区町村は 56.9%、管内の保育所等で外国にルーツのある家庭受け入れている市区町村は 58.8%にのぼっており、実際には多くの市区町村で相談対応が行われている実態が示された。把握の仕組みの整備状況と相談対応の実態との間にみられるこの差は、制度的な把握の枠組みがないなかでも、現場レベルでは一定の対応が積み重ねられていることを示すものといえる。

²² 外国にルーツのある家庭の在籍率「高」と「低」を比較すると、次の通りである。異文化理解：「高」34.5%、「低」25.2%。

アンケート調査の結果、市区町村による支援の内容としては、保護者との個別面談、やさしい日本語や翻訳ツールを活用した情報提供、通訳支援のほか、庁内関係課や国際交流協会等の外部機関との連携が挙げられた。ヒアリング調査では、食事や宗教的配慮、日本の制度・生活習慣への理解支援など、生活全般にわたる配慮が現場で求められていることが確認された。さらに、就学期を迎えることについては、教育委員会や小学校と連携し、通訳を介した説明や情報共有を行っている事例がみられた。

一方で、支援にあたっての課題も多く指摘された。外国人支援員の配置や通訳派遣事業、翻訳機器の整備など独自の取組を進めている市区町村がある一方、対応可能な言語や支援が及ぶ場面・頻度が限定的であるケースも少なくなかった。また、外国人支援員については、日本の制度や文化的背景への理解にばらつきがあり、質の確保が課題として指摘された。言語の多様化に通訳対応が追いついていないという声も複数の市区町村から寄せられており、支援員の確保や翻訳機器導入に係る費用負担への財政的支援を求める意見も多かった。こうした取組の実施状況は市区町村間で大きく異なっており、小規模の市区町村では、施設の個別対応に委ねざるを得ない実態も確認された。支援体制の底上げに向けては、好事例の共有や財政的支援の拡充が今後の課題として示唆された。

3. 調査結果を踏まえた対応方策

本調査の結果、要支援家庭及び外国にルーツのある家庭への対応は、一部の保育所等や市区町村に限らず、全国共通で行われていることが改めて確認された。同時に、対応に必要な人材・財政・制度面の共通する課題も明らかとなった。こうした実態を踏まえると、今後は保育所等、市区町村、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、有機的に連携しながら、支援の質と量を底上げしていく必要がある²³。本節では現時点における対応方策を示す。

1) 保育所等の利用が望ましい要支援家庭・外国にルーツのある家庭の早期把握と入所支援

保育所等の利用が望ましい要支援家庭及び外国にルーツのある家庭の早期把握と保育所等への入所につなげる取組²⁴は、支援の入口として重要な役割を果たす。要支援家庭については、社会や支援とつながることに消極的だったり又は拒否的だったりすることがあり、入所に至らないことや入所に至るまでに相当程度の時間を要すなどで、適切な時期を逸する場合も想定される。乳幼児全戸訪問や検診時での把握にくわえ、サポートプランの作成など伴走型支援の取組が全国的に広がる中で、令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」については、これまで保育所等からの支援と接点がなかった家庭との早期の関係構築や状況把握の機会として機能することが期待される。こども家庭センター等を中心に、要支援家庭を社会や支援につなげるアウトリーチや端緒の手法としてのこども誰でも通園制度の積極的な活用は、これまで社会や支援とつながりを持ちづらかった家庭を保育所等の利用につなげる有効な方策のひとつであると考えられる。

加えて、保育所等が地域の子育て支援活動や園庭開放等を通じて接点を持った家庭の支援の必要性に気づき、こども家庭センター等の関係機関と連携して支援につなげる視点も重要である。保育所等が利用の有

²³ ただし、本調査の結果からは具体的な施策の内容・手段について明言することはできないことを付記する。より具体的な対策はさらなる調査等を踏まえたうえ精緻化を図る必要がある。

²⁴ 本項における早期把握と入所支援とは、保育所等の利用が望ましいと考えられるものの、利用を申請していない家庭に対する支援を指す。

無に関わらず、地域の家庭を見守る機能を有するためには、地域住民や関係機関と顔の見える関係性を構築し、地域全体で家庭を把握・支援できる体制整備が求められる。その手法のひとつとして、保育所等が地域子育て相談機関の役割を担っていくことも考えられる。保育所等は地域に根差したこどもに最も身近な社会資源であることから、人的・財政的な支援を充実させることで、地域子育て相談機関の機能を強化することは、こども誰でも通園制度とあわせて、要支援家庭の早期発見と入所支援につながる有効な方策となりうる。なお、こうした取組を進めるにあたっては、個人情報適切な取扱いについて関係機関間で共通認識を持つことが必要である。

2) 要支援家庭に対する支援体制の整備

要支援家庭が抱える課題は、ひとり親世帯、経済的困難、保護者の精神的課題、DV・虐待、発達面の課題などが複合的に重なるケースがみられ、対応の難しさが増している。アンケート調査では、課題の複合度が高い家庭ほど保育所等の対応が多面的になる傾向が確認されており、通常の保育業務に加えて個別対応や関係機関との連携を含む業務全体に相当の負担が生じている実態がうかがえる。こうした状況を踏まえると、保育所等及び市区町村・関係機関のそれぞれが役割を果たす支援体制を整備することが不可欠である。

アンケート調査の結果、要支援家庭対応のための職員を加配している保育所等は全体の 9.3%、保育所等がこうした職員を配置できる制度や仕組みを設けている市区町村も 9.3%と一部に限られており、加配の在り方について検討が必要であることがうかがわれた。保育所等においては、こどもたちが日中の多くの時間を過ごす生活の場であり、支援現場の最前線であることを鑑みると、職員の加配にあたっては、保育の担い手を増やすとともに、施設内での情報集約や外部の関係機関との連携を一体的に担う中核的人材の配置を検討する必要がある。こうした役割を担う職員は、保護者や地域との信頼関係の構築や多様な知識と経験が不可欠であるため、例えばこども家庭ソーシャルワーカー等の資格を有した者の配置（職員の取得奨励を含む。）を基本とし、地域・保護者との継続的な関係を構築できる体制を確保することが重要である。なお、保護者が制度の利用や関係機関への相談に不安を抱える場合には、こうした職員を通じて、こども家庭センター等につなげるとともに、必要に応じて後方支援の役割を担うことが期待される。さらに、保育所等が要支援家庭への対応力を自ら高める観点からは、施設・法人内での研修やケース検討を通じて、職員が日常的に学ぶ機会を確保することも重要である。困難事例を抱える以前から必要な知識・技術を習得できる環境を整えることが求められる。

要支援家庭への対応にあたっては、家庭の状態によって市区町村も中核的な役割を担う場面が多い。一方で、入所後の保育所等に対する支援体制を整備している市区町村は 40.2%にとどまっており、保育所等が困難に直面した際の後方支援体制は十分とはいえない。市区町村はこども家庭センターの機能を十分に駆使し、地域子育て相談機関、こども家庭ソーシャルワーカー、要支援児童等対応推進事業等との連携を強化し、巡回支援、ケース会議を通じた支援を充実させることが重要である。加えて、市区町村が要支援家庭への対応に関する実践的な研修を企画・実施し、保育所等が広く参加できる機会を確保することによって、保育所等における対応力の向上につながる。その際、単独での研修実施が困難な小規模市区町村については、近隣の市区町村が連携して合同で研修を実施するなど、地域の実情に応じた柔軟な実施体制を検討することも有効である。支援が必要であっても、困り感を自覚していない家庭へのアプローチの難しさや担当職員のケース過多といった課題は保育所等・市区町村に共通しており、多機関・多職種が連携して対応できる体制の整備が求められる。

3) 外国にルーツのある家庭に対する支援体制の整備

外国にルーツのある家庭は多くの市区町村で増加傾向にあり、国籍・言語の多様化が進んでいる。言語や文化の違いに配慮した対応が行われている中で、個別的な支援が必要となるケースも多く、生活ルールの説明や入所時の手続きをはじめ、子どもや保護者とのコミュニケーション、食事習慣・子育て観の違いへの配慮など、受入れ時から日常の保育場面まで幅広い対応が求められる。外国にルーツがあることのみをもって直ちに対応上の課題が生じるわけではないが、対応が必要な場面では言語・文化の違いに起因する固有の困難が生じており、こうした実態を踏まえた支援体制の整備が求められる。

保育所等においては、日常の保育場面でできる対応を積み重ねることが重要である。やさしい日本語の使用、翻訳アプリ・機器の活用、視覚的な資料を用いた説明などを組み合わせることで、言語の壁を一定程度緩和することができる。また、入所時に園の方針や生活ルールを丁寧に説明し相互理解を図ることが、保護者の不安軽減や園生活への円滑な適応につながることも確認されている。こうした対応の質を高めるためには、施設・法人内での異文化理解に関する研修や事例検討を通じて、職員が自ら学ぶ機会を継続的に確保することが求められる。

市区町村・関係機関には、保育所等が単独では対応しきれない場面への積極的な関与が求められる。宗教食への対応や日本語が全くわからない子どもの保育など、施設単独での対応が困難な場面において、保育所等に一律に委ねるのではなく、通訳・支援員の確保、翻訳機器の整備、国際交流協会や多文化共生支援機関など専門的な支援資源との連携窓口の設置など、市区町村としてのバックアップ機能を強化することが求められる。また、保護者が行政手続きや関係機関への相談に際して言語の壁に直面する場面では、通訳・支援員による同行支援が有効であり、市区町村がこうした対応を担える体制を整備することが重要である。保育所等における対応力を向上する観点からは、市区町村が異文化理解に関する研修を企画・実施し、保育所等が広く参加できる機会を確保することも重要である。異文化理解に関する研修の実施は16.7%にとどまっており、在籍状況にかかわらず学ぶ機会が得られる環境を整えることが必要である。小規模市区町村においては、近隣の市区町村と連携した合同研修の実施も有効な選択肢となる。

ICTツールについても、市区町村による支援基盤の一部として位置づけることが有効である。AIの進歩により翻訳サービスの精度・利便性は大きく向上しており、日常的なコミュニケーションを補助する手段として活用が期待される。一方、インターネット環境が整備されていない保育所等も確認されていることから、ICTツールはあくまで対面での個別対応や専門的な通訳支援を補完する手段として位置づけた上で、環境整備を含むICT活用支援を進めることが有効と考えられる。

第6章 成果の公表方法

本事業の成果として、株式会社 NTT データ経営研究所のウェブサイト上に本報告書を掲載する。

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
保育所等における要支援家庭及び異なる文化的背景を持つ子どもや
その保護者への支援の実態に関する調査研究
報告書

令和8（2026）年3月
株式会社NTTデータ経営研究所